

那覇市公報

第 1 6 6 4 号

毎月 2 回 1, 1 5 日発行

発 行 所

那覇市泉崎 1 丁目 1 番 1 号

那覇市総務部総務課

目 次

◇規 則◇

- 那覇市女性の職業生活における活躍の推進に関する法律の特定事業主等を定める規則（人事課）…………… 1885
- 那覇市保育所設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則（こどもみらい課）…………… 1886
- 那覇市青少年問題協議会設置条例施行規則の一部を改正する規則（健康増進課）…………… 1888
- 那覇市保健所長に対する事務委任規則の一部を改正する規則（健康増進課）…………… 1889

◇告 示◇

- 個人情報業務届出書及び個人情報業務廃止・変更届出書の公表について（総務課）…………… 1891
- 平成 27 年度那覇市一般廃棄物処理手数料の徴収事務委託について（変更契約）（廃棄物対策課）…………… 1962
- 那覇広域都市計画道路の変更について（都市計画課）…………… 1963
- 那覇広域都市計画公園の変更について（都市計画課）…………… 1964
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく医療機関の指定について（保護管理課）…………… 1965
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく医療機関の廃止について（保護管理課）…………… 1966
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく介護機関の指定について…………… 1883

（保護管理課）	1967
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留 邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく介護機関の廃止について （保護管理課）	1968
○那覇市建築等に伴う公害防止指導要綱の一部を改正する要綱（環境保全課）	1969

◇公 告◇

○入札公告の訂正について（なはまちなか振興課）	1982
○なは市民活動支援センターの管理を市長等が行うことについて （まちづくり協働推進課）	1982
○会議開催の公告（秘書広報課）	1983
○那覇広域都市計画道路事業の事業計画変更認可に係る縦覧について（道路建設課）	1984
○那覇広域都市計画道路事業の事業計画に係る周知について（道路建設課）	1985
○住民票の職権消除の公示について（ハイサイ市民課）	1986
○住民基本台帳の一部の写しの閲覧状況の公表について（ハイサイ市民課）	1986
○開発行為に関する工事の完了について（建築指導課）	1990
○開発行為に関する工事の完了について（建築指導課）	1991

◇選挙管理委員会告示◇

○直接請求に要する選挙権を有する者の数について	1992
-------------------------------	------

◇監査委員公表◇

○平成 27 年度後期定期監査の結果について（公表）	1993
----------------------------------	------

◇正 誤◇

○那覇市公報第 1660 号の正誤	2016
-------------------------	------

規 則

那覇市規則第 6 号

平成28年 2 月 17 日

公 布 済

那覇市女性の職業生活における活躍の推進に関する法律の特定事業主等を定める規則をここに公布する。

那覇市長 城 間 幹 子

那覇市女性の職業生活における活躍の推進に関する法律の特定事業主等を定める規則

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律施行令(平成27年政令第318号)第1条第2項の規則で定めるものは、次の表の左欄に掲げるものとし、それぞれ同表の右欄に掲げる職員についての特定事業主行動計画を定めるものとする。

市長	市長が任命する職員
議会の議長	議会の議長が任命する職員
選挙管理委員会	選挙管理委員会が任命する職員
代表監査委員	代表監査委員が任命する職員
消防局長	消防局長が任命する職員
上下水道事業管理者	上下水道事業管理者が任命する職員

付 則

(施行期日)

1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

(この規則の失効)

2 この規則は、平成38年3月31日限り、その効力を失う。

那覇市規則第 7 号

平成28年 2 月17日

公 布 済

那覇市保育所設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市長 城 間 幹 子

那覇市保育所設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則

那覇市保育所設置及び管理条例施行規則(1964年那覇市規則第13号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
[別表 別記]	[別表 別記]
備考	
1 表の改正規定において、改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)及び改正部分に係るけい線に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)及び改正後部分に係るけい線がない場合には、当該改正部分及び当該改正部分に係るけい線を削る。 2 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	

付 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

[改正前 別記]

別表(第2条関係)

名称	定員
那覇市めもと橋保育所	<u>24人</u>
那覇市松川保育所	[略]
那覇市宇栄原保育所	<u>90人</u>
[略]	

[改正後 別記]

別表(第2条関係)

名称	定員
那覇市松川保育所	[略]
那覇市宇栄原保育所	<u>99人</u>
[略]	

那覇市規則第 8 号

平成28年 2 月 17 日

公 布 済

那覇市青少年問題協議会設置条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市長 城 間 幹 子

那覇市青少年問題協議会設置条例施行規則の一部を改正する規則

那覇市青少年問題協議会設置条例施行規則（昭和56年那覇市規則第14号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(幹事会) 第3条 〔略〕 2 幹事会は、次に掲げる者をもって組織する。 生涯学習部副部長、生涯学習課長、生涯学習課青少年育成室長、学校教育課長、教育相談課長、教育研究所長、市民生活安全課長、健康増進課長、こども政策課長、こどもみらい課長、子育て応援課長 3～7 〔略〕	(幹事会) 第3条 〔略〕 2 幹事会は、次に掲げる者をもって組織する。 生涯学習部副部長、生涯学習課長、生涯学習課青少年育成室長、学校教育課長、教育相談課長、教育研究所長、市民生活安全課長、保健総務課長、健康増進課長、こども政策課長、こどもみらい課長、子育て応援課長 3～7 〔略〕
備考 改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分がない場合には、当該改正後部分を加える。	

付 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

那覇市規則第 9 号

平成28年 2 月17日

公 布 済

那覇市保健所長に対する事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市長 城 間 幹 子

那覇市保健所長に対する事務委任規則の一部を改正する規則

那覇市保健所長に対する事務委任規則（平成25年那覇市規則第48号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に関する事務） 第25条 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下この条において「法」という。）及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則（平成10年厚生労働省令第99号。以下この条において「省令」という。）に関する事務のうち、保健所長に委任する事務は、次のとおりとする。 （1）～（31） [略] （32） 法第37条（法第7条第1項において準用する場合を含む。）の規定による<u>医療に要する費用負担</u>に関すること。 （33） 法第37条の2第2項（法第7条第1項において準用する場合を含む。）の規定による<u>患者又はその保護者からの負担する費用の申請の受理</u>に関すること。 （34）～（40） [略]	（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に関する事務） 第25条 [略] （1）～（31） [略] （32） 法第37条第1項（法第7条第1項において準用する場合を含む。）の規定による<u>申請の受理及び医療費の負担の決定</u>に関すること。 （33） 法第37条の2第1項（法第7条第1項において準用する場合を含む。）の規定による<u>申請の受理及び医療費の負担の決定</u>に関すること。 （34）～（40） [略]
備考 改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

那覇市告示第 533 号

平成 28 年 2 月 26 日

掲 示 済

個人情報業務届出書及び個人情報業務廃止・変更届出書の公表について

那覇市個人情報保護条例第 7 条第 5 項及び同施行規則第 2 条第 2 項の規定に基づき、個人情報業務届出書及び個人情報業務廃止・変更届出書を別紙のとおり公表する。

那覇市長 城 間 幹 子

第1号様式(第19条関係)

個人情報業務届出書

平成28年1月18日

那覇市長 様

那覇市長 城間 幹子

那覇市個人情報保護条例第7条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

届 出 担 当 部 課	市民文化部 文化財課			電話917-3501 内線2606
個人情報管理責任者	文化財課長			
業 務 の 名 称	業務指導等に対する謝礼金			
業 務 の 目 的	発掘調査業務において助言・指導を受け、謝礼金を支払う			
個人情報の対象者	報償費を支払った者			
業務の開始年月日	平成28年1月18日			
個人 情報 の 記 録 の 内 容	一般的取扱事項			制限的取扱事項
	基本的事項	社会的活動	経済的活動	思想・信条等
	☒ 個人番号 ☒ 氏 名 ☒ 住 所 ☐ 性 別 ☒ 生年月日 ☐ 国 籍 ☐ 本 籍 ☐ 続 柄 ☐ 親族関係 ☐ 婚姻離婚 ☒ その他 (口座登録情報)	☐ 職 業 ☐ 地 位 ☐ 学 歴 ☐ 資 格 ☐ 団体加入 ☐ 賞 罰 ☐ 学業成績 ☐ 勤務成績 ☐ その他 ()	☐ 収 入 ☐ 資産状況 ☐ 公租公課 ☐ 経済取引 ☐ 公的扶助 ☐ その他 ()	☐ 思 想 ☐ 宗 教 ☐ 支持政党 ☐ 主義主張 ☐ 趣味嗜好 ☐ 犯 歴 等 ☐ その他 () 上記事項を取扱う理由
		心 身	その他	
		☐ 健康状態 ☐ 容 姿 ☐ 病 歴 ☐ 障がい程度 ☐ その他 ()	☐ ☐ ☐ ☐ ☐	
個人情報の収集方法	☒ 本人 ☐ 本人以外(本人同意・法令等・公知性・緊急性・審議会)			
個人情報の収集時期	☐ 定期(月～ 月) ☒ 随時(報償費支払時)			
本人への通知方法	☐ 文書 ☐ 口頭 ☐ 告示 ☐ 通知不要 (那覇市個人情報保護条例施行規則第3条第2項第 号に該当)			
個人情報の記録形態	☐ 文書 ☐ 図画 ☐ 電磁媒体 ☐ その他()			
備 考				

(注) 那覇市個人情報保護条例第7条第3項の届出をする場合は、その理由を「備考」欄に記入すること。

第1号様式(第19条関係)

個人情報業務届出書

平成28年2月1日

那覇市長 宛

那覇市教育委員会教育長

那覇市個人情報保護条例第7条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

届 出 担 当 部 課	学校教育部 学校教育課 電話 917-3506 内2624		
個人情報管理責任者	学校教育課長		
業 務 の 名 称	県費負担教職員の免許、任免、分限、懲戒、表彰及び服務その他身分取扱いに関する事		
業 務 の 目 的	地方教育行政の組織及び運営に関する法律、教育公務員特例法、教育職員免許法、那覇市立小学校及び中学校職員服務規程に基づき、学校教育の充実・発展に資するため。		
個人情報の対象者	那覇市立小中学校県費負担教職員及び那覇市教育委員会指導主事		
業務の開始年月日	平成10年4月1日		
個人 情報 の 記 録 の 内 容	一般的取扱事項		
	基本的事項	社会的活動	経済的活動
	☐ 個人番号 ☒ 氏 名 ☒ 住 所 ☒ 性 別 ☒ 生年月日 ☒ 国 籍 ☒ 本 籍 ☒ 続 柄 ☒ 親族関係 ☒ 婚姻離婚 ☒ その他 (顔写真)	☒ 職 業 ☒ 地 位 ☒ 学 歴 ☒ 資 格 ☒ 団体加入 ☒ 賞 罰 ☒ 学業成績 ☒ 勤務成績 ☐ その他 ()	☒ 収 入 ☐ 資産状況 ☐ 公租公課 ☐ 経済取引 ☐ 公的扶助 ☐ その他 ()
		心 身	その他
		☒ 健康状態 ☐ 容 姿 ☒ 病 歴 ☒ 障がい程度 ☐ その他 ()	☐ ☐ ☐ ☐ ☐
制限的取扱事項			
思想・信条等			
☐ 思 想 ☐ 宗 教 ☐ 支持政党 ☐ 主義主張 ☐ 趣味嗜好 ☐ 犯 歴 等 ☐ その他 () 上記事項を取扱う理由			
個人情報の収集方法	☒ 本人 ☒ 本人以外(本人同意・法令等・公知性・緊急性・審議会)		
個人情報の収集時期	☐ 定期(月～ 月) ☒ 随時(業務に伴う必要時)		
本人への通知方法	☐ 文書 ☐ 口頭 ☐ 告示 ☒ 通知不要 (那覇市個人情報保護条例施行規則第3条第2項第2号に該当)		
個人情報の記録形態	☒ 文書 ☐ 図画 ☐ 電磁媒体 ☐ その他()		
備 考	業務変更時に届出が必要だと認識していなかったため		

(注) 那覇市個人情報保護条例第7条第3項の届出をする場合は、その理由を「備考」欄に記入すること。

第1号様式(第19条関係)

個人情報業務届出書

平成28年2月1日

那覇市長 宛

那覇市教育委員会教育長

那覇市個人情報保護条例第7条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

届 出 担 当 部 課	学校教育部 学校教育課	電話	917-3506 内2624
個人情報管理責任者	学校教育課長		
業 務 の 名 称	県費負担教職員の福利厚生、公務災害及び研修に関すること。		
業 務 の 目 的	地方教育行政の組織及び運営に関する法律、教育公務員特例法、教育職員免許法、労働安全衛生法、那覇市立小学校及び中学校職員服務規程に基づき、学校教育の充実・発展に資するため。		
個人情報の対象者	那覇市立小中学校県費負担教職員及び那覇市教育委員会指導主事、講師		
業務の開始年月日	平成10年4月1日		
個人 情報 の 記 録 の 内 容	一般的取扱事項		
	基本的事項	社会的活動	経済的活動
	☒ 個人番号 ☒ 氏 名 ☒ 住 所 ☒ 性 別 ☒ 生年月日 ☒ 国 籍 ☒ 本 籍 ☒ 続 柄 ☒ 親族関係 ☒ 婚姻離婚 ☒ その他 (顔写真)	☒ 職 業 ☒ 地 位 ☒ 学 歴 ☒ 資 格 ☒ 団体加入 ☒ 賞 罰 ☒ 学業成績 ☒ 勤務成績 ☐ そ の 他 ()	☒ 収 入 ☐ 資産状況 ☐ 公租公課 ☐ 経済取引 ☐ 公的扶助 ☐ そ の 他 ()
	制限的取扱事項		
	思想・信条等		
☐ 思 想 ☐ 宗 教 ☐ 支持政党 ☐ 主義主張 ☐ 趣味嗜好 ☐ 犯 歴 等 ☐ そ の 他 () 上記事項を取扱う理由			
個人情報の収集方法	☒ 本人 ☒ 本人以外(本人同意・法令等・公知性・緊急性・審議会)		
個人情報の収集時期	☐ 定期(月～ 月) ☒ 随時(業務に伴う必要時)		
本人への通知方法	☐ 文書 ☐ 口頭 ☐ 告示 ☒ 通知不要 (那覇市個人情報保護条例施行規則第3条第2項第2号に該当)		
個人情報の記録形態	☒ 文書 ☐ 図画 ☐ 電磁媒体 ☐ その他()		
備 考	業務変更時に届出が必要だと認識していなかったため		

(注) 那覇市個人情報保護条例第7条第3項の届出をする場合は、その理由を「備考」欄に記入すること。

第1号様式(第19条関係)

個人情報業務届出書

平成28年2月1日

那覇市長 宛

那覇市教育委員会教育長

那覇市個人情報保護条例第7条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

届 出 担 当 部 課	学校教育部 学校教育課	電話 917-3506 内2624
個人情報管理責任者	学校教育課長	
業 務 の 名 称	元那覇市立小中学校校長の高齢者叙勲申請及び死亡叙位叙勲申請に関すること	
業 務 の 目 的	元那覇市立小中学校校長の在職期間中の功績に対する高齢者叙勲及び死亡叙位・叙勲の受勲申請のため。	
個人情報の対象者	元那覇市立小中学校校長で、那覇市立小中学校で退職した学校長及び遺族	
業務の開始年月日	平成21年4月1日	
個人 情報 の 記 録 の 内 容	一般的取扱事項	
	基本的事項	社会的活動 経済的活動
	☐ 個人番号 ☒ 氏 名 ☒ 住 所 ☒ 性 別 ☒ 生年月日 ☐ 国 籍 ☒ 本 籍 ☐ 続 柄 ☐ 親族関係 ☐ 婚姻離婚 ☒ その他 (顔写真)	☒ 職 業 ☒ 地 位 ☒ 学 歴 ☐ 資 格 ☐ 団体加入 ☒ 賞 罰 ☐ 学業成績 ☐ 勤務成績 ☐ その他 ()
		☐ 収 入 ☐ 資産状況 ☐ 公租公課 ☐ 経済取引 ☐ 公的扶助 ☐ そ の 他 ()
		☒ 健康状態 ☐ 容 姿 ☐ 病 歴 ☐ 障がい程度 ☐ そ の 他 ()
制限的取扱事項		
思想・信条等		
☐ 思 想 ☐ 宗 教 ☐ 支持政党 ☐ 主義主張 ☐ 趣味嗜好 ☐ 犯 歴 等 ☐ そ の 他 ()		
上記事項を取扱う理由		
個人情報の収集方法	☒ 本人 ☒ 本人以外(本人同意・法令等・公知性・緊急性・ <u>審議会</u>)	
個人情報の収集時期	☐ 定期(月～ 月) ☒ 随時(業務に伴う必要時)	
本人への通知方法	☐ 文書 ☐ 口頭 ☐ 告示 ☒ 通知不要 (那覇市個人情報保護条例施行規則第3条第2項第4号に該当)	
個人情報の記録形態	☒ 文書 ☐ 図画 ☐ 電磁媒体 ☐ その他()	
備 考	業務開始時に届出が必要だと認識していなかったため	

(注) 那覇市個人情報保護条例第7条第3項の届出をする場合は、その理由を「備考」欄に記入すること。

第1号様式(第19条関係)

個人情報業務届出書

平成28年2月1日

那覇市長 宛

那覇市上下水道事業管理者

那覇市個人情報保護条例第7条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

届 出 担 当 部 課	上下水道局配水管理課			電話 941-7805/7806
個人情報管理責任者	配水管理課長			
業 務 の 名 称	行政財産目的外使用許可			
業 務 の 目 的	申請者自宅への通行及び上水道引込管理設			
個人情報の対象者	行政財産目的外使用者			
業務の開始年月日	平成13年8月7日			
個 人 情 報 の 記 録 の 内 容	一般的取扱事項			制限的取扱事項
	基本的事項	社会的活動	経済的活動	思想・信条等
	☐ 個人番号 ☒ 氏 名 ☒ 住 所 ☐ 性 別 ☐ 生年月日 ☐ 国 籍 ☐ 本 籍 ☐ 続 柄 ☐ 親族関係 ☐ 婚姻離婚 ☐ そ の 他 ()	☐ 職 業 ☐ 地 位 ☐ 学 歴 ☐ 資 格 ☐ 団体加入 ☐ 賞 罰 ☐ 学業成績 ☐ 勤務成績 ☐ そ の 他 ()	☐ 収 入 ☐ 資産状況 ☐ 公租公課 ☐ 経済取引 ☐ 公的扶助 ☐ そ の 他 ()	☐ 思 想 ☐ 宗 教 ☐ 支持政党 ☐ 主義主張 ☐ 趣味嗜好 ☐ 犯 歴 等 ☐ そ の 他 ()
		心 身	その他	上記事項を取扱う理由
		☐ 健康状態 ☐ 容 姿 ☐ 病 歴 ☐ 障がい程度 ☐ そ の 他 ()	☐ ☐ ☐ ☐ ☐	
個人情報の収集方法	☒ 本人 ☐ 本人以外(本人同意・法令等・公知性・緊急性・審議会)			
個人情報の収集時期	☒ 定期(3月～ 月) ☐ 随時()			
本人への通知方法	☐ 文書 ☐ 口頭 ☐ 告示 ☐ 通知不要 (那覇市個人情報保護条例施行規則第3条第2項第 号に該当)			
個人情報の記録形態	☒ 文書 ☐ 図画 ☐ 電磁媒体 ☐ その他()			
備 考	業務開始時に届け出をするべきであったが、手続きが不要と誤認していたため。			

(注) 那覇市個人情報保護条例第7条第3項の届出をする場合は、その理由を「備考」欄に記入すること。

第1号様式(第19条関係)

個人情報業務届出書

平成28年2月1日

那覇市長 宛

那覇市上下水道事業管理者

那覇市個人情報保護条例第7条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

届 出 担 当 部 課	上下水道局総務課	電話 941-7801		
個人情報管理責任者	総務課長			
業 務 の 名 称	上下水道モニター申込みに関する業務			
業 務 の 目 的	上下水道事業に対する意見等を把握し、サービスの向上と効率的な事業運営の推進を図るため。			
個人情報の対象者	上下水道モニター応募者			
業務の開始年月日	平成10年4月1日			
個人 情報 の 記 録 の 内 容	一般的取扱事項			制限的取扱事項
	基本的事項	社会的活動	経済的活動	思想・信条等
	☐ 個人番号 ☒ 氏 名 ☐ 住 所 ☐ 性 別 ☐ 生年月日 ☐ 国 籍 ☐ 本 籍 ☐ 続 柄 ☐ 親族関係 ☐ 婚姻離婚 ☒ その他 ・年齢 ・連絡先 ・応募動機	☒ 職 業 ☐ 地 位 ☐ 学 歴 ☐ 資 格 ☐ 団体加入 ☐ 賞 罰 ☐ 学業成績 ☐ 勤務成績 ☐ そ の 他 ()	☐ 収 入 ☐ 資産状況 ☐ 公租公課 ☐ 経済取引 ☐ 公的扶助 ☐ そ の 他 ()	☐ 思 想 ☐ 宗 教 ☐ 支持政党 ☐ 主義主張 ☐ 趣味嗜好 ☐ 犯 歴 等 ☐ そ の 他 ()
		心 身	その他	上記事項を取扱う理由
		☐ 健康状態 ☐ 容 姿 ☐ 病 歴 ☐ 障がい程度 ☐ そ の 他 ()	☐ ☐ ☐ ☐	
個人情報の収集方法	☒ 本人 ☐ 本人以外(本人同意・法令等・公知性・緊急性・審議会)			
個人情報の収集時期	☒ 定期(4月～5月) ☐ 随時()			
本人への通知方法	☐ 文書 ☐ 口頭 ☐ 告示 ☐ 通知不要 (那覇市個人情報保護条例施行規則第3条第2項第 号に該当)			
個人情報の記録形態	☒ 文書 ☐ 図画 ☒ 電磁媒体 ☐ その他()			
備 考	業務開始時に届け出をするべきであったが、手続きが不要と誤認していたため。			

(注) 那覇市個人情報保護条例第7条第3項の届出をする場合は、その理由を「備考」欄に記入すること。

第1号様式(第19条関係)

個人情報業務届出書

平成28年2月1日

那覇市長 宛

那覇市上下水道事業管理者

那覇市個人情報保護条例第7条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

届 出 担 当 部 課	上下水道局総務課			電話 941-7801
個人情報管理責任者	総務課長			
業 務 の 名 称	水道ポスターコンクール出展申込みに関する業務			
業 務 の 目 的	水道週間ポスターコンクールを実施し上水道事業を広報するため。			
個人情報の対象者	水道ポスターコンクール応募者及び入賞児童の保護者			
業務の開始年月日	平成10年4月1日			
個人 情報 の 記 録 の 内 容	一般的取扱事項			制限的取扱事項
	基本的事項	社会的活動	経済的活動	思想・信条等
	☐ 個人番号 ☒ 氏 名 ☐ 住 所 ☐ 性 別 ☐ 生年月日 ☐ 国 籍 ☐ 本 籍 ☐ 続 柄 ☐ 親族関係 ☐ 婚姻離婚 ☒ そ の 他 ・保護者氏名 ・保護者連絡先 ・学校名 ・学年	☐ 職 業 ☐ 地 位 ☐ 学 歴 ☐ 資 格 ☐ 団体加入 ☐ 賞 罰 ☐ 学業成績 ☐ 勤務成績 ☐ そ の 他 ()	☐ 収 入 ☐ 資産状況 ☐ 公租公課 ☐ 経済取引 ☐ 公的扶助 ☐ そ の 他 ()	☐ 思 想 ☐ 宗 教 ☐ 支持政党 ☐ 主義主張 ☐ 趣味嗜好 ☐ 犯 歴 等 ☐ そ の 他 ()
		心 身	その他	上記事項を取扱う理由
		☐ 健康状態 ☐ 容 姿 ☐ 病 歴 ☐ 障がい程度 ☐ そ の 他 ()	☐ ☐ ☐ ☐ ☐	
	個人情報の収集方法	☐ 本人 ☒ 本人以外(本人同意・法令等・公知性・緊急性・審議会)		
	個人情報の収集時期	☒ 定期(4月～5月) ☐ 随時()		
	本人への通知方法	☐ 文書 ☐ 口頭 ☐ 告示 ☒ 通知不要 (那覇市個人情報保護条例施行規則第3条第2項第1号に該当)		
	個人情報の記録形態	☒ 文書 ☐ 図画 ☒ 電磁媒体 ☐ その他()		
備 考	業務開始時に届け出をするべきであったが、手続きが不要と誤認していたため。			

(注) 那覇市個人情報保護条例第7条第3項の届出をする場合は、その理由を「備考」欄に記入すること。

第1号様式(第19条関係)

個人情報業務届出書

平成28年2月4日

那覇市長 宛

那覇市上下水道事業管理者

那覇市個人情報保護条例第7条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

届 出 担 当 部 課	上下水道局料金サービス課			電話 941-7811
個人情報管理責任者	料金サービス課長			
業 務 の 名 称	「共同住宅における各戸検針及び水道料金等徴収」に関する契約業務			
業 務 の 目 的	共同住宅の給水装置所有者又は代表者及び共同住宅の居住者の水道メーター検針及び水道料金の徴収を居住者ごとに取り扱う便宜を図るため。			
個人情報の対象者	各戸検針契約を希望する共同住宅の給水装置所有者又は代表者、共同住宅の水道使用者（改造契約時のみ）			
業務の開始年月日	昭和54年4月1日以前			
個人 情報 の 記 録 の 内 容	一般的取扱事項			制限的取扱事項
	基本的事項	社会的活動	経済的活動	思想・信条等
	☐ 個人番号 ☒ 氏 名 ☒ 住 所 ☒ 性 別 ☒ 生年月日 ☐ 国 籍 ☐ 本 籍 ☐ 続 柄 ☐ 親族関係 ☐ 婚姻離婚 ☒ その他 （電話番号）	☐ 職 業 ☐ 地 位 ☐ 学 歴 ☐ 資 格 ☐ 団体加入 ☐ 賞 罰 ☐ 学業成績 ☐ 勤務成績 ☐ そ の 他 （ ）	☐ 収 入 ☐ 資産状況 ☐ 公租公課 ☐ 経済取引 ☐ 公的扶助 ☒ そ の 他 （契約建物の所有者確認）	☐ 思 想 ☐ 宗 教 ☐ 支持政党 ☐ 主義主張 ☐ 趣味嗜好 ☐ 犯 歴 等 ☐ そ の 他 （ ）
		心 身	その他	上記事項を取扱う理由
		☐ 健康状態 ☐ 容 姿 ☐ 病 歴 ☐ 障がい程度 ☐ そ の 他 （ ）	☐ ☐ ☐ ☐ ☐	
	個人情報の収集方法			
☒ 本人 ☐ 本人以外(本人同意・法令等・公知性・緊急性・審議会)				
個人情報の収集時期				
☐ 定期(月～ 月) ☒ 随時(契約受付時、契約変更時)				
本人への通知方法				
☐ 文書 ☐ 口頭 ☐ 告示 ☐ 通知不要 (那覇市個人情報保護条例施行規則第3条第2項第 号に該当)				
個人情報の記録形態				
☒ 文書 ☐ 図画 ☐ 電磁媒体 ☐ その他()				
備 考				
業務開始時に届け出をするべきであったが、手続きが不要と誤認していたため。				

(注) 那覇市個人情報保護条例第7条第3項の届出をする場合は、その理由を「備考」欄に記入すること。

第1号様式(第19条関係)

個人情報業務届出書

平成28年2月4日

那覇市長 宛

那覇市上下水道事業管理者

那覇市個人情報保護条例第7条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

届 出 担 当 部 課	上下水道局下水道課			電話 941-7808
個人情報管理責任者	下水道課長			
業 務 の 名 称	下水道敷占用許可業務			
業 務 の 目 的	下水道敷の占用許可業務（新規・更新）			
個人情報の対象者	占用許可を受けようとする者			
業務の開始年月日	昭和44年4月11日			
個人 情報 の 記 録 の 内 容	一般的取扱事項			制限的取扱事項
	基本的事項	社会的活動	経済的活動	思想・信条等
	☐ 個人番号 ☒ 氏 名 ☒ 住 所 ☐ 性 別 ☐ 生年月日 ☐ 国 籍 ☐ 本 籍 ☐ 続 柄 ☐ 親族関係 ☐ 婚姻離婚 ☐ その 他 ()	☐ 職 業 ☐ 地 位 ☐ 学 歴 ☐ 資 格 ☐ 団体加入 ☐ 賞 罰 ☐ 学業成績 ☐ 勤務成績 ☐ その 他 ()	☐ 収 入 ☐ 資産状況 ☐ 公租公課 ☐ 経済取引 ☐ 公的扶助 ☐ その 他 ()	☐ 思 想 ☐ 宗 教 ☐ 支持政党 ☐ 主義主張 ☐ 趣味嗜好 ☐ 犯 歴 等 ☐ その 他 ()
				上記事項を取扱う理由
	心 身		その他	
☐ 健康状態 ☐ 容 姿 ☐ 病 歴 ☐ 障がい程度 ☐ その 他 ()		☐ ☐ ☐ ☐ ☐		
個人情報の収集方法	☒ 本人 ☐ 本人以外(本人同意・法令等・公知性・緊急性・審議会)			
個人情報の収集時期	☒ 定期(3月～ 月) ☒ 随時(申請がある都度)			
本人への通知方法	☐ 文書 ☐ 口頭 ☐ 告示 ☐ 通知不要 (那覇市個人情報保護条例施行規則第3条第2項第 号に該当)			
個人情報の記録形態	☒ 文書 ☐ 図画 ☐ 電磁媒体 ☐ その他()			
備 考	業務開始時に届け出をするべきであったが、手続きが不要と誤認していたため。			

(注) 那覇市個人情報保護条例第7条第3項の届出をする場合は、その理由を「備考」欄に記入すること。

第1号様式(第19条関係)

個人情報業務届出書

平成28年2月4日

那覇市長 宛

那覇市上下水道事業管理者

那覇市個人情報保護条例第7条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

届 出 担 当 部 課	上下水道局下水道課			電話 941-7808	
個人情報管理責任者	下水道課長				
業 務 の 名 称	下水道管理者外工事の承認業務				
業 務 の 目 的	下水道法第16条に基づく、下水道工事の承認を行う。				
個人情報の対象者	承認を受けようとする者				
業務の開始年月日	昭和44年4月1日				
個人 情報 の 記 録 の 内 容	一般的取扱事項			制限的取扱事項	
	基本的事項	社会的活動	経済的活動	思想・信条等	
	☐ 個人番号 ☒ 氏 名 ☒ 住 所 ☐ 性 別 ☐ 生年月日 ☐ 国 籍 ☐ 本 籍 ☐ 続 柄 ☐ 親族関係 ☐ 婚姻離婚 ☐ その 他 (連絡先)	☐ 職 業 ☐ 地 位 ☐ 学 歴 ☐ 資 格 ☐ 団体加入 ☐ 賞 罰 ☐ 学業成績 ☐ 勤務成績 ☐ その 他 ()	☐ 収 入 ☐ 資産状況 ☐ 公租公課 ☐ 経済取引 ☐ 公的扶助 ☐ その 他 ()	☐ 思 想 ☐ 宗 教 ☐ 支持政党 ☐ 主義主張 ☐ 趣味嗜好 ☐ 犯 歴 等 ☐ その 他 ()	
		心 身	その他	上記事項を取扱う理由	
		☐ 健康状態 ☐ 容 姿 ☐ 病 歴 ☐ 障がい程度 ☐ その 他 ()	☐ ☐ ☐ ☐ ☐		
	個人情報の収集方法 ☒ 本人 ☐ 本人以外(本人同意・法令等・公知性・緊急性・審議会)				
	個人情報の収集時期 ☐ 定期(月～ 月) ☒ 随時(申請がある都度)				
本人への通知方法		☐ 文書 ☐ 口頭 ☐ 告示 ☐ 通知不要 (那覇市個人情報保護条例施行規則第3条第2項第 号に該当)			
個人情報の記録形態		☒ 文書 ☐ 図画 ☐ 電磁媒体 ☐ その他()			
備 考		業務開始時に届け出をするべきであったが、手続きが不要と誤認していたため。			

(注) 那覇市個人情報保護条例第7条第3項の届出をする場合は、その理由を「備考」欄に記入すること。

第1号様式(第19条関係)

個人情報業務届出書

平成28年2月4日

那覇市長 宛

那覇市上下水道事業管理者

那覇市個人情報保護条例第7条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

届 出 担 当 部 課	上下水道局下水道課	電話	941-7808
個人情報管理責任者	下水道課長		
業 務 の 名 称	下水道管理者外工事の許可業務		
業 務 の 目 的	下水道法第24条に基づく、下水道工事の許可を行う。		
個人情報の対象者	許可を受けようとする者		
業務の開始年月日	昭和44年4月1日		
個人 情報 の 記 録 の 内 容	一般的取扱事項		
	基本的事項	社会的活動	経済的活動
	☐ 個人番号 ☒ 氏 名 ☒ 住 所 ☐ 性 別 ☐ 生年月日 ☐ 国 籍 ☐ 本 籍 ☐ 続 柄 ☐ 親族関係 ☐ 婚姻離婚 ☒ その他 (連絡先)	☐ 職 業 ☐ 地 位 ☐ 学 歴 ☐ 資 格 ☐ 団体加入 ☐ 賞 罰 ☐ 学業成績 ☐ 勤務成績 ☐ そ の 他 ()	☐ 収 入 ☐ 資産状況 ☐ 公租公課 ☐ 経済取引 ☐ 公的扶助 ☐ そ の 他 ()
		心 身	その他
		☐ 健康状態 ☐ 容 姿 ☐ 病 歴 ☐ 障がい程度 ☐ そ の 他 ()	☐ ☐ ☐ ☐ ☐
制限的取扱事項			
思想・信条等			
☐ 思 想 ☐ 宗 教 ☐ 支持政党 ☐ 主義主張 ☐ 趣味嗜好 ☐ 犯 歴 等 ☐ そ の 他 () 上記事項を取扱う理由			
個人情報の収集方法	☒ 本人 ☐ 本人以外(本人同意・法令等・公知性・緊急性・審議会)		
個人情報の収集時期	☐ 定期(月～ 月) ☒ 随時(申請がある都度)		
本人への通知方法	☐ 文書 ☐ 口頭 ☐ 告示 ☐ 通知不要 (那覇市個人情報保護条例施行規則第3条第2項第 号に該当)		
個人情報の記録形態	☒ 文書 ☐ 図画 ☐ 電磁媒体 ☐ その他()		
備 考	業務開始時に届け出をするべきであったが、手続きが不要と誤認していたため。		

(注) 那覇市個人情報保護条例第7条第3項の届出をする場合は、その理由を「備考」欄に記入すること。

第1号様式(第19条関係)

個人情報業務届出書

平成28年2月4日

那覇市長 宛

那覇市上下水道事業管理者

那覇市個人情報保護条例第7条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

届 出 担 当 部 課	上下水道局下水道課			電話 941-7808
個人情報管理責任者	下水道課長			
業 務 の 名 称	公共下水道布設のための地権者確認業務			
業 務 の 目 的	公共下水道を布設するため、私道及び私有地の地権者確認を行う。			
個人情報の対象者	私道及び私有地の地権者等			
業務の開始年月日	昭和44年4月11日			
個人 情報 の 記 録 の 内 容	一般的取扱事項			制限的取扱事項
	基本的事項	社会的活動	経済的活動	思想・信条等
	☐ 個人番号 ☒ 氏 名 ☒ 住 所 ☒ 性 別 ☒ 生年月日 ☒ 国 籍 ☒ 本 籍 ☒ 続 柄 ☒ 親族関係 ☒ 婚姻離婚 ☒ その他 (連絡先)	☐ 職 業 ☐ 地 位 ☐ 学 歴 ☐ 資 格 ☐ 団体加入 ☐ 賞 罰 ☐ 学業成績 ☐ 勤務成績 ☐ そ の 他 ()	☐ 収 入 ☐ 資産状況 ☐ 公租公課 ☐ 経済取引 ☐ 公的扶助 ☐ そ の 他 ()	☐ 思 想 ☐ 宗 教 ☐ 支持政党 ☐ 主義主張 ☐ 趣味嗜好 ☐ 犯 歴 等 ☐ そ の 他 ()
		心 身	その他	上記事項を取扱う理由
		☐ 健康状態 ☐ 容 姿 ☐ 病 歴 ☐ 障がい程度 ☐ そ の 他 ()	☐ ☐ ☐ ☐ ☐	
個人情報の収集方法	☐ 本人 ☒ 本人以外(本人同意・法令等・公知性・緊急性・審議会)			
個人情報の収集時期	☐ 定期(月～ 月) ☒ 随時(布設計画を行ったとき)			
本人への通知方法	☐ 文書 ☐ 口頭 ☐ 告示 ☒ 通知不要 (那覇市個人情報保護条例施行規則第3条第2項第2号に該当)			
個人情報の記録形態	☒ 文書 ☐ 図画 ☐ 電磁媒体 ☐ その他()			
備 考	業務開始時に届け出をするべきであったが、手続きが不要と誤認していたため。			

(注) 那覇市個人情報保護条例第7条第3項の届出をする場合は、その理由を「備考」欄に記入すること。

第1号様式(第19条関係)

個人情報業務届出書

平成28年2月4日

那覇市長 宛

那覇市上下水道事業管理者

那覇市個人情報保護条例第7条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

届 出 担 当 部 課	上下水道局下水道課			電話 941-7808
個人情報管理責任者	下水道課長			
業 務 の 名 称	公共樹設置願いの受付業務			
業 務 の 目 的	新規に公共樹の設置を行う。			
個人情報の対象者	公共樹設置を行う家主			
業務の開始年月日	昭和44年4月11日			
個人 情報 の 記 録 の 内 容	一般的取扱事項			制限的取扱事項
	基本的事項	社会的活動	経済的活動	思想・信条等
	☐ 個人番号 ☒ 氏 名 ☒ 住 所 ☐ 性 別 ☐ 生年月日 ☐ 国 籍 ☐ 本 籍 ☐ 続 柄 ☐ 親族関係 ☐ 婚姻離婚 ☒ その他 (連絡先)	☐ 職 業 ☐ 地 位 ☐ 学 歴 ☐ 資 格 ☐ 団体加入 ☐ 賞 罰 ☐ 学業成績 ☐ 勤務成績 ☐ その他 ()	☐ 収 入 ☐ 資産状況 ☐ 公租公課 ☐ 経済取引 ☐ 公的扶助 ☐ その他 ()	☐ 思 想 ☐ 宗 教 ☐ 支持政党 ☐ 主義主張 ☐ 趣味嗜好 ☐ 犯 歴 等 ☐ その他 () 上記事項を取扱う理由
		心 身	その他	
		☐ 健康状態 ☐ 容 姿 ☐ 病 歴 ☐ 障がい程度 ☐ その他 ()	☐ ☐ ☐ ☐ ☐	
個人情報の収集方法	☒ 本人 ☐ 本人以外(本人同意・法令等・公知性・緊急性・審議会)			
個人情報の収集時期	☐ 定期(月～ 月) ☒ 随時(公共樹設置の申請がある都度)			
本人への通知方法	☐ 文書 ☐ 口頭 ☐ 告示 ☐ 通知不要 (那覇市個人情報保護条例施行規則第3条第2項第 号に該当)			
個人情報の記録形態	☒ 文書 ☐ 図画 ☐ 電磁媒体 ☐ その他()			
備 考	業務開始時に届け出をするべきであったが、手続きが不要と誤認していたため。			

(注) 那覇市個人情報保護条例第7条第3項の届出をする場合は、その理由を「備考」欄に記入すること。

第1号様式(第19条関係)

個人情報業務届出書

平成28年2月4日

那覇市長 宛

那覇市上下水道事業管理者

那覇市個人情報保護条例第7条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

届 出 担 当 部 課	上下水道局総務課			電話 941-7801
個人情報管理責任者	総務課長			
業 務 の 名 称	行政財産目的外使用に関する業務			
業 務 の 目 的	施設の使用申請及び使用許可に関する業務			
個人情報の対象者	施設の使用申請者			
業務の開始年月日	昭和42年7月以前			
個 人 情 報 の 記 録 の 内 容	一般的取扱事項			制限的取扱事項
	基本的事項	社会的活動	経済的活動	思想・信条等
	☐ 個人番号 ☒ 氏 名 ☒ 住 所 ☐ 性 別 ☐ 生年月日 ☐ 国 籍 ☐ 本 籍 ☐ 続 柄 ☐ 親族関係 ☐ 婚姻離婚 ☒ その他 (連絡先)	☐ 職 業 ☐ 地 位 ☐ 学 歴 ☐ 資 格 ☐ 団体加入 ☐ 賞 罰 ☐ 学業成績 ☐ 勤務成績 ☐ そ の 他 ()	☐ 収 入 ☐ 資産状況 ☐ 公租公課 ☐ 経済取引 ☐ 公的扶助 ☐ そ の 他 ()	☐ 思 想 ☐ 宗 教 ☐ 支持政党 ☐ 主義主張 ☐ 趣味嗜好 ☐ 犯 歴 等 ☐ そ の 他 () 上記事項を取扱う理由
		心 身	その他	
		☐ 健康状態 ☐ 容 姿 ☐ 病 歴 ☐ 障がい程度 ☐ そ の 他 ()	☐ ☐ ☐ ☐ ☐	
	個人情報の収集方法 ☒ 本人 ☐ 本人以外(本人同意・法令等・公知性・緊急性・審議会)			
	個人情報の収集時期 ☐ 定期(月～ 月) ☒ 随時(申請受付時)			
	本人への通知方法 ☐ 文書 ☐ 口頭 ☐ 告示 ☐ 通知不要 (那覇市個人情報保護条例施行規則第3条第2項第 号に該当)			
	個人情報の記録形態 ☒ 文書 ☐ 図画 ☒ 電磁媒体 ☐ その他()			
	備 考	業務開始時に届け出をするべきであったが、手続きが不要と誤認していたため。		

(注) 那覇市個人情報保護条例第7条第3項の届出をする場合は、その理由を「備考」欄に記入すること。

第1号様式(第19条関係)

個人情報業務届出書

平成28年2月4日

那覇市長 宛

那覇市上下水道事業管理者

那覇市個人情報保護条例第7条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

届 出 担 当 部 課	上下水道局企画経営課			電話 941-7802
個人情報管理責任者	企画経営課長			
業 務 の 名 称	債権及び債権者登録に関する業務			
業 務 の 目 的	支払いする債権者と収入を受ける債務者を財務会計システムに登録するため			
個人情報の対象者	債権者			
業務の開始年月日	昭和8年 4月以前			
個人 情報 の 記 録 の 内 容	一般的取扱事項			制限的取扱事項
	基本的事項	社会的活動	経済的活動	思想・信条等
	☐ 個人番号 ☒ 氏 名 ☒ 住 所 ☐ 性 別 ☐ 生年月日 ☐ 国 籍 ☐ 本 籍 ☐ 続 柄 ☐ 親族関係 ☐ 婚姻離婚 ☒ その他 ・口座番号 ・登録印鑑	☐ 職 業 ☐ 地 位 ☐ 学 歴 ☐ 資 格 ☐ 団体加入 ☐ 賞 罰 ☐ 学業成績 ☐ 勤務成績 ☐ そ の 他 ()	☐ 収 入 ☐ 資産状況 ☐ 公租公課 ☐ 経済取引 ☐ 公的扶助 ☐ そ の 他 ()	☐ 思 想 ☐ 宗 教 ☐ 支持政党 ☐ 主義主張 ☐ 趣味嗜好 ☐ 犯 歴 等 ☐ そ の 他 ()
		心 身	その他	上記事項を取扱う理由
		☐ 健康状態 ☐ 容 姿 ☐ 病 歴 ☐ 障がい程度 ☐ そ の 他 ()	☐ ☐ ☐ ☐ ☐	
	個人情報の収集方法	☒ 本人 ☐ 本人以外(本人同意・法令等・公知性・緊急性・審議会)		
個人情報の収集時期	☐ 定期(月～ 月) ☒ 随時(登録申請受付時)			
本人への通知方法	☐ 文書 ☐ 口頭 ☐ 告示 ☐ 通知不要 (那覇市個人情報保護条例施行規則第3条第2項第 号に該当)			
個人情報の記録形態	☒ 文書 ☐ 図画 ☒ 電磁媒体 ☐ その他()			
備 考	業務開始時に届け出をするべきであったが、手続きが不要と誤認していたため。			

(注) 那覇市個人情報保護条例第7条第3項の届出をする場合は、その理由を「備考」欄に記入すること。

第1号様式(第19条関係)

個人情報業務届出書

平成28年2月4日

那覇市長 宛

那覇市上下水道事業管理者

那覇市個人情報保護条例第7条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

届 出 担 当 部 課	上下水道局総務課			電話 941-7801
個人情報管理責任者	総務課長			
業 務 の 名 称	個人情報保護及び情報公開に関すること			
業 務 の 目 的	個人情報保護条例及び情報公開条例に関する業務			
個人情報の対象者	申請者			
業務の開始年月日	平成4年4月1日			
個 人 情 報 の 記 録 の 内 容	一般的取扱事項			制限的取扱事項
	基本的事項	社会的活動	経済的活動	思想・信条等
	☐ 個人番号 ☒ 氏 名 ☒ 住 所 ☐ 性 別 ☐ 生年月日 ☐ 国 籍 ☐ 本 籍 ☐ 続 柄 ☐ 親族関係 ☐ 婚姻離婚 ☒ その他 (連絡先)	☐ 職 業 ☐ 地 位 ☐ 学 歴 ☐ 資 格 ☐ 団体加入 ☐ 賞 罰 ☐ 学業成績 ☐ 勤務成績 ☐ そ の 他 ()	☐ 収 入 ☐ 資産状況 ☐ 公租公課 ☐ 経済取引 ☐ 公的扶助 ☐ そ の 他 ()	☐ 思 想 ☐ 宗 教 ☐ 支持政党 ☐ 主義主張 ☐ 趣味嗜好 ☐ 犯 歴 等 ☐ そ の 他 ()
	心 身			上記事項を取扱う理由
	☐ 健康状態 ☐ 容 姿 ☐ 病 歴 ☐ 障がい程度 ☐ そ の 他 ()			
心 身			その他	
☐ 健康状態 ☐ 容 姿 ☐ 病 歴 ☐ 障がい程度 ☐ そ の 他 ()				
個人情報の収集方法	☒ 本人 ☐ 本人以外(本人同意・法令等・公知性・緊急性・審議会)			
個人情報の収集時期	☐ 定期(月～ 月) ☒ 随時(公開請求等受付時)			
本人への通知方法	☐ 文書 ☐ 口頭 ☐ 告示 ☐ 通知不要 (那覇市個人情報保護条例施行規則第3条第2項第 号に該当)			
個人情報の記録形態	☒ 文書 ☐ 図画 ☐ 電磁媒体 ☐ その他()			
備 考	業務開始時に届け出をするべきであったが、手続きが不要と誤認していたため。			

(注) 那覇市個人情報保護条例第7条第3項の届出をする場合は、その理由を「備考」欄に記入すること。

第1号様式(第19条関係)

個人情報業務届出書

平成28年2月4日

那覇市長 宛

那覇市上下水道事業管理者

那覇市個人情報保護条例第7条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

届 出 担 当 部 課	上下水道局料金サービス課			電話 941-7811
個人情報管理責任者	料金サービス課長			
業 務 の 名 称	捜査関係事項照会等の回答事務			
業 務 の 目 的	刑事訴訟法第197条第2項、国税徴収法第141条等に基づく照会に対して回答を行う。			
個人情報の対象者	上下水道契約者等			
業務の開始年月日	平成4年 3月17日以前			
個人 情報 の 記 録 の 内 容	一般的取扱事項			制限的取扱事項
	基本的事項	社会的活動	経済的活動	思想・信条等
	☐ 個人番号 ☒ 氏 名 ☒ 住 所 ☐ 性 別 ☐ 生年月日 ☐ 国 籍 ☐ 本 籍 ☐ 続 柄 ☐ 親族関係 ☐ 婚姻離婚 ☒ そ の 他 ・契約年月日 ・口座振替情報 ・上下水道使用量等	☐ 職 業 ☐ 地 位 ☐ 学 歴 ☐ 資 格 ☐ 団体加入 ☐ 賞 罰 ☐ 学業成績 ☐ 勤務成績 ☐ そ の 他 ()	☐ 収 入 ☐ 資産状況 ☐ 公租公課 ☐ 経済取引 ☐ 公的扶助 ☐ そ の 他 ()	☐ 思 想 ☐ 宗 教 ☐ 支持政党 ☐ 主義主張 ☐ 趣味嗜好 ☐ 犯 歴 等 ☐ そ の 他 ()
		心 身	その他	上記事項を取扱う理由
		☐ 健康状態 ☐ 容 姿 ☐ 病 歴 ☐ 障がい程度 ☐ そ の 他 ()	☐ ☐ ☐ ☐ ☐	
	個人情報の収集方法	☒ 本人 ☐ 本人以外(本人同意・法令等・公知性・緊急性・審議会)		
	個人情報の収集時期	☐ 定期(月～ 月) ☒ 随時(照会を受ける都度)		
	本人への通知方法	☐ 文書 ☐ 口頭 ☐ 告示 ☐ 通知不要 (那覇市個人情報保護条例施行規則第3条第2項第 号に該当)		
	個人情報の記録形態	☒ 文書 ☐ 図画 ☒ 電磁媒体 ☐ その他()		
	備 考	業務開始時に届け出をするべきであったが、手続きが不要と誤認していたため。		

(注) 那覇市個人情報保護条例第7条第3項の届出をする場合は、その理由を「備考」欄に記入すること。

第1号様式(第19条関係)

個人情報業務届出書

平成28年2月4日

那覇市長 宛

那覇市上下水道事業管理者

那覇市個人情報保護条例第7条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

届 出 担 当 部 課	上下水道局総務課			電話 941-7801
個人情報管理責任者	総務課長			
業 務 の 名 称	土地賃貸借契約及び賃借料徴収事務			
業 務 の 目 的	契約の締結及び賃借料の徴収			
個人情報の対象者	市有地賃貸人			
業務の開始年月日	昭和42年7月以前			
個人 情報 の 記 録 の 内 容	一般的取扱事項			制限的取扱事項
	基本的事項	社会的活動	経済的活動	思想・信条等
	☐ 個人番号 ☒ 氏 名 ☒ 住 所 ☐ 性 別 ☐ 生年月日 ☐ 国 籍 ☐ 本 籍 ☐ 続 柄 ☐ 親族関係 ☐ 婚姻離婚 ☐ そ の 他 ()	☐ 職 業 ☐ 地 位 ☐ 学 歴 ☐ 資 格 ☐ 団体加入 ☐ 賞 罰 ☐ 学業成績 ☐ 勤務成績 ☐ そ の 他 ()	☐ 収 入 ☐ 資産状況 ☐ 公租公課 ☐ 経済取引 ☐ 公的扶助 ☐ そ の 他 ()	☐ 思 想 ☐ 宗 教 ☐ 支持政党 ☐ 主義主張 ☐ 趣味嗜好 ☐ 犯 歴 等 ☐ そ の 他 ()
				上記事項を取扱う理由
	心 身 ☐ 健康状態 ☐ 容 姿 ☐ 病 歴 ☐ 障がい程度 ☐ そ の 他 ()			

その他

(注) 那覇市個人情報保護条例第7条第3項の届出をする場合は、その理由を「備考」欄に記入すること。

第1号様式(第19条関係)

個人情報業務届出書

平成28年2月4日

那覇市長 宛

那覇市上下水道事業管理者

那覇市個人情報保護条例第7条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

届 出 担 当 部 課	上下水道局総務課			電話 941-7801
個人情報管理責任者	総務課長			
業 務 の 名 称	臨時・非常勤職員の福利厚生及び労務管理に関する業務			
業 務 の 目 的	臨時・非常勤職員の福利厚生及び労務管理の業務を行う。			
個人情報の対象者	臨時・非常勤職員及び申込者			
業務の開始年月日	昭和42年 7月以前			
個人 情報 の 記 録 の 内 容	一般的取扱事項			制限的取扱事項
	基本的事項	社会的活動	経済的活動	思想・信条等
	☒ 個人番号 ☒ 氏 名 ☒ 住 所 ☒ 性 別 ☒ 生年月日 ☐ 国 籍 ☒ 本 籍 ☒ 続 柄 ☒ 親族関係 ☒ 婚姻離婚 ☒ その他 ・連絡先 ・口座番号	☒ 職 業 ☒ 地 位 ☒ 学 歴 ☒ 資 格 ☐ 団体加入 ☐ 賞 罰 ☐ 学業成績 ☐ 勤務成績 ☐ その他 ()	☒ 収 入 ☒ 資産状況 ☒ 公租公課 ☐ 経済取引 ☐ 公的扶助 ☐ その他 ()	☐ 思 想 ☐ 宗 教 ☐ 支持政党 ☐ 主義主張 ☐ 趣味嗜好 ☐ 犯 歴 等 ☐ その他 () 上記事項を取扱う理由
		心 身	その他	
		☒ 健康状態 ☒ 容 姿 ☐ 病 歴 ☒ 障がい程度 ☐ その他 ()	☐ ☐ ☐ ☐ ☐	
個人情報の収集方法	☒ 本人 ☐ 本人以外(本人同意・法令等・公知性・緊急性・審議会)			
個人情報の収集時期	☐ 定期(月～ 月) ☒ 随時(申込等受付時)			
本人への通知方法	☐ 文書 ☐ 口頭 ☐ 告示 ☐ 通知不要 (那覇市個人情報保護条例施行規則第3条第2項第 号に該当)			
個人情報の記録形態	☒ 文書 ☐ 図画 ☒ 電磁媒体 ☐ その他()			
備 考	業務開始時に届け出をするべきであったが、手続きが不要と誤認していたため。			

(注) 那覇市個人情報保護条例第7条第3項の届出をする場合は、その理由を「備考」欄に記入すること。

第1号様式(第19条関係)

個人情報業務届出書

平成28年2月3日

那覇市長 宛

那覇市長 城間 幹子

那覇市個人情報保護条例第7条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

届 出 担 当 部 課	総務部 平和交流・男女参画課			電話861-6906
個人情報管理責任者	平和交流・男女参画課長			
業 務 の 名 称	那覇軍港跡地利用計画事業			
業 務 の 目 的	那覇港湾施設（那覇軍港）の跡地利用の基本政策に関して、必要な調査や検討を行う。			
個人情報の対象者	那覇港湾施設（那覇軍港）地権者、那覇軍港のまちづくりを考える次世代の会メンバー、勉強会等講師、事業に関する検討委員			
業務の開始年月日	平成16年8月16日			
個人 情報 の 記 録 の 内 容	一般的取扱事項			制限的取扱事項
	基本的事項	社会的活動	経済的活動	思想・信条等
	☐ 個人番号 ☒ 氏 名 ☒ 住 所 ☐ 性 別 ☐ 生年月日 ☐ 国 籍 ☐ 本 籍 ☐ 続 柄 ☐ 親族関係 ☐ 婚姻離婚 ☒ その他 （電話番号、メールアドレス）	☒ 職 業 ☐ 地 位 ☐ 学 歴 ☐ 資 格 ☐ 団体加入 ☐ 賞 罰 ☐ 学業成績 ☐ 勤務成績 ☐ その他 （ ）	☐ 収 入 ☐ 資産状況 ☐ 公租公課 ☐ 経済取引 ☐ 公的扶助 ☐ その他 （ ）	☐ 思 想 ☐ 宗 教 ☐ 支持政党 ☐ 主義主張 ☐ 趣味嗜好 ☐ 犯 歴 等 ☐ そ の 他 （ ） 上記事項を取扱う理由
		心 身	その他	
		☐ 健康状態 ☐ 容 姿 ☐ 病 歴 ☐ 障がい程度 ☐ その他 （ ）	☐ ☐ ☐ ☐ ☐	
個人情報の収集方法	☒ 本人 ☒ 本人以外(本人同意・法令等、 <u>公知性</u> 緊急性・審議会)			
個人情報の収集時期	☐ 定期(月～ 月) ☒ 随時(那覇軍港のまちづくりを考える次世代の会メンバー加入時、勉強会等講師依頼時、事業に関する検討委員依頼時)			
本人への通知方法	☐ 文書 ☐ 口頭 ☐ 告示 ☒ 通知不要 （那覇市個人情報保護条例施行規則第3条第2項第3号に該当）			
個人情報の記録形態	☒ 文書 ☐ 図画 ☒ 電磁媒体 ☐ その他()			
備 考	施行に合わせて届出すべきであったが、手続きが不要と誤認していたため。			

（注） 那覇市個人情報保護条例第7条第3項の届出をする場合は、その理由を「備考」欄に記入すること。

第1号様式(第19条関係)

個人情報業務届出書

平成28年2月3日

那覇市長 宛

那覇市長 城間 幹子

那覇市個人情報保護条例第7条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

届 出 担 当 部 課	総務部 平和交流・男女参画課	電話861-5195			
個人情報管理責任者	平和交流・男女参画課長				
業 務 の 名 称	福州友好都市交流事業				
業 務 の 目 的	児童生徒の交流や、周年ごとの式典・祝賀会開催により、両市の友好を深める				
個人情報の対象者	ホームステイ受入世帯、福州市へ派遣する交流団				
業務の開始年月日	1981年				
個人 情報 の 記 録 の 内 容	一般的取扱事項			制限的取扱事項	
	基本的事項	社会的活動	経済的活動	思想・信条等	
	☐ 個人番号 ☒ 氏 名 ☒ 住 所 ☒ 性 別 ☒ 生年月日 ☐ 国 籍 ☐ 本 籍 ☐ 続 柄 ☐ 親族関係 ☐ 婚姻離婚 ☒ そ の 他 （電話番号、メールアドレス）	☐ 職 業 ☐ 地 位 ☐ 学 歴 ☐ 資 格 ☐ 団体加入 ☐ 賞 罰 ☐ 学業成績 ☐ 勤務成績 ☐ そ の 他 （ ）	☐ 収 入 ☐ 資産状況 ☐ 公租公課 ☐ 経済取引 ☐ 公的扶助 ☐ そ の 他 （ ）	☐ 思 想 ☐ 宗 教 ☐ 支持政党 ☐ 主義主張 ☐ 趣味嗜好 ☐ 犯 歴 等 ☐ そ の 他 （ ）	
		心 身	その他	上記事項を取扱う理由	
		☒ 健康状態 ☐ 容 姿 ☐ 病 歴 ☐ 障がい程度 ☐ そ の 他 （ ）	☐ ☐ ☐ ☐ ☐		
個人情報の収集方法	☒ 本人 ☐ 本人以外(本人同意・法令等・公知性・緊急性・審議会)				
個人情報の収集時期	☐ 定期(月～ 月) ☒ 随時(福州市交流団受入時、那覇市交流団派遣時)				
本人への通知方法	☒ 文書 ☐ 口頭 ☐ 告示 ☐ 通知不要 ()				
個人情報の記録形態	☒ 文書 ☐ 図画 ☒ 電磁媒体 ☐ その他()				
備 考					

(注) 那覇市個人情報保護条例第7条第3項の届出をする場合は、その理由を「備考」欄に記入すること。

第1号様式(第19条関係)

個人情報業務届出書

平成28年2月3日

那覇市長 宛

那覇市長 城間 幹子

那覇市個人情報保護条例第7条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

届 出 担 当 部 課	総務部 平和交流・男女参画課	電話861-5195		
個人情報管理責任者	平和交流・男女参画課長			
業 務 の 名 称	なは女性センター運営事業			
業 務 の 目 的	女性に関する諸問題についての学習、交流その他の活動の機会及び場を市民等に広く提供することにより、女性の地位向上を図る。			
個人情報の対象者	講座の講師や受講者、利用団体の代表者等、図書利用者			
業務の開始年月日	1996年			
個人 情報 の 記 録 の 内 容	一般的取扱事項			制限的取扱事項
	基本的事項	社会的活動	経済的活動	思想・信条等
	☐ 個人番号 ☒ 氏 名 ☒ 住 所 ☐ 性 別 ☒ 生年月日 ☐ 国 籍 ☐ 本 籍 ☐ 続 柄 ☐ 親族関係 ☐ 婚姻離婚 ☒ その 他 （電話番号、メールアドレス）	☒ 職 業 ☐ 地 位 ☐ 学 歴 ☐ 資 格 ☐ 団体加入 ☐ 賞 罰 ☐ 学業成績 ☐ 勤務成績 ☐ その 他 （ ）	☐ 収 入 ☐ 資産状況 ☐ 公租公課 ☐ 経済取引 ☐ 公的扶助 ☐ その 他 （ ）	☐ 思 想 ☐ 宗 教 ☐ 支持政党 ☐ 主義主張 ☐ 趣味嗜好 ☐ 犯 歴 等 ☐ その 他 （ ） 上記事項を取扱う理由
		心 身	その他	
		☐ 健康状態 ☐ 容 姿 ☐ 病 歴 ☐ 障がい程度 ☐ その 他 （ ）	☐ ☐ ☐ ☐ ☐	
個人情報の収集方法	☒ 本人 ☐ 本人以外(本人同意・法令等・公知性・緊急性・審議会)			
個人情報の収集時期	☐ 定期(月～ 月) ☒ 随時(講座の申込時、施設や図書の利用登録時)			
本人への通知方法	☐ 文書 ☒ 口頭 ☐ 告示 ☐ 通知不要 ()			
個人情報の記録形態	☒ 文書 ☐ 図画 ☐ 電磁媒体 ☐ その他()			
備 考				

(注) 那覇市個人情報保護条例第7条第3項の届出をする場合は、その理由を「備考」欄に記入すること

第1号様式(第19条関係)

個人情報業務届出書

平成28年2月3日

那覇市長 宛

那覇市長 城間 幹子

那覇市個人情報保護条例第7条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

届 出 担 当 部 課	市民文化部 ハイサイ市民課 電話（内線2230）			
個人情報管理責任者	ハイサイ市民課長 真和志支所長 首里支所長 小禄支所長			
業 務 の 名 称	通知カード関連業務			
業 務 の 目 的	通知カードの再交付申請等、通知カードに関する事務を行う。			
個人情報の対象者	通知カードの交付申請をし、又は所持している市民			
業務の開始年月日	平成27年10月5日（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)附則第1号施行日）			
個 人 情 報 の 記 録 の 内 容	一般的取扱事項			制限的取扱事項
	基本的事項	社会的活動	経済的活動	思想・信条等
	☒ 個人番号 ☒ 氏 名 ☒ 住 所 ☒ 性 別 ☒ 生年月日 ☐ 国 籍 ☐ 本 籍 ☐ 続 柄 ☐ 親族関係 ☐ 婚姻離婚 ☒ その他 （通称）	☐ 職 業 ☐ 地 位 ☐ 学 歴 ☐ 資 格 ☐ 団体加入 ☐ 賞 罰 ☐ 学業成績 ☐ 勤務成績 ☐ その他 （ ）	☐ 収 入 ☐ 資産状況 ☐ 公租公課 ☐ 経済取引 ☐ 公的扶助 ☐ その他 （ ）	☐ 思 想 ☐ 宗 教 ☐ 支持政党 ☐ 主義主張 ☐ 趣味嗜好 ☐ 犯 歴 等 ☐ その他 （ ） 上記事項を取扱う理由
		心 身	その他	
		☐ 健康状態 ☐ 容 姿 ☐ 病 歴 ☐ 障がい程度 ☐ その他 （ ）	☐ ☐ ☐ ☐ ☐	
	個人情報の収集方法	☒ 本人 ☐ 本人以外(本人同意・法令等・公知性・緊急性・審議会)		
	個人情報の収集時期	☐ 定期(月～ 月) ☒ 随時(各種申請時)		
	本人への通知方法	☐ 文書 ☐ 口頭 ☐ 告示 ☐ 通知不要 (那覇市個人情報保護条例施行規則第3条第2項第 号に該当)		
	個人情報の記録形態	☒ 文書 ☐ 図画 ☐ 電磁媒体 ☐ その他()		
備 考	総務省の要綱作成遅れにより業務の内容が不明確だったため。 ※各種申請書に生年月日、性別を記載すれば個人番号の記載は不要。			

(注) 那覇市個人情報保護条例第7条第3項の届出をする場合は、その理由を「備考」欄に記入すること。

第1号様式(第19条関係)

個人情報業務届出書

平成28年2月3日

那覇市長 宛

那覇市長 城間 幹子

那覇市個人情報保護条例第7条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

届 出 担 当 部 課	市民文化部 ハイサイ市民課 電話（内線2230）			
個人情報管理責任者	ハイサイ市民課長 真和志支所長 首里支所長 小禄支所長			
業 務 の 名 称	個人番号カード関連業務			
業 務 の 目 的	個人番号カードの券面事項変更等、個人番号カードに関する事務を行う。			
個人情報の対象者	個人番号カードの交付申請をし、又は所持している市民			
業務の開始年月日	平成28年1月1日（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）附則第4号施行日）			
個人 情報 の 記 録 の 内 容	一般的取扱事項			制限的取扱事項
	基本的事項	社会的活動	経済的活動	思想・信条等
	☒ 個人番号 ☒ 氏 名 ☒ 住 所 ☒ 性 別 ☒ 生年月日 ☐ 国 籍 ☐ 本 籍 ☐ 続 柄 ☐ 親族関係 ☐ 婚姻離婚 ☒ その他 （外国人住民区分、在留期間満了日の有無、在留期間等満了日）	☐ 職 業 ☐ 地 位 ☐ 学 歴 ☐ 資 格 ☐ 団体加入 ☐ 賞 罰 ☐ 学業成績 ☐ 勤務成績 ☐ その他 （ ）	☐ 収 入 ☐ 資産状況 ☐ 公租公課 ☐ 経済取引 ☐ 公的扶助 ☐ その他 （ ）	☐ 思 想 ☐ 宗 教 ☐ 支持政党 ☐ 主義主張 ☐ 趣味嗜好 ☐ 犯 歴 等 ☐ その他（ ） 上記事項を取扱う理由
		心 身	その他	
		☐ 健康状態 ☐ 容 姿 ☐ 病 歴 ☐ 障がい程度 ☐ その他 （ ）	☐ ☐ ☐ ☐ ☐	
個人情報の収集方法	☒ 本人 ☐ 本人以外（本人同意・法令等・公知性・緊急性・審議会）			
個人情報の収集時期	☐ 定期（ 月～ 月） ☒ 随時（各種申請時）			
本人への通知方法	☐ 文書 ☐ 口頭 ☐ 告示 ☐ 通知不要 （那覇市個人情報保護条例施行規則第3条第2項第 号に該当）			
個人情報の記録形態	☒ 文書 ☐ 図画 ☐ 電磁媒体 ☐ その他（ ）			
備 考	総務省の要綱作成遅れにより業務の内容が不明確だったため。 ※個人番号カードを郵送で交付申請する場合は個人番号の記載は必須。交付申請以外の申請は、生年月日、性別を記載すれば個人番号の記載は不要。			

（注） 那覇市個人情報保護条例第7条第3項の届出をする場合は、その理由を「備考」欄に記入すること。

第1号様式(第19条関係)

個人情報業務届出書

平成28年2月3日

那覇市長 城間幹子 様

那覇市教育委員会
教育長 渡慶次克彦

那覇市個人情報保護条例第7条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

届 出 担 当 部 課	生涯学習部 総務課	電話	098-917-3500
個人情報管理責任者	総務課長		
業 務 の 名 称	那覇市教育事務点検評価委員に関すること		
業 務 の 目 的	委員の委嘱、報酬支払、教育事務点検評価業務にかかる統計調査、事務連絡のため		
個人情報の対象者	委員及び委員候補となった者		
業務の開始年月日	平成20年 4月 1日		
個人 情報 の 記 録 の 内 容	一般的取扱事項		
	基本的事項	社会的活動	経済的活動
	☐ 個人番号 ☒ 氏 名 ☒ 住 所 ☒ 性 別 ☒ 生年月日 ☐ 国 籍 ☐ 本 籍 ☐ 続 柄 ☐ 親族関係 ☐ 婚姻離婚 ☐ その 他 ()	☒ 職 業 ☒ 地 位 ☐ 学 歴 ☒ 資 格 ☒ 団体加入 ☐ 賞 罰 ☐ 学業成績 ☐ 勤務成績 ☐ その 他 ()	☐ 収 入 ☐ 資産状況 ☐ 公租公課 ☐ 経済取引 ☐ 公的扶助 ☐ その 他 ()
		心 身	その他
		☐ 健康状態 ☐ 容 姿 ☐ 病 歴 ☐ 障がい程度 ☐ その 他 ()	☒ 連絡先電話 番号 ☒ メール アドレス ☒ 金融機関の 口座情報
制限的取扱事項			
思想・信条等			
☐ 思 想 ☐ 宗 教 ☐ 支持政党 ☐ 主義主張 ☐ 趣味嗜好 ☐ 犯 歴 等 ☐ その 他 () 上記事項を取扱う理由			
個人情報の収集方法	☒ 本人 ☒ 本人以外(本人同意・法令等・ 公知性 ・緊急性・審議会)		
個人情報の収集時期	☐ 定期(月～ 月) ☒ 随時(委嘱時)		
本人への通知方法	☒ 文書 ☒ 口頭 ☐ 告示 ☐ 通知不要 (那覇市個人情報保護条例施行規則第3条第2項第 号に該当)		
個人情報の記録形態	☒ 文書 ☐ 図画 ☒ 電磁媒体 ☐ その他()		
備 考	条例施行時に届出るべきであったが、手続不要と誤認していたため。		

(注) 那覇市個人情報保護条例第7条第3項の届出をする場合は、その理由を「備考」欄に記入すること。

第1号様式(第19条関係)

個人情報業務届出書

平成 2 8 年 2 月 3 日

那覇市長 城間幹子 様

那覇市教育委員会
教育長 渡慶次克彦

那覇市個人情報保護条例第7条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

届 出 担 当 部 課	生涯学習部 総務課	電話 098-917-3500		
個人情報管理責任者	総務課長			
業 務 の 名 称	那覇市教育委員に関すること			
業 務 の 目 的	委員への報酬支払、教育委員会にかかる広報、教育委員にかかる統計調査、事務連絡のため			
個人情報の対象者	教育委員			
業務の開始年月日	平成4年 3 月 2 4 日 以前			
個人 情報 の 記 録 の 内 容	一般的取扱事項			制限的取扱事項
	基本的事項	社会的活動	経済的活動	思想・信条等
	☐ 個人番号 ☒ 氏 名 ☒ 住 所 ☒ 性 別 ☒ 生年月日 ☐ 国 籍 ☒ 本 籍 ☐ 続 柄 ☐ 親族関係 ☐ 婚姻離婚 ☒ そ の 他 ・写真 ・20歳未満の子を養育する保護者であるか	☒ 職 業 ☒ 地 位 ☒ 学 歴 ☐ 資 格 ☐ 団体加入 ☐ 賞 罰 ☐ 学業成績 ☐ 勤務成績 ☐ そ の 他 ()	☐ 収 入 ☐ 資産状況 ☐ 公租公課 ☐ 経済取引 ☐ 公的扶助 ☐ そ の 他 ()	☐ 思 想 ☐ 宗 教 ☐ 支持政党 ☐ 主義主張 ☐ 趣味嗜好 ☐ 犯 歴 等 ☐ そ の 他 () 上記事項を取扱う理由
		心 身	その他	
		☐ 健康状態 ☐ 容 姿 ☐ 病 歴 ☐ 障がい程度 ☐ そ の 他 ()	☒ 連絡先電話番号 ☒ メール アドレス ☒ 金融機関の 口座情報	
個人情報の収集方法	☒ 本人 ☒ 本人以外(本人同意・法令等・ <u>公知性</u> ・緊急性・審議会)			
個人情報の収集時期	☐ 定期(月～ 月) ☒ 随時(任期開始時)			
本人への通知方法	☒ 文書 ☒ 口頭 ☐ 告示 ☐ 通知不要 (那覇市個人情報保護条例施行規則第3条第2項第 号に該当)			
個人情報の記録形態	☒ 文書 ☒ 図画 ☒ 電磁媒体 ☐ その他()			
備 考	条例施行時に届出るべきであったが、手続不要と誤認していたため。			

(注) 那覇市個人情報保護条例第7条第3項の届出をする場合は、その理由を「備考」欄に記入すること。

第1号様式(第19条関係)

個人情報業務届出書

平成 2 8 年 2 月 5 日

那覇市長 宛

那覇市長 城間 幹子

那覇市個人情報保護条例第7条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

届 出 担 当 部 課	健康部 国民健康保険課 電話 8 6 2 - 4 2 6 2			
個人情報管理責任者	国民健康保険課長			
業 務 の 名 称	那覇市国民健康保険運営協議会運営業務			
業 務 の 目 的	国民健康保険事業の運営に関する重要事項を 審議するために設置される協議会の運営業務。			
個人情報の対象者	那覇市国民健康保険運営協議会委員			
業務の開始年月日	昭和 4 8 年 1 月			
個 人 情 報 の 記 録 の 内 容	一般的取扱事項			制限的取扱事項
	基本的事項	社会的活動	経済的活動	思想・信条等
	☒ 個人番号 ☒ 氏 名 ☒ 住 所 ☐ 性 別 ☒ 生年月日 ☐ 国 籍 ☐ 本 籍 ☐ 続 柄 ☐ 親族関係 ☐ 婚姻離婚 ☐ その他 ()	☐ 職 業 ☐ 地 位 ☐ 学 歴 ☐ 資 格 ☐ 団体加入 ☐ 賞 罰 ☐ 学業成績 ☐ 勤務成績 ☐ その他 ()	☐ 収 入 ☐ 資産状況 ☐ 公租公課 ☐ 経済取引 ☐ 公的扶助 ☐ その他 ()	☐ 思 想 ☐ 宗 教 ☐ 支持政党 ☐ 主義主張 ☐ 趣味嗜好 ☐ 犯 歴 等 ☐ その他 () 上記事項を取扱う理由
		心 身	その他	
		☐ 健康状態 ☐ 容 姿 ☐ 病 歴 ☐ 障がい程度 ☐ その他 ()	☐ ☐ ☐ ☐ ☐	
個人情報の収集方法	☒ 本人 ☐ 本人以外(本人同意・法令等・公知性・緊急性・審議会)			
個人情報の収集時期	☐ 定期(月～ 月) ☒ 随時(委員の推薦時)			
本人への通知方法	☐ 文書 ☐ 口頭 ☐ 告示 ☐ 通知不要 (那覇市個人情報保護条例施行規則第3条第2項第 号に該当)			
個人情報の記録形態	☒ 文書 ☐ 図画 ☒ 電磁媒体 ☐ その他()			
備 考	届出が必要だと認識していなかったため、届出が事後になった			

(注) 那覇市個人情報保護条例第7条第3項の届出をする場合は、その理由を「備考」欄に記入すること。



第1号様式(第19条関係)

個人情報業務届出書

平成28年2月19日

那覇市長 宛

那覇市長 城間 幹子



那覇市個人情報保護条例第7条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

届 出 担 当 部 課	都市計画部 都市計画課 電話 9 5 1 - 3 2 4 6			
個人情報管理責任者	都市計画課長			
業 務 の 名 称	那覇市都市計画審議会			
業 務 の 目 的	都市計画法第77条の2に基づき、市長の諮問に応じ都市計画に関する事項を調査審議させるため。			
個人情報の対象者	那覇市都市計画審議会委員			
業務の開始年月日	平成12年以前			
個人 情報 の 記 録 の 内 容	一般的取扱事項			制限的取扱事項
	基本的事項	社会的活動	経済的活動	思想・信条等
	☒ 個人番号 ☒ 氏 名 ☒ 住 所 ☒ 性 別 ☒ 生年月日 ☐ 国 籍 ☐ 本 籍 ☐ 続 柄 ☐ 親族関係 ☐ 婚姻離婚 ☐ その他 ()	☒ 職 業 ☒ 地 位 ☐ 学 歴 ☒ 資 格 ☒ 団体加入 ☐ 賞 罰 ☐ 学業成績 ☐ 勤務成績 ☐ その他 ()	☐ 収 入 ☐ 資産状況 ☐ 公租公課 ☐ 経済取引 ☐ 公的扶助 ☐ その他 ()	☐ 思 想 ☐ 宗 教 ☐ 支持政党 ☐ 主義主張 ☐ 趣味嗜好 ☐ 犯 歴 等 ☐ その他 ()
		心 身	その他	上記事項を取扱う理由
		☐ 健康状態 ☐ 容 姿 ☐ 病 歴 ☐ 障がい程度 ☐ その他 ()	☐ ☐ ☐ ☐ ☐	
	個人情報の収集方法	☒ 本人 ☐ 本人以外(本人同意・法令等・公知性・緊急性・審議会)		
	個人情報の収集時期	☐ 定期(月～ 月) ☒ 随時(都市計画審議会委員の任期)		
	本人への通知方法	☐ 文書 ☐ 口頭 ☐ 告示 ☐ 通知不要 (那覇市個人情報保護条例施行規則第3条第2項第 号に該当)		
	個人情報の記録形態	☒ 文書 ☐ 図画 ☐ 電磁媒体 ☐ その他()		
	備 考	届出が必要だと認識していなかったため、届出が事後になった。		

(注) 那覇市個人情報保護条例第7条第3項の届出をする場合は、その理由を「備考」欄に記入すること。

第1号様式(第19条関係)

個人情報業務届出書

平成 2 8 年 2 月 9 日

那覇市長 宛

那覇市長 城間 幹子

那覇市個人情報保護条例第7条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

届 出 担 当 部 課	総務部 人事課	電話 861-7499		
個人情報管理責任者	人事課長			
業 務 の 名 称	職員研修業務			
業 務 の 目 的	研修により職員の勤務能率の発揮及び増進を図る			
個人情報の対象者	職員及び研修講師			
業務の開始年月日	昭和30年(日付不明)			
個人 情報 の 記 録 の 内 容	一般的取扱事項		制限的取扱事項	
	基本的事項	社会的活動	経済的活動	思想・信条等
	☒ 個人番号 ☒ 氏 名 ☒ 住 所 ☒ 性 別 ☒ 生年月日 ☐ 国 籍 ☐ 本 籍 ☐ 続 柄 ☐ 親族関係 ☐ 婚姻離婚 ☐ その他 ()	☒ 職 業 ☒ 地 位 ☒ 学 歴 ☐ 資 格 ☐ 団体加入 ☐ 賞 罰 ☐ 学業成績 ☐ 勤務成績 ☐ その他 ()	☐ 収 入 ☐ 資産状況 ☐ 公租公課 ☐ 経済取引 ☐ 公的扶助 ☐ その他 ()	☐ 思 想 ☐ 宗 教 ☐ 支持政党 ☐ 主義主張 ☐ 趣味嗜好 ☐ 犯 歴 等 ☐ その他 ()
		心 身	その他	上記事項を取扱う理由
		☒ 健康状態 ☐ 容 姿 ☐ 病 歴 ☐ 障がい程度 ☐ その他 ()	☐ ☐ ☐ ☐ ☐	
個人情報の収集方法	☒ 本人 ☒ 本人以外 (☒ 本人同意・法令等・公知性・緊急性・審議会)			
個人情報の収集時期	☐ 定期(月～ 月) ☒ 随時(研修実施約1ヶ月前)			
本人への通知方法	☐ 文書 ☐ 口頭 ☐ 告示 ☒ 通知不要 (那覇市個人情報保護条例施行規則第3条第2項第1号に該当)			
個人情報の記録形態	☒ 文書 ☐ 図画 ☒ 電磁媒体 ☐ その他()			
備 考	業務開始時に届出が必要であるという本制度の認識が不足していたため、届出が遅れた			

(注) 那覇市個人情報保護条例第7条第3項の届出をする場合は、その理由を「備考」欄に記入すること。

第2号様式(第19条関係)

個人情報業務(廃止・変更)届出書

平成28年1月26日

那覇市長 様

那覇市教育委員会教育長

那覇市個人情報保護条例第7条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

届 出 担 当 部 課	学校教育部学務課			電話 内2632
届 出 の 区 分	☐ 廃 止 ☒ 変 更	業 務 の 廃 止 ・ 変 更 年 月 日	平成18年4月1日	
業務の名称及び 開 始 年 月 日	園児募集に関すること 平成4年3月24日以前			
廃止又は変更の 理 由	那覇市の他部署へ所管替えになった			
変 更 の 内 容	変 更 前		変 更 後	
	届出担当部課の変更 学務課		子ども政策課	
備 考	業務変更時に届出が必要だと認識していなかったため。			

(注) 那覇市個人情報保護条例第7条第3項の規定による届出は、その理由を「備考」欄に記入すること。

第2号様式(第19条関係)

個人情報業務(廃止・変更)届出書

平成28年1月26日

那覇市長 様

那覇市教育委員会教育長

那覇市個人情報保護条例第7条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

届 出 担 当 部 課	学校教育部学務課			電話 内2632
届 出 の 区 分	☐ 廃 止 ☒ 変 更	業 務 の 廃 止 ・ 変 更 年 月 日	平成18年4月1日	
業務の名称及び 開 始 年 月 日	幼稚園保育料及び入園料の収入に関すること 平成4年3月24日			
廃止又は変更の 理 由	那覇市の他部署へ所管替えになった			
変 更 の 内 容	変 更 前		変 更 後	
	届出担当部課の変更 学務課		子ども政策課	
備 考	業務変更時に届出が必要だと認識していなかったため。			

(注) 那覇市個人情報保護条例第7条第3項の規定による届出は、その理由を「備考」欄に記入すること。

第2号様式(第19条関係)

個人情報業務(廃止・変更)届出書

平成28年1月26日

那覇市長 様

那覇市教育委員会教育長

那覇市個人情報保護条例第7条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

届 出 担 当 部 課	学校教育部学務課			電話 内2632
届 出 の 区 分	☐ 廃 止 ☒ 変 更	業 務 の 廃 止 ・ 変 更 年 月 日	平成18年4月1日	
業務の名称及び 開 始 年 月 日	就園奨励に関すること 平成4年3月24日			
廃止又は変更の 理 由	那覇市の他部署へ所管替えになった			
変 更 の 内 容	変 更 前		変 更 後	
	届出担当部課の変更 学務課		子ども政策課	
備 考	業務変更時に届出が必要だと認識していなかったため。			

(注) 那覇市個人情報保護条例第7条第3項の規定による届出は、その理由を「備考」欄に記入すること。

第2号様式(第19条関係)

個人情報業務(廃止・変更)届出書

平成28年1月26日

那覇市長 様

那覇市教育委員会教育長

那覇市個人情報保護条例第7条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

届 出 担 当 部 課	学校教育部学務課			電話 内2632
届 出 の 区 分	☐ 廃 止 ☒ 変 更	業 務 の 廃 止 ・ 変 更 年 月 日	平成10年3月31日	
業務の名称及び 開 始 年 月 日	教職員の身分に関すること 平成4年3月24日以前より			
廃止又は変更の 理 由	那覇市の他部署へ所管替えになった			
変 更 の 内 容	変 更 前		変 更 後	
	届出担当部課の変更 学務課		学校教育課	
備 考	業務変更時に届出が必要だと認識していなかったため。			

(注) 那覇市個人情報保護条例第7条第3項の規定による届出は、その理由を「備考」欄に記入すること。

第2号様式(第19条関係)

個人情報業務(廃止・変更)届出書

平成28年1月26日

那覇市長 様

那覇市教育委員会教育長

那覇市個人情報保護条例第7条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

届 出 担 当 部 課	学校教育部学務課			電話 内2632
届 出 の 区 分	☐ 廃 止 ☒ 変 更	業 務 の 廃 止 ・ 変 更 年 月 日	平成10年3月31日	
業務の名称及び 開 始 年 月 日	教職員の服務に関すること 平成4年3月24日以前より			
廃止又は変更の 理 由	那覇市の他部署へ所管替えになった			
変 更 の 内 容	変 更 前		変 更 後	
	届出担当部課の変更 学務課		学校教育課	
備 考	業務変更時に届出が必要だと認識していなかったため。			

(注) 那覇市個人情報保護条例第7条第3項の規定による届出は、その理由を「備考」欄
に記入すること。

第2号様式(第19条関係)

個人情報業務(廃止・変更)届出書

平成28年2月1日

那覇市長 宛

那覇市教育委員会教育長

那覇市個人情報保護条例第7条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

届 出 担 当 部 課	学校教育部 学校教育課 電話917-3506 内2623		
届 出 の 区 分	☐ 廃 止 ☒ 変 更	業 務 の 廃 止 ・ 変 更 年 月 日	平成28年2月1日
業務の名称及び 開 始 年 月 日	教職員、児童、生徒及び幼児の健康診断に関すること (H4. 3. 24以前より)		
廃止又は変更の 理 由	・番号法の施行に伴い特定個人情報（個人番号）を取得する事務が追加されたため。 ・当初届出の内容では不足している箇所があるため。		
変 更 の 内 容	変 更 前	変 更 後	
		収集等する個人情報の内容に「個人番号」「健康状態」「障がい程度」を追加する。	
備 考	当初届出で不足している箇所の追加		

(注) 那覇市個人情報保護条例第7条第3項の規定による届出は、その理由を「備考」欄に記入すること。

第2号様式(第19条関係)

個人情報業務(廃止・変更)届出書

平成28年2月1日

那覇市長 宛

那覇市教育委員会教育長

那覇市個人情報保護条例第7条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

届出担当部課	学校教育部 学校教育課 電話917-3506 内2623		
届出の区分	☐ 廃止 ☒ 変更	業務の廃止・ 変更年月日	平成28年2月1日 平成18年4月1日
業務の名称及び 開始年月日	学校安全及び独立行政法人日本スポーツ振興センターに関すること (H4. 3. 24以前より)		
廃止又は変更の 理 由	・組織名称の変更（学校健康安全会）のため業務名称を変更する ・番号法の施行に伴い特定個人情報（個人番号）を取得する事務が追加されたため。 ・当初届出の内容では不足している箇所があるため。 ・幼稚園事務の補助執行組織変更のため（H18. 4. 1）		
変 更 の 内 容	変 更 前	変 更 後	
	業務名称：学校安全及び学校健康安全に関すること	業務名称：学校安全及び独立行政法人日本スポーツ振興センターに関すること	
	（個人情報の内容、対象者の追加部分）	・収集等する個人情報の内容に「個人番号」「健康状態」「公的扶助」を追加する ・対象者に「支援員等」を追加する	
	（幼稚園事務に係る変更部分）	・目的及び対象者から「園児」を削除する。	
備 考	・当初届出で不足している箇所の追加及び名称の変更 ・業務変更時（H18. 4. 1）に届出が必要だと認識していなかったため		

（注） 那覇市個人情報保護条例第7条第3項の規定による届出は、その理由を「備考」欄に記入すること。

第2号様式(第19条関係)

個人情報業務(廃止・変更)届出書

平成28年2月1日

那覇市長 宛

那覇市教育委員会教育長

那覇市個人情報保護条例第7条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

届出担当部課	学校教育部 学校教育課 電話917-3506 内2623		
届出の区分	☐ 廃止 ☒ 変更	業務の廃止・ 変更年月日	平成28年2月1日
業務の名称及び 開始年月日	教育課程及び教育内容に関すること (H4. 3. 24以前より)		
廃止又は変更の 理 由	・番号法の施行に伴い特定個人情報（個人番号）を取得する事務が追加されたため。 ・当初届出の内容では不足している箇所があるため。		
変 更 の 内 容	変 更 前	変 更 後	
		・対象者に「各種委員会委員」「講師」「支援員等」を追加する。 ・内容に「個人番号」「生年月日」「国籍」を追加する。	
備 考	当初届出で不足している箇所の追加		

(注) 那覇市個人情報保護条例第7条第3項の規定による届出は、その理由を「備考」欄に記入すること。

第2号様式(第19条関係)

個人情報業務(廃止・変更)届出書

平成28年2月1日

那覇市長 宛

那覇市教育委員会教育長

那覇市個人情報保護条例第7条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

届出担当部課	学校教育部 学校教育課 電話917-3506 内2623		
届出の区分	☐ 廃止 ☒ 変更	業務の廃止・ 変更年月日	平成28年2月1日
業務の名称及び 開始年月日	教科書採択に関すること (H4. 3. 24以前より)		
廃止又は変更の 理 由	・番号法の施行に伴い特定個人情報（個人番号）を取得する事務が追加されたため。 ・当初届出の内容では不足している箇所があるため。		
変 更 の 内 容	変 更 前	変 更 後	
		収集等する個人情報の内容に「個人番号」「職業」を追加する。	
備 考	当初届出で不足している箇所の追加		

(注) 那覇市個人情報保護条例第7条第3項の規定による届出は、その理由を「備考」欄に記入すること。

第2号様式(第19条関係)

個人情報業務(廃止・変更)届出書

平成28年2月1日

那覇市長 宛

那覇市教育委員会教育長

那覇市個人情報保護条例第7条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

届出担当部課	学校教育部 学校教育課 電話917-3506 内2623		
届出の区分	☐ 廃止 ☒ 変更	業務の廃止・ 変更年月日	平成28年2月1日
業務の名称及び 開始年月日	教育資料の収集及び作成に関すること (H4. 3. 24以前より)		
廃止又は変更の 理 由	・番号法の施行に伴い特定個人情報（個人番号）を取得する事務が追加されたため。 ・当初届出の内容では不足している箇所があるため。		
変 更 の 内 容	変 更 前	変 更 後	
	対象者：記載責任者・児童生徒・保護者・就学判定委員	対象者：幼児・児童・生徒・保護者・就学支援委員等	
	(内容の追加部分)	・収集等する個人情報の内容：「個人番号」「生年月日」「国籍」「続柄」「趣味嗜好」「障がい程度」「公的扶助」の追加。 ・収集方法：「本人以外」（審議会）の追加 ・通知方法：「通知不要」（那覇市個人情報保護条例施行規則第3条第2項第4号の追加。	
備 考	当初届出で不足している箇所の追加		

(注) 那覇市個人情報保護条例第7条第3項の規定による届出は、その理由を「備考」欄に記入すること。

第2号様式(第19条関係)

個人情報業務(廃止・変更)届出書

平成28年2月1日

那覇市長 宛

那覇市教育委員会教育長

那覇市個人情報保護条例第7条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

届出担当部課	学校教育部 学校教育課 電話917-3506 内2623		
届出の区分	☐ 廃止 ☒ 変更	業務の廃止・ 変更年月日	平成18年4月1日
業務の名称及び 開始年月日	県費負担教職員及び幼稚園教諭の研修に関すること (H4. 3. 24以前より)		
廃止又は変更の 理 由	・(県費負担教職員研修の部分) 県費負担教職員の福利厚生、公務災害及び研修に関する業務に集約したため ・(幼稚園教諭研修の部分) 那覇市の他部署へ所管替えになった		
変 更 の 内 容	変 更 前	変 更 後	
	(県費負担教職員研修の部分) 届出業務：県費負担教職員及び幼稚園教諭の研修に関すること (幼稚園教諭研修の部分) 届出担当部課：学校教育課	(県費負担教職員研修の部分) 届出業務：「県費負担教職員の福利厚生、公務災害及び研修に関すること」に集約 (幼稚園教諭研修の部分) 届出担当部課：こども政策課	
備 考	県費負担教職員研修：他業務届出に集約。 幼稚園教諭研修：業務変更時に届出が必要だと認識していなかったため		

(注) 那覇市個人情報保護条例第7条第3項の規定による届出は、その理由を「備考」欄に記入すること。

第2号様式(第19条関係)

個人情報業務(廃止・変更)届出書

平成28年2月1日

那覇市長 宛

那覇市教育委員会教育長

那覇市個人情報保護条例第7条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

届出担当部課	学校教育部 学校教育課 電話917-3506 内2623		
届出の区分	☐ 廃止 ☒ 変更	業務の廃止・ 変更年月日	平成28年2月1日
業務の名称及び 開始年月日	外国人英語指導員に関すること (H4. 3. 24以前より)		
廃止又は変更の 理 由	・番号法の施行に伴い特定個人情報（個人番号）を取得する事務が追加されたため。 ・当初届出の内容では不足している箇所があるため。		
変 更 の 内 容	変 更 前	変 更 後	
		収集等する個人情報の内容に「個人番号」「学歴」「資格」「健康状態」を追加する。	
備 考	当初届出で不足している箇所の追加		

(注) 那覇市個人情報保護条例第7条第3項の規定による届出は、その理由を「備考」欄に記入すること。

第2号様式(第19条関係)

個人情報業務(廃止・変更)届出書

平成28年2月1日

那覇市長 宛

那覇市教育委員会教育長

那覇市個人情報保護条例第7条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

届 出 担 当 部 課	学校教育部 学校教育課 電話917-3506 内2623		
届 出 の 区 分	☐ 廃 止 ☒ 変 更	業 務 の 廃 止 ・ 変 更 年 月 日	平成10年3月31日
業務の名称及び 開 始 年 月 日	学校給食施設の設置、廃止及び管理に関すること (H4. 3. 24以前より)		
廃 止 又 は 変 更 の 理 由	那覇市教育委員会の他部署へ所管替えになった		
変 更 の 内 容	変 更 前	変 更 後	
	届出担当部課の変更 学校教育課	学校給食課	
備 考	業務変更時に届出が必要だと認識していなかったため		

(注) 那覇市個人情報保護条例第7条第3項の規定による届出は、その理由を「備考」欄に記入すること。

第2号様式(第19条関係)

個人情報業務(廃止・変更)届出書

平成28年2月1日

那覇市長 宛

那覇市教育委員会教育長

那覇市個人情報保護条例第7条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

届 出 担 当 部 課	学校教育部 学校教育課 電話917-3506 内2623		
届 出 の 区 分	☐ 廃 止 ☒ 変 更	業 務 の 廃 止 ・ 変 更 年 月 日	平成10年3月31日
業務の名称及び 開 始 年 月 日	学校給食の運営指導に関すること (H4. 3. 24以前より)		
廃止又は変更の 理 由	那覇市教育委員会の他部署へ所管替えになった		
変 更 の 内 容	変 更 前	変 更 後	
	届出担当部課の変更 学校教育課	学校給食課	
備 考	業務変更時に届出が必要だと認識していなかったため		

(注) 那覇市個人情報保護条例第7条第3項の規定による届出は、その理由を「備考」欄に記入すること。

第2号様式(第19条関係)

個人情報業務(廃止・変更)届出書

平成28年2月1日

那覇市長 宛

那覇市教育委員会教育長

那覇市個人情報保護条例第7条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

届 出 担 当 部 課	学校教育部 学校教育課 電話917-3506 内2623		
届 出 の 区 分	☐ 廃 止 ☒ 変 更	業 務 の 廃 止 ・ 変 更 年 月 日	平成10年3月31日
業務の名称及び 開 始 年 月 日	学校給食に係る調査研究及び統計に関すること (H4. 3. 24以前より)		
廃止又は変更の 理 由	那覇市教育委員会の他部署へ所管替えになった。		
変 更 の 内 容	変 更 前	変 更 後	
	届出担当部課の変更 学校教育課	学校給食課	
備 考	業務変更時に届出が必要だと認識していなかったため。		

(注) 那覇市個人情報保護条例第7条第3項の規定による届出は、その理由を「備考」欄に記入すること。

第2号様式(第19条関係)

個人情報業務(廃止・変更)届出書

平成28年2月1日

那覇市長 宛

那覇市教育委員会教育長

那覇市個人情報保護条例第7条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

届出担当部課	学校教育部 学校教育課 電話917-3506 内2623		
届出の区分	☒ 廃止 ☐ 変更	業務の廃止・ 変更年月日	平成24年4月頃
業務の名称及び 開始年月日	学校環境の衛生管理に関すること (H4. 3. 24以前より)		
廃止又は変更の 理 由	個人情報収集に係る業務終了のため廃止する		
変 更 の 内 容	変 更 前	変 更 後	
備 考	当該業務の廃止年月日について正確な記録が残っておらず、届出の認識もされていなかったため事後の届出となった。		

(注) 那覇市個人情報保護条例第7条第3項の規定による届出は、その理由を「備考」欄に記入すること。

第2号様式(第19条関係)

個人情報業務変更届出書

平成28年2月1日

那覇市長 宛

那覇市上下水道事業管理者

那覇市個人情報保護条例第7条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

届 出 担 当 部 課	上下水道局料金サービス課 電話 941-7811		
届 出 の 区 分	☐ 廃 止 ☒ 変 更	業 務 の 廃 止 ・ 変 更 年 月 日	平成23年 4月 1日
業務の名称及び 開 始 年 月 日	給水工事設計業務 平成4年 3月 4日以前		
廃止又は変更の 理 由	組織機構の改正にともなう当該業務管轄の変更		
変 更 の 内 容	変 更 前	変 更 後	
	届出担当課 「配水課」 個人情報管理責任者 「配水課長」	届出担当課 「料金サービス課」 個人情報管理責任者 「料金サービス課長」	
備 考	組織機構改正時に届け出をするべきであったが、手続きが不要と誤認していたため。		

(注) 那覇市個人情報保護条例第7条第3項の規定による届出は、その理由を「備考」欄に記入すること。

第2号様式(第19条関係)

個人情報業務変更届出書

平成28年2月1日

那覇市長 宛

那覇市上下水道事業管理者

那覇市個人情報保護条例第7条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

届 出 担 当 部 課	上下水道局料金サービス課			電話 941-7811
届 出 の 区 分	☐ 廃 止 ☒ 変 更	業 務 の 廃 止 ・ 変 更 年 月 日	平成17年 4月 1日	
業 務 の 名 称 及 び 開 始 年 月 日	公共下水道使用開始業務 平成4年 3月 4日以前			
廃 止 又 は 変 更 の 理 由	上下水道事業の統合に伴う当該業務管轄課の変更			
変 更 の 内 容	変 更 前		変 更 後	
	届出担当課 「下水道業務課」 個人情報管理責任者 「下水道業務課長」		届出担当課 「料金サービス課」 個人情報管理責任者 「料金サービス課長」	
備 考	事業統廃合の際に届け出をするべきであったが、手続きが不要と誤認していたため。			

(注) 那覇市個人情報保護条例第7条第3項の規定による届出は、その理由を「備考」欄に記入すること。

第2号様式(第19条関係)

個人情報業務変更届出書

平成28年2月26日

那覇市長 宛

那覇市上下水道事業管理者

那覇市個人情報保護条例第7条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

届出担当部課	上下水道局総務課 電話 941-7801		
届出の区分	☐ 廃止 ☒ 変更	業務の廃止・ 変更年月日	平成28年1月1日
業務の名称及び 開始年月日	職員の福利厚生及び労務管理に 関する業務 昭和42年7月以前		
廃止又は変更の 理由	業務実態に即した個人情報項目の追加及び番号法の施行に伴う 項目「個人番号」を取得する事務の追加のため。		
変 更 の 内 容	変 更 前	変 更 後	
		基本的事項 「個人番号」「続柄」「親族関係」 「婚姻離婚」 社会的活動 「職業」「地位」「資格」「賞罰」 「学業成績」「勤務成績」 経済的活動 「収入」「資産状況」「公租公課」 「経済取引」 心身 「健康状態」「容姿」「病歴」 「障がい程度」 制限的取扱事項 「犯歴等（地方公務員法第16条（欠格 条項）第2号の調査のため）」 個人情報の記録形態 「電磁媒体」	
備 考	実態に即した届け出をするべきであったが、手続きが不要と誤認して いたため。また法律改正に即した変更届出をあわせて行う。		

（注） 那覇市個人情報保護条例第7条第3項の規定による届出は、その理由を「備考」欄
に記入すること。

第2号様式(第19条関係)

個人情報業務変更届出書

平成28年2月1日

那覇市長 宛

那覇市上下水道事業管理者

那覇市個人情報保護条例第7条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

届 出 担 当 部 課	上下水道局料金サービス課 電話 941-7811		
届 出 の 区 分	☐ 廃 止 ☒ 変 更	業 務 の 廃 止 ・ 変 更 年 月 日	平成17年 4月 1日
業 務 の 名 称 及 び 開 始 年 月 日	水洗便所改造等資金貸付業務 平成4年 3月 4日以前		
廃 止 又 は 変 更 の 理 由	上下水道事業の統合に伴う当該業務管轄課の変更		
変 更 の 内 容	変 更 前	変 更 後	
	届出担当課 「下水道業務課」 個人情報管理責任者 「下水道業務課長」	届出担当課 「料金サービス課」 個人情報管理責任者 「料金サービス課長」	
備 考	事業統廃合の際に届け出をするべきであったが、手続きが不要と誤認していたため。		

(注) 那覇市個人情報保護条例第7条第3項の規定による届出は、その理由を「備考」欄に記入すること。

第2号様式(第19条関係)

個人情報業務変更届出書

平成28年2月1日

那覇市長 宛

那覇市上下水道事業管理者

那覇市個人情報保護条例第7条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

届 出 担 当 部 課	上下水道局料金サービス課			電話 941-7811
届 出 の 区 分	☐ 廃 止 ☒ 変 更	業 務 の 廃 止 ・ 変 更 年 月 日	平成23年 4月 1日	
業 務 の 名 称 及 び 開 始 年 月 日	水道料金等調定及び収納業務 昭和8年 4月 1日以前			
廃 止 又 は 変 更 の 理 由	組織機構の改正にともなう課名の変更			
変 更 の 内 容	変	更	前	変
	更	後		
変 更 の 内 容	業務の名称 「水道料金等調定及び徴収業務」 「届出担当課」 「業務課」 「個人情報管理責任者」 「業務課長」 業務の目的 「那覇市水道給水条例にもとづき給水台帳の作成のため」		業務の名称 「水道料金等調定及び収納業務」 「届出担当課」 「料金サービス課」 「個人情報管理責任者」 「料金サービス課長」 業務の目的 「那覇市水道給水条例に基づく水道料金調定システムのデータ作成のため」	
備 考	組織機構改正時に届け出をするべきであったが、手続きが不要と誤認していたため。			

(注) 那覇市個人情報保護条例第7条第3項の規定による届出は、その理由を「備考」欄に記入すること。

第2号様式(第19条関係)

個人情報業務変更届出書

平成28年2月1日

那覇市長 宛

那覇市上下水道事業管理者

那覇市個人情報保護条例第7条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

届 出 担 当 部 課	上下水道局配水管理課 電話 941-7805/7806		
届 出 の 区 分	☐ 廃 止 ☒ 変 更	業 務 の 廃 止 ・ 変 更 年 月 日	平成27年4月1日
業 務 の 名 称 及 び 開 始 年 月 日	土地賃貸借契約		
廃 止 又 は 変 更 の 理 由	組織機構の改正にともなう課名の変更		
変 更 の 内 容	変 更 前	変 更 後	
	「届出担当課」 「管理課」 「個人情報管理責任者」 「管理課長」 「業務の目的」 「配水管ラインの土地の賃借」 「性別」の記載	「届出担当課」 「配水管理課」 「個人情報管理責任者」 「配水管理課長」 「業務の目的」 「配水施設の土地の賃借」 削除	
備 考	組織機構改正時に届け出をするべきであったが、手続きが不要と誤認していたため。		

(注) 那覇市個人情報保護条例第7条第3項の規定による届出は、その理由を「備考」欄に記入すること。

第2号様式(第19条関係)

個人情報業務(廃止・変更)届出書

平成28年2月3日

那覇市長 宛

那覇市長 城間 幹子

那覇市個人情報保護条例第7条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

届出担当部課	市民文化部 ハイサイ市民課 電話（内線2230）		
届出の区分	☐ 廃止 ☒ 変更	業務の廃止・ 変更年月日	平成27年10月5日
業務の名称及び 開始年月日	住民基本台帳事務 H4年3月19日以前		
廃止又は変更の 理 由	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)の制定に伴い、転入時に転出証明書に記載された個人番号を入力する事務が発生したため。		
変 更 の 内 容	変 更 前	変 更 後	
		個人情報の内容中基本的事項に 個人番号（転入時）を追加する。	
備 考	個人番号の転出証明書への記載は法律事項であるため、届出業務の対象外と判断していた。		

(注) 那覇市個人情報保護条例第7条第3項の規定による届出は、その理由を「備考」欄に記入すること。

第2号様式(第19条関係)

個人情報業務(廃止)・変更)届出書

平成28年 2月 3日

那覇市長 様

那覇市教育委員会
教育長 渡慶次 克彦

那覇市個人情報保護条例第7条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

届出担当部課	生涯学習部 総務課			電話 917-3500
届出の区分	☒ 廃止 ☐ 変更	業務の廃止・ 変更年月日	平成25年4月1日	
業務の名称及び 開始年月日	教育長協会に関すること 昭和47年10月1日			
廃止又は変更の 理由	沖縄県市町村教育委員会連合会と統合したため。			
変更の内容	変 更 前		変 更 後	
備 考	統合時に届出をするべきであったが、手続不要と誤認していたため。			

(注) 那覇市個人情報保護条例第7条第3項の規定による届出は、その理由を「備考」欄に記入すること。

第2号様式(第19条関係)

個人情報業務(廃止・変更)届出書

平成28年 2月 3日

那覇市長 様

那覇市教育委員会
教育長 渡慶次 克彦

那覇市個人情報保護条例第7条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

届出担当部課	生涯学習部 総務課			電話 917-3500
届出の区分	☐ 廃止 ☒ 変更	業務の廃止・ 変更年月日	平成25年4月1日	
業務の名称及び 開始年月日	教育委員会連合会に関すること 昭和47年11月6日			
廃止又は変更の 理由	沖縄県市町村教育長協会を統合したため。			
変更の内容	変 更 前		変 更 後	
	(個人情報の対象者) 県内市町村教育委員		(個人情報の対象者) 県内市町村教育委員・教育長 (個人情報の収集方法) 本人以外(公知性)	
備 考	統合時に届出をするべきであったが、手続不要と誤認していたため。			

(注) 那覇市個人情報保護条例第7条第3項の規定による届出は、その理由を「備考」欄に記入すること。

第2号様式(第19条関係)

個人情報業務(廃止・変更)届出書

平成28年 2月 3日

那覇市長 様

那覇市教育委員会
教育長 渡慶次 克彦

那覇市個人情報保護条例第7条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

届 出 担 当 部 課	生涯学習部 総務課		電話 917-3500
届 出 の 区 分	☐ 廃 止 ☒ 変 更	業 務 の 廃 止 ・ 変 更 年 月 日	平成14年2月28日
業務の名称及び 開 始 年 月 日	表彰に関すること 平成4年3月24日以前		
廃止又は変更の 理 由	那覇市教育長賞表彰要綱を制定し、幼児・児童・生徒を対象とした 教育長賞を新設したため。		
変 更 の 内 容	変 更 前	変 更 後	
	(業務の目的) 表彰候補者 推薦 (個人情報の収集方法) 本人 (個人情報の告知方法) 文書	(業務の目的) 表彰候補者の推薦及び表彰の決定 (個人情報の収集方法) 本人、本人以外(審議会) (個人情報の告知方法) 「文書」を削除	
備 考	制定時に届出をするべきであったが、手続不要と誤認していたた め。		

(注) 那覇市個人情報保護条例第7条第3項の規定による届出は、その理由を「備考」欄
に記入すること。

第2号様式(第19条関係)

個人情報業務(廃止・変更)届出書

平成28年 2月 3日

那覇市長 様

那覇市教育委員会
教育長 渡慶次 克彦

那覇市個人情報保護条例第7条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

届出担当部課	生涯学習部 総務課		電話 917-3500
届出の区分	☒ 廃止 ☐ 変更	業務の廃止・ 変更年月日	平成21年12月28日
業務の名称及び 開始年月日	施設の管理に関すること 平成4年3月24日以前		
廃止又は変更の 理 由	教育委員会旧庁舎（樋川2-8-8）を取り壊し、とまりん（前島3-25-1）へ教育委員会事務局が移転したため。		
変 更 の 内 容	変 更 前	変 更 後	
備 考	事務局移転時に届出をするべきであったが、手続不要と誤認していたため。		

(注) 那覇市個人情報保護条例第7条第3項の規定による届出は、その理由を「備考」欄に記入すること。

第2号様式(第19条関係)

個人情報業務(廃止) 変更)届出書

平成28年 2月 3日

那覇市長 様

那覇市教育委員会
教育長 渡慶次 克彦

那覇市個人情報保護条例第7条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

届 出 担 当 部 課	生涯学習部 総務課			電話 917-3500
届 出 の 区 分	☒ 廃 止 ☐ 変 更	業 務 の 廃 止 ・ 変 更 年 月 日	平成26年4月1日	
業 務 の 名 称 及 び 開 始 年 月 日	車両に関すること 平成4年3月24日以前			
廃 止 又 は 変 更 の 理 由	教育長車を廃止し、総務課所有の車両がなくなったため。			
変 更 の 内 容	変 更 前		変 更 後	
備 考	廃止事由が生じた時点で届出をするべきであったが、手続不要と誤認していたため。			

(注) 那覇市個人情報保護条例第7条第3項の規定による届出は、その理由を「備考」欄に記入すること。

第2号様式(第19条関係)

個人情報業務(廃止・変更)届出書

平成28年 2月 3日

那覇市長 様

那覇市教育委員会
教育長 渡慶次 克彦

那覇市個人情報保護条例第7条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

届出担当部課	生涯学習部 総務課		電話 917-3500
届出の区分	☒ 廃止 ☐ 変更	業務の廃止・ 変更年月日	平成25年4月1日
業務の名称及び 開始年月日	情報公開に関すること 平成4年4月1日		
廃止又は変更の 理 由	公文書の公開請求等の受付、保有個人情報の開示等の受付につい て、総務部へ事務を委任したため。		
変 更 の 内 容	変 更 前	変 更 後	
備 考	事務を委任した時点で届出をするべきであったが、手続不要と誤認 していたため。		

(注) 那覇市個人情報保護条例第7条第3項の規定による届出は、その理由を「備考」欄
に記入すること。

第2号様式(第19条関係)

個人情報業務(廃止・変更)届出書

平成28年 2月 3日

那覇市長 様

那覇市教育委員会
教育長 渡慶次 克彦

那覇市個人情報保護条例第7条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

届出担当部課	生涯学習部 総務課		電話 917-3500
届出の区分	☐ 廃止 ☒ 変更	業務の廃止・ 変更年月日	平成27年4月1日
業務の名称及び 開始年月日	傍聴人名簿 教育委員会会議に関すること 昭和47年5月15日		
廃止又は変更の 理 由	平成27年4月1日付け那覇市教育委員会傍聴人規則を全部改正した ため。		
変 更 の 内 容	変 更 前	変 更 後	
		・業務の目的から「第1条」を削 る。 ・個人情報の内容から「生年月日」 「職業」を削除し、基本的事項の 「その他」(年齢)を追加する。 ・個人情報の告知方法から「口頭」 を削除する。	
備 考	規則改正時に届出をするべきであったが、手続不要と誤認していた ため。		

(注) 那覇市個人情報保護条例第7条第3項の規定による届出は、その理由を「備考」欄
に記入すること。

第2号様式(第19条関係)

個人情報業務(廃止・変更)届出書

平成28年 2月 3日

那覇市長 様

那覇市教育委員会
教育長 渡慶次 克彦

那覇市個人情報保護条例第7条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

届 出 担 当 部 課	生涯学習部 総務課		電話 917-3500
届 出 の 区 分	☐ 廃 止 ☒ 変 更	業 務 の 廃 止 ・ 変 更 年 月 日	平成14年5月20日
業務の名称及び 開 始 年 月 日	市費負担職員（幼稚園教諭を除く）の任免、分限、懲戒、表彰、服務、身分 平成4年3月24日以前		
廃止又は変更の 理 由	人事評価制度導入のため。		
変 更 の 内 容	変 更 前	変 更 後	
		・業務の名称の最後に「に関する こと」を追加する。 ・個人情報の内容のうち、社会的 活動の「勤務成績」を追加する。 ・個人情報の記録形態に「電磁媒 体」を追加する。	
備 考	変更事由が生じた時点で届出をするべきであったが、手続不要と誤認していたため。		

(注) 那覇市個人情報保護条例第7条第3項の規定による届出は、その理由を「備考」欄に記入すること。

第2号様式(第19条関係)

個人情報業務(廃止・変更)届出書

平成28年 2月 3日

那覇市長 様

那覇市教育委員会
教育長 渡慶次 克彦

那覇市個人情報保護条例第7条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

届出担当部課	生涯学習部 総務課			電話 917-3500
届出の区分	☐ 廃止 ☒ 変更	業務の廃止・ 変更年月日	平成28年 1月 1日	
業務の名称及び 開始年月日	市費負担職員(公立学校共済組合員を除く)の共済事務 平成4年3月24日以前			
廃止又は変更の 理由	番号法の施行に伴い特定個人情報(個人番号)を取得する事務が追加されたため。			
変更の内容	変 更 前		変 更 後	
			・収集等する個人情報の内容に「個人番号」を追加する。 ・個人情報の告知方法から「文書」を削る。 ・個人情報の記録形態に「電磁媒体」を追加する。	
備 考	業務に個人番号を使用する必要があるのか内容確認に時間を要したことにより届出が遅れた。			

(注) 那覇市個人情報保護条例第7条第3項の規定による届出は、その理由を「備考」欄に記入すること。

第2号様式(第19条関係)

個人情報業務(廃止・変更)届出書

平成28年 2月 3日

那覇市長 様

那覇市教育委員会

教育長 渡慶次 克彦

那覇市個人情報保護条例第7条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

届出担当部課	生涯学習部 総務課			電話 917-3500
届出の区分	☐ 廃止 ☒ 変更	業務の廃止・ 変更年月日	平成28年 1月 1日	
業務の名称及び 開始年月日	給与に関すること 平成4年3月24日以前			
廃止又は変更の 理由	番号法の施行に伴い特定個人情報（個人番号）を取得する事務が追加されたため。			
変更の内容	変 更 前		変 更 後	
			・収集等する個人情報の内容に「個人番号」を追加する。 ・個人情報の告知方法の「文書」「申請等」を削除する。 ・個人情報の記録形態に「電磁媒体」を追加する。	
備 考	業務に個人番号を使用する必要があるのか内容確認に時間を要したことにより届出が遅れた。			

(注) 那覇市個人情報保護条例第7条第3項の規定による届出は、その理由を「備考」欄に記入すること。

第2号様式(第19条関係)

個人情報業務(廃止・変更)届出書

平成28年 2月 3日

那覇市長 様

那覇市教育委員会
教育長 渡慶次 克彦

那覇市個人情報保護条例第7条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

届出担当部課	生涯学習部 総務課			電話 917-3500
届出の区分	☐ 廃止 ☒ 変更	業務の廃止・ 変更年月日	平成28年4月1日	
業務の名称及び 開始年月日	財産管理（重要物品の寄附受入通知） 平成24年3月24日以前			
廃止又は変更の 理 由	組織改編のため。			
変 更 の 内 容	変 更 前		変 更 後	
	(届出担当課) 財務課 (個人情報管理責任者) 財務課長		(届出担当課) 企画課 (個人情報管理責任者) 企画課長 (個人情報の告知方法) 「申請等」を削除。	
備 考	改編時に届出をするべきであったが、手続不要と誤認していたため。			

(注) 那覇市個人情報保護条例第7条第3項の規定による届出は、その理由を「備考」欄に記入すること。

第2号様式(第19条関係)

個人情報業務(廃止・変更)届出書

平成28年 2月 3日

那覇市長 様

那覇市教育委員会
教育長 渡慶次 克彦

那覇市個人情報保護条例第7条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

届出担当部課	生涯学習部 総務課			電話 917-3500
届出の区分	☐ 廃止 ☒ 変更	業務の廃止・ 変更年月日	平成10年4月1日	
業務の名称及び 開始年月日	財産管理（重要物品の寄附受入通知） 平成4年3月24日以前			
廃止又は変更の 理由	組織改編のため。			
変 更 の 内 容	変 更 前		変 更 後	
	(届出担当課) 企画課 (個人情報管理責任者) 企画課長		(届出担当課) 生涯学習部 総務課 (個人情報管理責任者) 総務課長	
備 考	改編時に届出をするべきであったが、手続不要と誤認していたため。			

(注) 那覇市個人情報保護条例第7条第3項の規定による届出は、その理由を「備考」欄に記入すること。

第2号様式(第19条関係)

個人情報業務(廃止 (変更) 届出書

平成28年 2月 9日

那覇市長 宛

那覇市長 城間 幹子

那覇市個人情報保護条例第7条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

届 出 担 当 部 課	総務部人事課 電話861-7499		
届 出 の 区 分	☐ 廃 止 ☒ 変 更	業 務 の 廃 止 ・ 変 更 年 月 日	平成28年 2月 9日
業務の名称及び 開 始 年 月 日	正規、臨時、非常勤職員採用業務 平成4年 3月 23日		
廃止又は変更の 理 由	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴い特定個人情報（個人番号）を取得する事務が追加されたため。		
変 更 の 内 容	変 更 前	変 更 後	
		収集等する個人情報の内容に「個人番号」を追加する。	
備 考			

(注) 那覇市個人情報保護条例第7条第3項の規定による届出は、その理由を「備考」欄に記入すること。

第2号様式(第19条関係)

個人情報業務(廃止・変更)届出書

平成28年 2月 9日

那覇市長 宛

那覇市長 城間 幹子

那覇市個人情報保護条例第7条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

届出担当部課	総務部人事課 電話861-7499		
届出の区分	☐ 廃止 ☒ 変更	業務の廃止・ 変更年月日	平成28年 2月 9日
業務の名称及び 開始年月日	市町村共済組合に関すること 平成4年 3月 11日		
廃止又は変更の 理 由	①組織改正により課名が変更されたため。 ②行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴い特定個人情報（個人番号）を取得する事務が追加されたため。		
変 更 の 内 容	変 更 前	変 更 後	
	①職員厚生課	①人事課 ②収集等する個人情報の内容に 「個人番号」を追加する。	
備 考			

(注) 那覇市個人情報保護条例第7条第3項の規定による届出は、その理由を「備考」欄に記入すること。

第2号様式(第19条関係)

個人情報業務(廃止・変更)届出書

平成28年 2月 9日

那覇市長 宛

那覇市長 城間 幹子

那覇市個人情報保護条例第7条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

届出担当部課	総務部人事課 電話861-7499		
届出の区分	☐ 廃止 ☒ 変更	業務の廃止・ 変更年月日	平成28年 2月 9日
業務の名称及び 開始年月日	福利厚生に関すること 平成4年 3月 11日		
廃止又は変更の 理 由	①組織改正により課名が変更されたため。 ②行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴い特定個人情報（個人番号）を取得する事務が追加されたため。		
変 更 の 内 容	変 更 前	変 更 後	
	①職員厚生課	①人事課 ②収集等する個人情報の内容に 「個人番号」を追加する。	
備 考			

(注) 那覇市個人情報保護条例第7条第3項の規定による届出は、その理由を「備考」欄に記入すること。

第2号様式(第19条関係)

個人情報業務(廃止・変更)届出書

平成28年 2月 9日

那覇市長 宛

那覇市長 城間 幹子

那覇市個人情報保護条例第7条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

届出担当部課	総務部人事課 電話861-7499		
届出の区分	☒ 廃止 ☐ 変更	業務の廃止・ 変更年月日	平成9年 3月 日
業務の名称及び 開始年月日	退職料支払業務 平成4年 3月 23日		
廃止又は変更の 理 由	旧那覇市職員退職料（遺族扶助料）受給権者の消滅に伴い、旧那覇市職員退職料支給条例が廃止されているため。		
変 更 の 内 容	変 更 前	変 更 後	
備 考	条例廃止時に届出をするべきであったが、届出が必要であるという認識が不足していたため届出が遅れた。		

(注) 那覇市個人情報保護条例第7条第3項の規定による届出は、その理由を「備考」欄に記入すること。

第2号様式(第19条関係)

個人情報業務(廃止・変更)届出書

平成28年 2月 9日

那覇市長 宛

那覇市長 城間 幹子

那覇市個人情報保護条例第7条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

届出担当部課	総務部人事課 電話861-7499		
届出の区分	☐ 廃止 ☒ 変更	業務の廃止・ 変更年月日	平成28年 2月 9日
業務の名称及び 開始年月日	職員安全衛生業務 平成4年 3月 11日		
廃止又は変更の 理由	①組織改正により課名が変更されたため。 ②行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴い特定個人情報（個人番号）を取得する事務が追加されたため。		
変更の内容	変 更 前	変 更 後	
	①職員厚生課	①人事課 ②収集等する個人情報の内容に 「個人番号」を追加する。	
備 考			

(注) 那覇市個人情報保護条例第7条第3項の規定による届出は、その理由を「備考」欄に記入すること。

第2号様式(第19条関係)

個人情報業務(廃止・変更)届出書

平成28年 2月 9日

那覇市長 宛

那覇市長 城間 幹子

那覇市個人情報保護条例第7条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

届 出 担 当 部 課	総務部人事課 電話861-7499		
届 出 の 区 分	☐ 廃 止 ☒ 変 更	業 務 の 廃 止 ・ 変 更 年 月 日	平成28年 2月 9日
業務の名称及び 開 始 年 月 日	職員公務災害業務 平成4年 3月 11日		
廃止又は変更の 理 由	①組織改正により課名が変更されたため。 ②行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴い特定個人情報（個人番号）を取得する事務が追加されたため。		
変 更 の 内 容	変 更 前	変 更 後	
	①職員厚生課	①人事課 ②収集等する個人情報の内容に 「個人番号」を追加する。	
備 考			

(注) 那覇市個人情報保護条例第7条第3項の規定による届出は、その理由を「備考」欄に記入すること。

那覇市告示第 546 号

平成 28 年 3 月 7 日

掲 示 済

平成27年度那覇市一般廃棄物処理手数料の徴収事務委託について（変更契約）

地方自治法施行令第158条第 2 項及び那覇市会計規則第34条第 2 項に基づき、平成27年度那覇市一般廃棄物処理手数料徴収指定店を次のとおり告示する。

那覇市長 城 間 幹 子

名 称	所在地・電話番号
株式会社 ジーマックス 代表取締役 儀間 良章	浦添市西洲2丁目3番地2 電 話 8 7 5－3 7 7 7
株式会社 みつわ産業 代表取締役社長 與那嶺 達啓	那覇市識名 1169 番地 電 話 8 3 4－1 4 1 4
沖縄日野出株式会社 代表取締役 平良 盛也	西原町字東崎 4 番地の 14 電 話 9 4 5－5 1 1 5
有限会社 大初 代表取締役 松長 朋子	那覇市松尾2丁目19番7号 電 話 8 6 3－2 7 7 3
株式会社 タカダ 代表取締役 高田 聡	浦添市西洲2丁目7番地3 電 話 8 7 5－3 1 2 1
有限会社 オキカミ 代表取締役 山城 宗一	那覇市上間 425 番地 電 話 8 3 3－1 9 0 1

那覇市告示第 552 号
平成 28 年 3 月 11 日
掲 示 済

那覇広域都市計画道路の変更について

都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)第 21 条第 2 項の規定において準用する同法第 19 条第 1 項の規定により、那覇広域都市計画道路の変更をしたので、同法第 21 条第 2 項の規定において準用する同法第 20 条第 1 項の規定により、次のとおり告示し、同条第 2 項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

那 覇 市

上記代表者 那覇市長 城間 幹子

1 都市計画の種類

○那覇広域都市計画道路

2 都市計画を変更する土地の区域

○那覇広域都市計画道路（3・5・那 22 号 古波蔵上線）

変更する部分 那覇市古波蔵 1 丁目及び 2 丁目の一部

3 縦覧場所

那覇市都市計画部都市計画課（那覇市泉崎 1-1-1 那覇市役所 9 階）

那覇市告示第 554 号
平成 28 年 3 月 11 日
掲 示 済

那覇広域都市計画公園の変更について

都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)第 21 条第 2 項の規定において準用する同法第 19 条第 1 項の規定により、那覇広域都市計画公園を変更したので、同法第 21 条第 2 項の規定において準用する同法第 20 条第 1 項の規定により、次のとおり告示し、同条第 2 項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

那 覇 市

上記代表者 那覇市長 城間 幹子

1 都市計画の種類

那覇広域都市計画公園

2 都市計画を定める土地の区域

2・2・那7号 古波蔵公園

変更する部分 那覇市古波蔵2丁目地内

3 縦覧場所

那覇市都市計画部都市計画課（那覇市役所本庁舎9階）

那覇市告示第 558 号

平成 28 年 3 月 15 日

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく医療機関の指定について

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）に基づく医療機関について、生活保護法第 49 条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第 14 条第 4 項の規定による指定医療機関として、次のとおり指定した。

那覇市長 城 間 幹 子

名 称	開 設 者	指定年月日
所 在 地		
又吉内科クリニック	医療法人 せせらぎ	平成 28 年 1 月 1 日
那覇市安里二丁目 9 番 8 号 サンステーションビル 1 階		
八木歯科	八木 茂明	平成 28 年 1 月 4 日
那覇市樋川一丁目 5 番 49 号		
宜保産婦人科医院	医療法人 守礼の会	平成 28 年 2 月 1 日
那覇市久米二丁目 29 番 16 号		
友寄歯科医院	友寄 清順	平成 28 年 2 月 1 日
那覇市寄宮二丁目 30 番 49 号 ベルベ森山 2 階		
西武門歯科医院	當山 徹	平成 28 年 1 月 1 日
那覇市久米二丁目 24 番 9 号		

那覇市告示第 559 号

平成 28 年 3 月 15 日

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく医療機関の廃止について

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）に基づく医療機関について、生活保護法第 50 条の 2 及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第 14 条第 4 項の規定による指定医療機関より、次のとおり廃止の届出があった。

那覇市長 城 間 幹 子

名 称	開設者	廃止年月日
所 在 地		
友寄歯科医院	友寄 清順	平成 27 年 12 月 31 日
那覇市壺屋二丁目 18 番 8 号		
又吉内科クリニック	又吉 亮二	平成 28 年 1 月 1 日
那覇市安里二丁目 9 番 8 号 サンステーションビル 1 階		
医療法人 沖縄聖蹟会 ライフケアクリニック那覇	医療法人 沖縄聖蹟会	平成 28 年 1 月 31 日
那覇市久茂地二丁目 2 番 2 号 タイムスビル 6 階		
八木歯科	八木 茂	平成 27 年 12 月 31 日
那覇市樋川一丁目 5 番 49 号		

西武門歯科医院	當山 正昭	平成 27 年 12 月 31 日
那覇市久米二丁目 24 番 9 号		
島袋脳神経外科医院	島袋 春弘	平成 28 年 2 月 29 日
那覇市古波蔵三丁目 11 番 9 号		
ひるぎ薬局 新赤十字前店	総合メディカル株式会社	平成 27 年 12 月 31 日
那覇市与儀一丁目 18 番 17 号		

那覇市告示第 560 号

平成 28 年 3 月 15 日

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく介護機関の指定について

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）に基づく介護機関について、生活保護法第 54 条の 2 第 1 項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第 14 条第 4 項の規定による指定介護機関として、次のとおり指定した。

那覇市長 城 間 幹 子

名 称	所 在 地	指定年月日
開 設 者	サービスの種類	
グループホームぬくぬくの家・幸	那覇市首里大名町 1 丁目 43 番地 2	平成 28 年 2 月 8 日

社会福祉法人 ゆうなの会

- ・認知症対応型共同生活介護
- ・介護予防認知症対応型
共同生活介護

那覇市告示第 561 号

平成 28 年 3 月 15 日

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく介護機関の廃止について

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）に基づく介護機関について、生活保護法第 54 条の 2 第 4 項において準用する第 50 条の 2 及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第 14 条第 4 項の規定による指定介護機関より、次のとおり廃止の届出があった。

那覇市長 城 間 幹 子

名 称 (廃止する事業の種類)	廃止年月日
所 在 地	
友寄歯科医院 (訪問看護・訪問リハビリテーション・居宅療養管理指導)	平成 27 年 12 月 31 日
那覇市壺屋二丁目 18 番 8 号	
西武門歯科医院 (訪問看護・訪問リハビリテーション・居宅療養管理指導)	平成 27 年 12 月 31 日
那覇市久米二丁目 24 番 9 号	

那覇市告示第 562 号
平成 28 年 3 月 15 日

那覇市建築等に伴う公害防止指導要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

那覇市長 城 間 幹 子

那覇市建築等に伴う公害防止指導要綱の一部を改正する要綱

那覇市建築等に伴う公害防止指導要綱（昭和 61 年告示第 78 号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
第 1 条～第 5 条　〔略〕 付　則 この要綱は、昭和 61 年 8 月 1 日から施行する。 付　則 （施行期日） 1　この要綱は、平成 26 年 5 月 1 日から施行する。 （経過措置） 2　この要綱の施行から平成 26 年 10 月 31 日までの間、改正前の様式での申請についても認めることとする。	第 1 条～第 5 条　〔略〕 付　則 この要綱は、昭和 61 年 8 月 1 日から施行する。 付　則 （施行期日） 1　この要綱は、平成 26 年 5 月 1 日から施行する。 （経過措置） 2　この要綱の施行から平成 26 年 10 月 31 日までの間、改正前の様式での申請についても認めることとする。 <u>付　則</u> <u>（施行期日）</u> <u>1　この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。</u>

<u>〔第 1 号様式 別記〕</u> <u>〔第 2 号様式 別記〕</u> <u>〔第 3 号様式 別記〕</u> <u>〔第 4 号様式 別記〕</u>	<u>（経過措置）</u> <u>2 この要綱の施行から平成</u> <u>28 年 9 月 30 日までの間、改正</u> <u>前の様式での申請についても</u> <u>認めることとする。</u> <u>〔第 1 号様式 別記〕</u> <u>〔第 2 号様式 別記〕</u> <u>〔第 3 号様式 別記〕</u> <u>〔第 4 号様式 別記〕</u>
備考 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

【別記 改正前】

第 1 号様式

建 築 等 に 伴 う 公 害 防 止 指 導 申 請 書

那 覇 市 長 宛

決 裁 欄	課 長	G 長	係 員

下記により建築等に伴う公害防止の面からの指導方をお願いします。

申 請 者 記 載 欄	申 請 者 (建 築 主)	事業所等 の名称		
		住 所		
		氏 名 ☎ Tel		
	建 築 場 所	那 覇 市		
	設 計 者	住所 氏名 ☎ Tel		
	工 事 施 工 者	住所 氏名 Tel		
	用 途 地 域	住居専用地域 / 左記以外	建築物等の用途	
	業 種			
	建 築 物 等 の 種 類	(鉄筋 / 鉄骨 / 木) 造、() 階建 / 工作物等 ()		
	工 事 着 工 予 定	年 月 日	完 了 予 定	年 月 日
附 近 見 取 図	別紙第 2 号様式の通り			
公 害 防 止 対 策	別紙第 3 号様式の通り			

(裏面へつづく)

【別記 改正前】

設 備 機 器 等 の 名 称 及 び 能 力

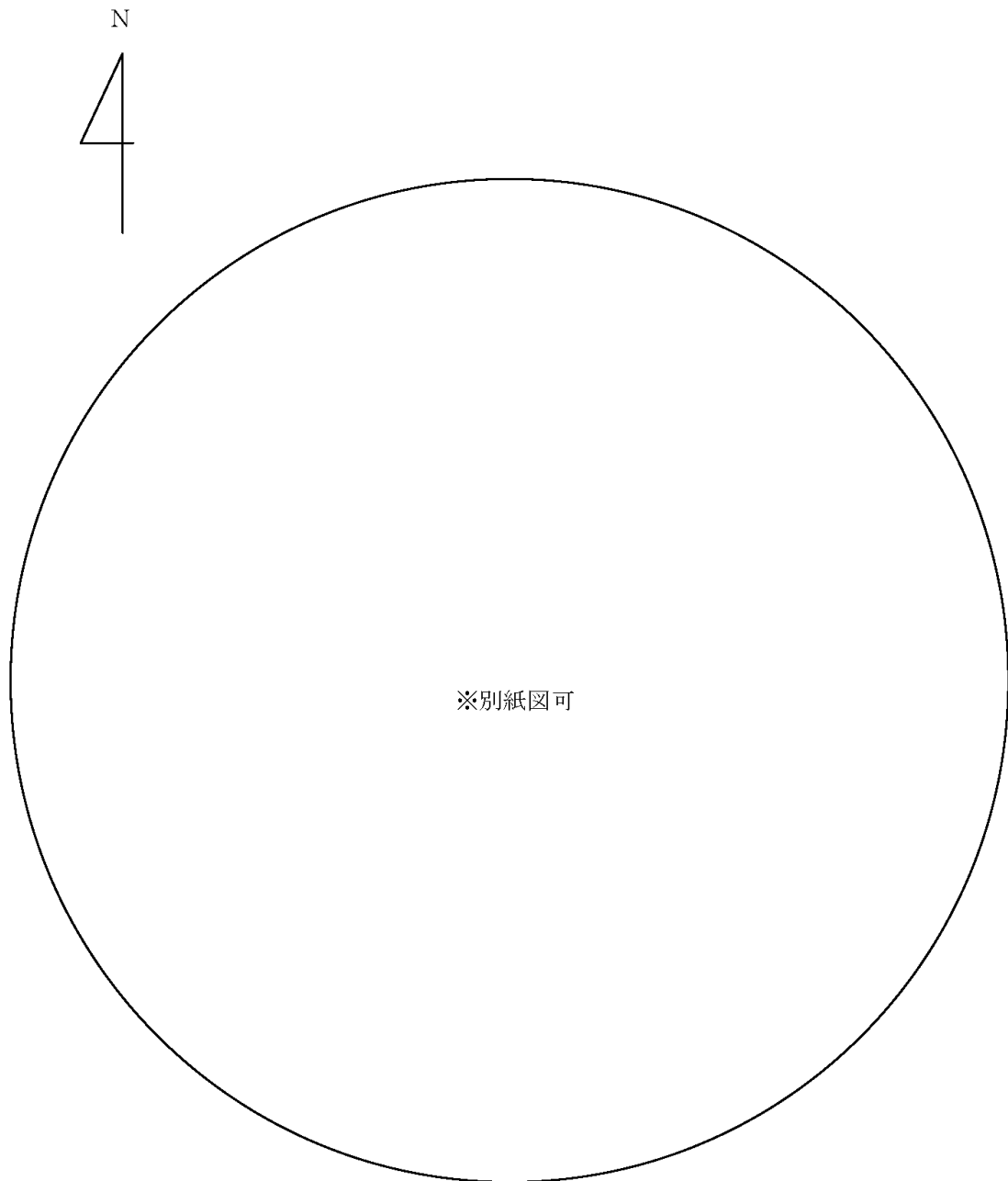
※各法令により設置届出等を要する設備機器を設置する場合のみ記入して下さい。

番 号	設備機器等の名称	能 力 (KW 等)	台 数

【別記 改正前】

第 2 号様式

建 築 場 所 附 近 の 見 取 図



☒ 印 建築場所

建築場所の周囲概ね 80m の見取図を書いて学校、保育所、病院、診療所、図書館、特別養護老人ホーム等があればその位置を図示すること。

【別記 改正前】

第 3 号様式

公 害 防 止 対 策 指 導 書

建 築 主	氏名：	本書類は、公害防止対策指導書として使用する ので、申請者において該当する□欄にレ印を 付して下さい。なお本指導書で指示された事項 は誠意を持って履行して下さい。
	建築場所：	

＜1.工事の内容及び必要な届出事項＞・・・下記内容を**工事施工者**へ周知して下さい。

- 建築物等の解体作業 ☐ 無
☐ 有 石綿（飛散性）を除去する作業 ☐ 無
☐ 有 → 大気汚染防止法第 18 条の 15
（特定粉じん排出作業）に基づく届出
- さく岩機を使用 ☐ 無 ※ニブラは削岩機に含まれない。
☐ 有 ☐ ブレーカー（手持式を除く）を使用する作業 → 騒音・振動規制法に基づく届出
☐ その他のさく岩機（手持ち式ブレーカー含む）を使用 → 騒音規制法に基づく届出
- くい打ち作業 ☐ 無 ☐ くい打機・くい抜機・くい打ちくい抜き機（圧入式除く）を使用 → 騒音・振動規制法に基づく届出
☐ 有 ☐ アースオーガーを併用し、くい打機・くい抜機・くい打ちくい抜き機
→ 振動規制法に基づく届出
☐ その他（工法等：）
- 空気圧縮機（15KW 以上で、さく岩機の動力と
して使用する場合を除く）を使用する作業 ☐ 無
☐ 有 → 騒音規制法に基づく届出
- 塗装 ☐ 無
☐ 有 ☐ 動力を用いた吹付作業
☐ 手塗り作業

（次頁へつづく）

（指導内容） _____ これより下は、記入しないでください _____

- 特定建設作業実施届出 ☐ 不要 （作業を開始した日に終わる特定建設作業を含む）
☐ 必要 → ☐ 騒音規制法 ☐ 振動規制法

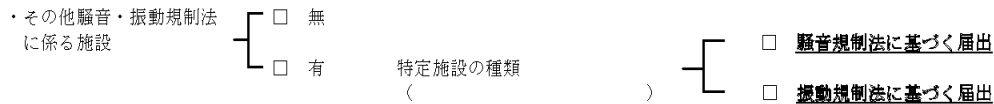
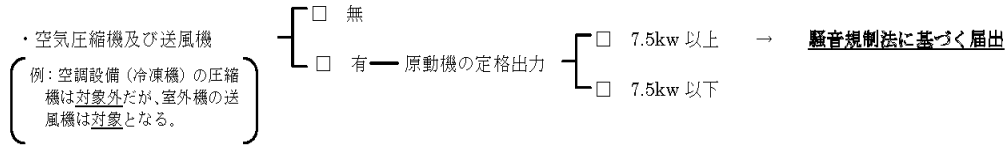
- 特定粉じん排出作業実施届出 ☐ 不要
☐ 必要

- ☐ 作業場周辺の状況を十分に考慮し、作業時間、工法等の選定、防音対策及び周辺住民への説明等、公害苦情が発生しないよう努める。
☐ 特定建設作業実施届出は元請業者が作業開始の 7 日前までに届出する。
☐ 特定建設作業に係る法的規制事項を遵守する。
☐ 解体作業で粉じんが飛散しないよう必要などころに散水し、周囲にはシートを張る。
☐ 塗料ミストの飛散によって周囲に迷惑をかけないよう細心の注意をもって工事を行い、必要などころはシートを張る。
☐ 特定粉じん（飛散性石綿）排出作業を実施する場合は、作業開始の 14 日前までに届出する。
☐ 止むを得ず早朝又は夜間作業を行う場合は、周辺住民に対し作業を行う理由、作業時間を説明し、周辺住民の協力を求める。

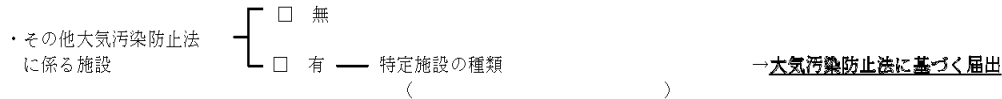
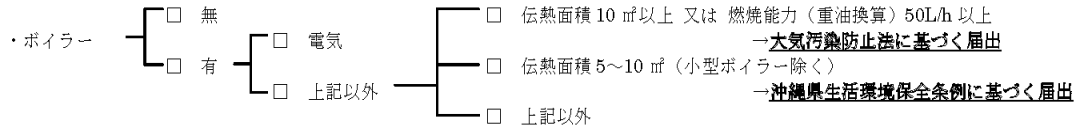
【別記 改正前】

<2.施設の内容及び必要な届出事項>・・・（機械設備の設置がある場合のみ記入して下さい。）

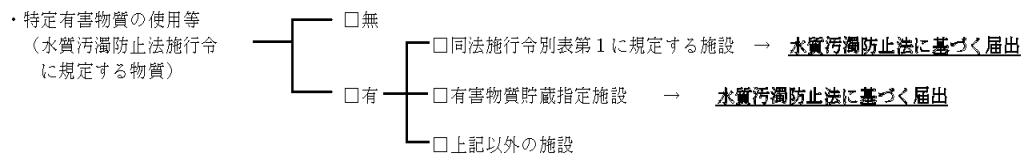
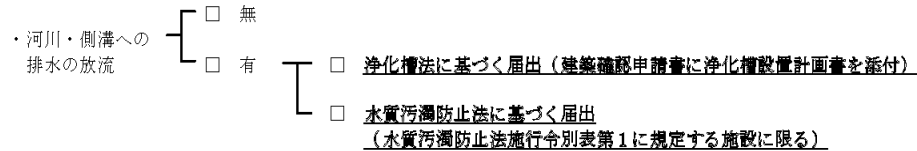
●騒音・振動規制法に係る施設



●大気汚染防止法に係る施設

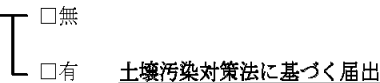


●水質汚濁防止法・浄化槽法に係る施設



●土壌汚染対策法に係る届出

・当該敷地において形質変更を行う面積が、掘削範囲のほか盛土・残土を合わせると 3,000 m² 以上となる可能性の有無



(次頁へつづく)

(指導内容) _____ これより下は、記入しないでください _____



- 公害関連施設に係る法的規制内容を熟知し、公害苦情が発生しないよう万全の対策を講ずる。
- 大気又は水質に係る特定施設は、それが受理された日から 60 日を経過した後でなければ設置してはならない。
- 騒音及び振動に係る特定施設を設置する場合には、工事の日の 30 日前までに届出をしなければならない。
- 3,000 m² 以上の土地を形質変更する場合には、土壌汚染対策法に基づく届出が受理されてから 30 日を経過した後でなければ変更着手してはならない。
- 浄化槽の使用を開始してから 30 日以内に浄化槽使用開始報告書を提出する。

【別記 改正前】

第 4 号様式

指 導 事 項 遵 守 誓 約 書

平成 年 月 日

那 覇 市 長 宛

建築主及び
築造主住所
氏 名

印

電 話

私が那覇市_____に建設する建築物等及び同建築物等に設置する設備、機械等の設置につき、建築等に伴う公害防止指導申請書に基づく指導事項について遵守することを誓約します。

なお、今回特に対策を講じるよう指導を受けなかったところについても、紛争が起こったときは、誠意をもってその解決に当たることを併せて誓約します。

(参考事項)

公害防止指導申請書提出時来庁した者の勤務先等

勤 務 先 ・ 職 名	氏 名	勤 務 先 所 在 地	電 話

【別記 改正後】

第 1 号様式

建 築 等 に 伴 う 公 害 防 止 指 導 申 請 書

那 覇 市 長 宛

決 裁 欄	課 長	G 長	係 員

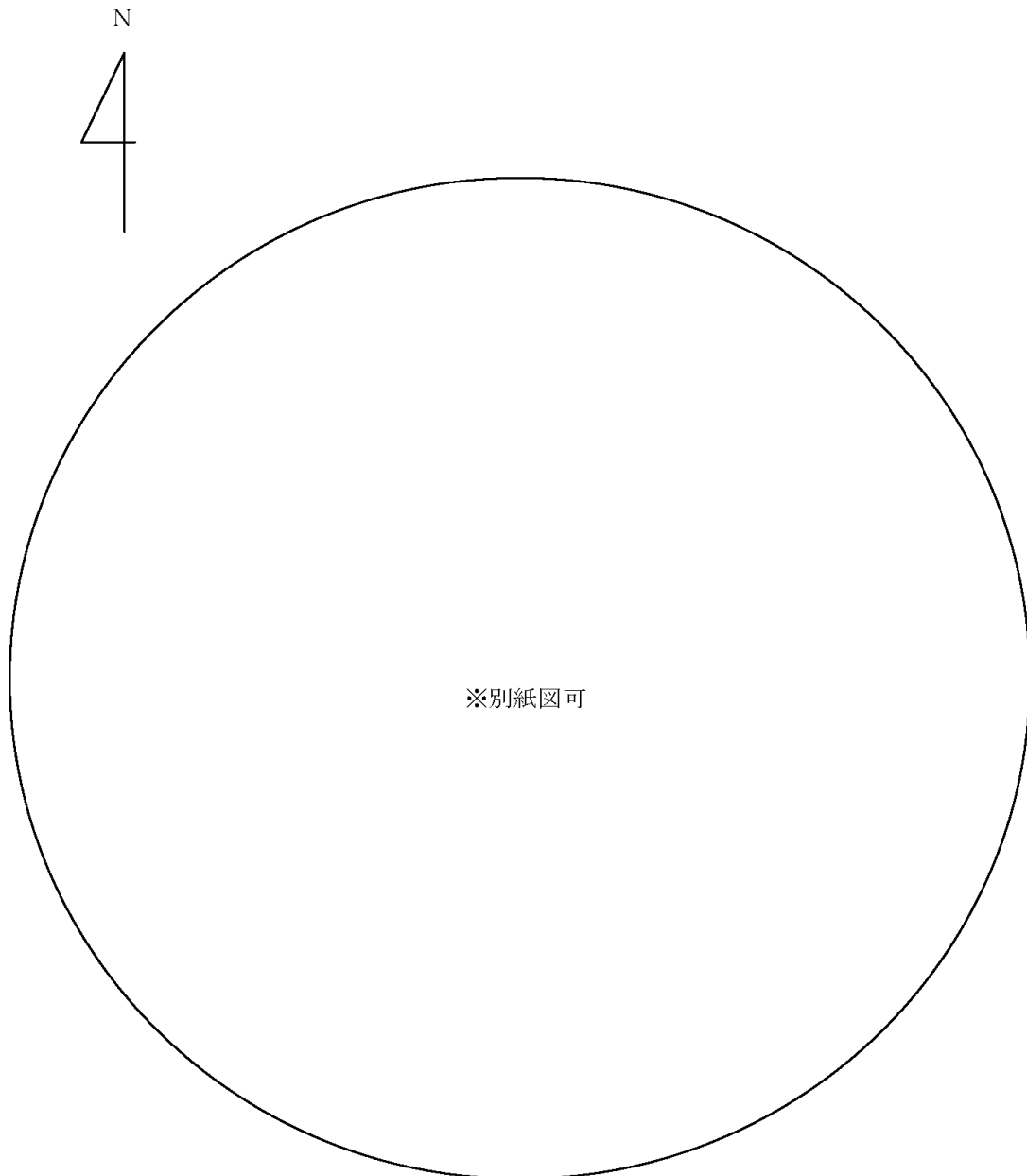
下記により建築等に伴う公害防止の面からの指導方をお願いします。

申 請 者 記 載 欄	申 請 者 (建 築 主)	事業所等 の名称		
		住 所		
		氏 名 ㊞ Tel		
	建 築 場 所	那 覇 市		
	設 計 者	住所 氏名 ㊞ Tel		
	工 事 施 工 者	住所 氏名 Tel		
	用 途 地 域	住居専用地域 / 左記以外	建築物等の用途	
	業 種			
	建 築 物 等 の 種 類	(鉄筋 / 鉄骨 / 木) 造、() 階建 / 工作物等 ()		
	工 事 着 工 予 定	年 月 日	完 了 予 定	年 月 日
附 近 見 取 図	別紙第 2 号様式の通り			
公 害 防 止 対 策	別紙第 3 号様式の通り			

【別記 改正後】

第 2 号様式

建 築 場 所 附 近 の 見 取 図



☒ 印 建築場所

建築場所の周囲概ね 80m の見取図を書いて学校、保育所、病院、診療所、図書館、特別養護老人ホーム等があればその位置を図示すること。

【別記 改正後】

第 3 号様式

公害防止対策指導書

建築主	氏名：	本書類は、公害防止対策指導書として使用する ので、申請者において該当する口欄にレ印を 付して下さい。なお本指導書で指示された事項 は誠意を持って履行して下さい。
	建築場所：	

＜1.工事の内容及び必要な届出事項＞・・・下記内容を**建築主及び元請施工者**へ周知して下さい。

●建築物等の解体作業

- 無
- 有
 - 石綿含有吹付材、保温材、断熱材及び耐火被覆材を除去する作業 → 大気汚染防止法第18条の15（特定粉じん排出等作業実施の届出）
 - 上記以外の石綿含有建材を除去する作業 → 沖縄県生活環境保全条例第23条の3（特定粉じん排出等作業実施の届出）
 - 石綿含有建材なし

石綿含有建材事前調査及び結果揭示
（大気汚染防止法第18条の17）

●さく岩機を使用

- 無 ※ニブラは削岩機に含まれない。
- 有
 - ブレーカー（手持式を除く）を使用する作業 → 騒音・振動規制法に基づく届出
 - その他のさく岩機（手持ち式ブレーカー含む）を使用 → 騒音規制法に基づく届出

●くい打ち作業

- 無
 - くい打機・くい抜機・くい打ちくい抜き機（圧入式除く）を使用 → 騒音・振動規制法に基づく届出
- 有
 - アースオーガーを併用し、くい打機・くい抜機・くい打ちくい抜き機を使用（圧入式除く） → 振動規制法に基づく届出
 - その他（工法等：）

●空気圧縮機（15KW以上で、さく岩機の動力として使用する場合を除く）を使用する作業

- 無
- 有 → 騒音規制法に基づく届出

●塗装

- 無
- 有
 - 動力を用いた吹付作業
 - 手塗り作業

(次頁へつづく)

(指導内容) ————— これより下は、記入しないでください

特定建設作業実施届出 { ☐ 不要 (作業を開始した日に終わる特定建設作業を含む)

{ ☐ 必要 → ☐騒音規制法 ☐振動規制法

特定粉じん排出作業実施届出 { ☐ 不要 (石綿事前調査結果の掲示を行うこと)

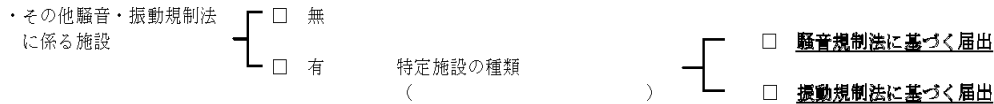
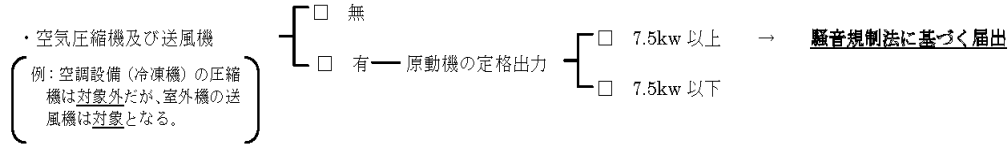
{ ☐ 必要 → ☐大気汚染防止法 ☐沖縄県生活環境保全条例

- ☐ 作業場周辺の状況を十分に考慮し、作業時間、工法等の選定、防音対策及び周辺住民への説明等、公害苦情が発生しないよう努める。
- ☐ 特定建設作業実施届出は元請業者が作業開始の7日前までに届出する。
- ☐ 特定建設作業に係る法的規制事項を遵守する。
- ☐ 解体作業で粉じんが飛散しないよう必要なところに散水し、周囲にはシートを張る。
- ☐ 塗料ミストの飛散によって周囲に迷惑をかけないよう細心の注意をもって工事を行い、必要なところはシートを張る。
- ☐ 特定粉じん排出作業を実施する場合は、作業開始の14日前までに届出する。(沖縄県生活環境保全条例に基づく届出は、沖縄県南部保健所へ提出して下さい。)
- ☐ 止むを得ず早朝又は夜間作業を行う場合は、周辺住民に対し作業を行う理由、作業時間を説明し、周辺住民の協力を求める。

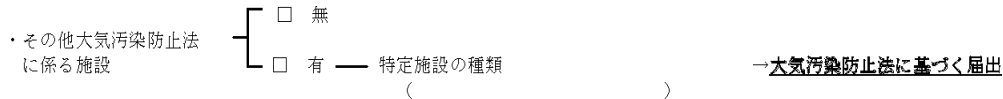
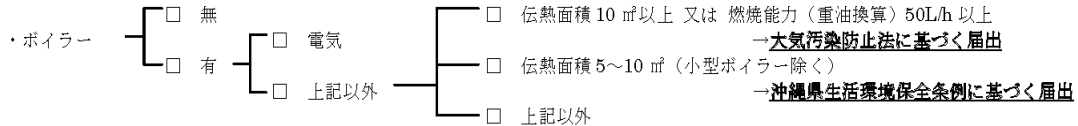
【別記 改正後】

<2.施設の内容及び必要な届出事項>・・・（機械設備の設置がある場合のみ記入して下さい。）

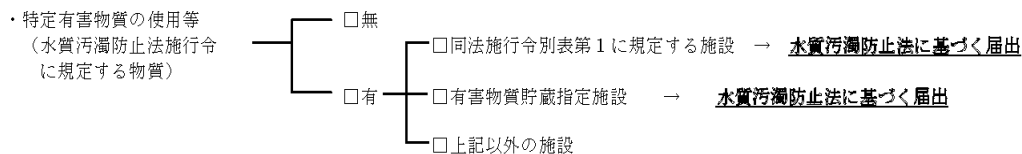
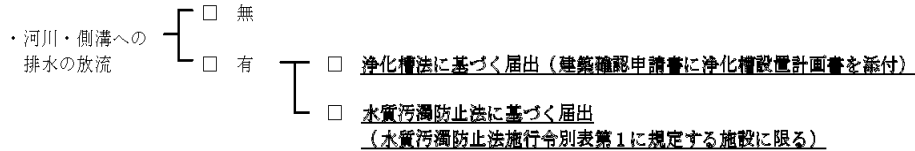
●騒音・振動規制法に係る施設



●大気汚染防止法に係る施設

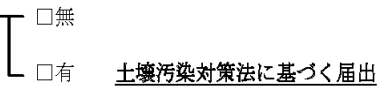


●水質汚濁防止法・浄化槽法に係る施設



●土壌汚染対策法に係る届出

・当該敷地において形質変更を行う面積が、掘削範囲のほか盛土・残土を合わせると 3,000 m² 以上となる可能性の有無



(次頁へつづく)

(指導内容) _____ これより下は、記入しないでください _____



- ☐ 公害関連施設に係る法的規制内容を熟知し、公害苦情が発生しないよう万全の対策を講ずる。
☐ 大気又は水質に係る特定施設は、それが受理された日から 60 日を経過した後でなければ設置してはならない。
☐ 騒音及び振動に係る特定施設を設置する場合には、工事の日の 30 日前までに届出をしなければならない。
☐ 3,000 m² 以上の土地を形質変更する場合には、土壌汚染対策法に基づく届出が受理されてから 30 日を経過した後でなければ変更に着手してはならない。
☐ 浄化槽の使用を開始してから 30 日以内に浄化槽使用開始報告書を提出する。

【別記 改正後】

第 4 号様式

指 導 事 項 遵 守 誓 約 書

平成 年 月 日

那 覇 市 長 宛

建築主及び
築造主住所
氏 名

印

電 話

私が那覇市_____に建設する建築物等及び同建築物等に設置する設備、機械等の設置につき、建築等に伴う公害防止指導申請書に基づく指導事項について遵守することを誓約します。

なお、今回特に対策を講じるよう指導を受けなかったところについても、紛争が起こったときは、誠意をもってその解決に当たることを併せて誓約します。

(参考事項)

公害防止指導申請書提出時来庁した者の勤務先等

勤 務 先 ・ 職 名	氏 名	勤 務 先 所 在 地	電 話

公 告

那覇市公告第 611 号
平成 28 年 2 月 24 日
掲 示 済

入札公告の訂正について

平成 28 年 2 月 17 日付け那覇市公告第 605 号にて公告した事後審査型制限付一般競争入札の実施について、下記のとおり訂正があるので公告する。

那覇市長 城 間 幹 子

記

（誤）

3 仕様書等の配布開始日及び配布方法

（1）配布開始日 平成 27 年 3 月 17 日（水）

（正）

3 仕様書等の配布開始日及び配布方法

（1）配布開始日 平成 28 年 2 月 17 日（水）

.....

那覇市公告第 612 号
平成 28 年 2 月 25 日
掲 示 済

なは市民活動支援センターの管理を市長等が行うことについて

なは市民活動支援センターについて、平成28年4月1日からの指定管理者の指定を行うため、那覇市公の施設に係る指定管理者の指定の手続き等に関する条例第3条の規定に基づき公募を行ったが、申請団体が無かったため、同条例第14条

第 1 項第 1 号の規定により、平成28年 4 月 1 日より当分の間、市長等が管理業務を行うこととする。

那覇市長 城 間 幹 子

- 1 市長等が管理する公の施設
名 称 なは市民活動支援センター
所在地 那覇市銘苅 2 丁目 3 番 1 号
- 2 指定管理の公募を行った期間
平成 27 年 10 月 19 日から平成 27 年 11 月 9 日まで
- 3 問合せ先
市民文化部 まちづくり協働推進課 （電話 098-861-3846）

那覇市公告第 613 号
平成 28 年 2 月 25 日
掲 示 済

会議開催の公告

次のとおり、会議を開催しますので公告します。

那覇市長 城 間 幹 子

記

- 1 会議の名称 那覇市政功労者表彰審査委員会
- 2 開催年月日 平成 28 年 3 月 18 日（金）
午前 10 時 00 分～午後 12 時 00 分
- 3 開催場所 那覇市役所 本庁舎 5 階 庁議室
- 4 議 題 平成 28 年度那覇市政功労者表彰候補者の審査について

5 傍 聴 可 （定員 名 ただし先着順です。）
否 理由（ 個人情報の保護 ）

6 照 会 先 担当事務局（総務部 秘書広報課）
（☎ 861-5173 ）
担当 我喜屋

那覇市公告第 630 号
平成 28 年 3 月 2 日
掲 示 済

那覇広域都市計画道路事業の事業計画変更認可に係る縦覧について

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第2項の規定において準用する同法第62条第1項の規定に基づき、図書の写し等の送付を受けたので、同法第62条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

那覇市長 城 間 幹 子

- 1 都市計画事業の種類及び名称
 - （1）種類 那覇広域都市計画道路事業
 - （2）名称 3・5・1号小禄赤嶺線
- 2 施行者の名称 那覇市
- 3 縦覧場所及び縦覧期間
 - （1）場所 那覇市建設管理部道路建設課
 - （2）期間 平成28年3月2日～平成31年3月31日

那覇市公告第 631 号
平成 28 年 3 月 2 日
掲 示 済

那覇広域都市計画道路事業の事業計画に係る周知について

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第 1 項の規定による都市計画事業の認可を受けたので、同法第66条の規定により、次のとおり公告する。

那覇市長 城 間 幹 子

- 1 都市計画事業の種類及び名称
 - （1）種類 那覇広域都市計画道路事業
 - （2）名称 3・5・1号小禄赤嶺線
- 2 施行者の名称 那覇市
- 3 事務所の所在地 那覇市泉崎 1 丁目 1 番 1 号
- 4 事業地の所在
 - （1）収用の部分 那覇市字小禄地内、字田原地内、字栄原 1 丁目地内及び
宇栄原 2 丁目地内
 - （2）使用の部分 なし
- 5 事業施工期間 平成16年 8 月17日から平成31年 3 月31日まで

那覇市公告第 635 号
平成 28 年 3 月 3 日
掲 示 済

住民票の職権消除の公示について

住民票の職権消除の通知を受けるべき者の住所又は居所が明らかでないため、住民基本台帳法施行令（昭和 42 年政令第 292 号）第 12 条第 4 項の規定により公示する。

なお、住民票を消除された者の名簿は、この告示の日から一ヶ月間は那覇市市民文化部ハイサイ市民課において縦覧に供する。

那覇市長 城 間 幹 子

.....

那覇市公告第 651 号
平成 28 年 3 月 15 日

住民基本台帳の一部の写しの閲覧状況の公表について

住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）第 11 条第 3 項及び第 11 条の 2 第 12 項の規定に基づき、平成 26 年度における住民基本台帳の一部の写しの閲覧の状況を次のように公表する。

那覇市長 城 間 幹 子

住民基本台帳の閲覧状況の公表

住民基本台帳法第11条第3項及び第11条の2第12項、住民基本台帳の一部の写しの閲覧及び住民票の写し等の交付に関する省令第3条に基づき、住民基本台帳の閲覧状況を次のとおり公表します。
（公表対象期間：平成26年4月1日～平成27年3月31日）

平成28年3月15日

那覇市長 城間 幹子

◆ 閲覧状況（住民基本台帳法第11条）

No.	国又は地方公共団体の機関の名称	請求事由の概要	閲覧年月日	閲覧に係る住民の範囲
1	自衛隊沖縄地方協力本部	自衛隊法第29条1項及び同法第35条	平成26年5月18日～ 5月20日	平成8年4月2日～平成9年4月1日の間に生まれた男 1,885人

◆ 閲覧状況（住民基本台帳法第11条の2）

No.	閲覧者氏名 （法人の場合は名称及び代表者または管理者名）	利用目的の概要	閲覧年月日	閲覧に係る住民の範囲
1	NHK沖縄放送局 局長 向江 隆文	6月全国個人視聴率調査	平成26年5月12日	明治～平成19年生まれまでの 男女個人 田原3丁目 14人
2	株式会社 サーベイリサーチセンター 代表取締役 藤澤 士朗	家計消費状況調査	平成26年5月14日	16歳以上の男女個人 長田2丁目、山下町 86人
3	一般社団法人 中央調査社 会長 西澤 豊	2014年6月全国放送サービス接触 動向調査	平成26年5月15日	7歳以上の男女個人 樋川1丁目 12人
4	一般社団法人 中央調査社 会長 西澤 豊	市民意識に関する国際比較調査	平成26年5月15日	16歳以上の男女個人 字小嶽 12人
5	株式会社 インテグリティサーチ 代表取締役社長 井上 孝志	旅行・観光消費動向調査	平成26年5月26日	男女個人 赤嶺2丁目、楚辺2丁目、長田2 丁目 255人
6	一般社団法人 新情報センター 事務局長 平谷 伸次	国民生活に関する世論調査	平成26年5月29日	20歳以上の男女個人 字大道35～ 25人
7	一般社団法人 中央調査社 会長 西澤 豊	テレビ視聴に関する調査	平成26年5月29日	16歳以上の男女個人 泊1丁目6番～ 14人
8	一般社団法人 新情報センター 事務局長 平谷 伸次	消費動向調査	平成26年6月3日	単身世帯の世帯主 樋川1丁目、楚辺1丁目 40人
9	毎日新聞社 代表取締役 朝比奈 豊	第68回読書世論調査	平成26年6月10日	16歳以上の男女個人 首里当蔵町1丁目 12人
10	一般社団法人 中央調査社 会長 西澤 豊	60代の雇用・生活調査	平成26年6月24日	満60歳～69歳以下の男女個人 若狭3丁目 17人

11	一般社団法人 新情報センター 事務局長 平谷 伸次	母子保健に関する世論調査	平成28年6月24日	20歳以上の男女個人 字小嶽 15人
12	株式会社 サーベイリサーチセンター 代表取締役 藤澤 士朗	家計消費状況調査	平成28年7月17日	16歳以上の男女個人 辻1丁目、字仲井真 86人
13	一般社団法人 中央調査社 会長 西澤 豊	新聞及びウェブ利用に関する総合 調査	平成28年7月24日	15歳以上の男女個人 字宇栄原 22人
14	一般社団法人 中央調査社 会長 西澤 豊	家庭や学校における生活や意識等 に関する調査	平成28年7月24日	15歳～18歳の男女個人 字与儀 16人
15	一般社団法人 中央調査社 会長 西澤 豊	第7回メディアに関する全国世論 調査	平成28年7月24日	18歳以上の男女個人 具志2丁目 19人
16	株式会社 日本リサーチセンター 代表取締役社長 鈴木 稲博	くらしと生活設計に関する調査	平成28年8月5日	20歳以上の男女個人 天久1丁目 20人
17	一般社団法人 中央調査社 会長 西澤 豊	人口、経済社会等の日本の将来像 に関する世論調査	平成28年8月13日	20歳以上の男女個人 首里石嶺町4丁目 15人
18	一般社団法人 新情報センター 事務局長 平谷 伸次	男女の生活と意識に関する調査	平成28年8月13日	16歳以上49歳以下の男女個人 安里3丁目 15人
19	株式会社 インテグリティサーチ 代表取締役社長 井上 孝志	二酸化炭素排出量の推計に関する実 態調査	平成28年8月11,12,14日	20歳以上88歳以下の男女個人 市全域 528人
20	NHK沖縄放送局 局長 向江 隆文	11月全国個人視聴率調査	平成28年9月2日	明治～平成19年生まれまでの 男女個人 田原3丁目 14人
21	株式会社 日本リサーチセンター 代表取締役社長 鈴木 稲博	生活意識に関するアンケート調査	平成28年9月16日	20歳以上の男女個人 字松川 15人
22	株式会社 サーベイリサーチセンター 代表取締役 藤澤 士朗	これからのライフスタイルのあり 方に関する世論調査	平成28年9月16日	20歳以上、80歳未満の男女個 人 鏡原町 20人
23	一般社団法人 中央調査社 会長 西澤 豊	生命倫理に関する意識調査	平成28年9月17日	16歳以上の男女個人 首里石嶺町2丁目 12人
24	株式会社 ビデオリサーチ 九州支社 支社長 寺田 茂喜	テレビ視聴、日常生活および商品 の使用実態調査	平成28年9月17日	男女個人 市全域 180人
25	一般社団法人 中央調査社 会長 西澤 豊	外交に関する世論調査	平成28年10月3日	満20歳以上の男女個人 泉崎1丁目 15人
26	株式会社 日本リサーチセンター 代表取締役社長 鈴木 稲博	郵便利用構造調査	平成28年10月17日	20歳以上79歳以下の男女個人 首里鳥堀町4丁目 20人
27	株式会社 日本リサーチセンター 代表取締役社長 鈴木 稲博	青少年のインターネット利用環境 実態調査	平成28年10月17日	10歳以上17歳以下の男女個人 長田1丁目 20人

28	一般社団法人 中央調査社 会長 西澤 豊	2014年11月全国放送サービス接触 動向調査	平成26年10月17日	7歳以上の男女個人 長田2丁目 12人
29	一般社団法人 中央調査社 会長 西澤 豊	地域安全保障に関する県民意識調 査	平成26年10月21日	15歳以上75歳未満の男女個人 市全域 518人
30	株式会社 RJCリサーチ 代表取締役社長 横 武彦	子どものいる世帯の生活状況等調 査	平成26年10月23日	末子が18歳未満のひとり親ま たはふたり親世帯 壺屋1丁目 30人
31	株式会社 メディアフラッグ沖縄 代表取締役社長 平良 尚也	沖縄県自殺対策に関する県民の意 識調査	平成26年10月 28, 29, 30日	20歳以上の男女 安謝2丁目、久茂地2丁目、 泊3丁目、松山1丁目、古波 蔵1丁目、字上間、繁多川5 丁目、三原3丁目、首里大名 町2丁目、首里崎山町3丁 目、字榮原1丁目、具志1丁 目、首里桃原町1丁目 456人
32	一般社団法人 新情報センター 事務局長 平谷 伸次	消費者意識基本調査	平成26年10月31日	15歳以上の日本国籍を有す る男女 首里末吉町3丁目50～ 25人
33	一般社団法人 新情報センター 事務局長 平谷 伸次	家計消費状況調査	平成26年11月11, 12日	若狭3丁目、前島2丁目、三 原1・2丁目、三原2丁目、 宇国場、松尾2丁目、古波蔵 3丁目、奥武山町 300人
34	一般社団法人 中央調査社 会長 西澤 豊	高齢者の日常生活に関する意識調 査	平成26年11月13日	60歳以上の日本人男女 楚辺1丁目16番～ 19人
35	株式会社 サーベイリサーチセンター 代表取締役 藤澤 士朗	食育の推進に関するアンケート調 査	平成26年11月13日	満20歳以上の男女個人 字小禄 20人
36	一般社団法人 新情報センター 事務局長 平谷 伸次	一人暮らし高齢者に関する意識調 査	平成26年11月20日	65歳以上の日本国籍を有する 一人暮らしの男女 松尾1丁目7～ 17人
37	株式会社 日本リサーチセンター 代表取締役社長 鈴木 稲博	生活意識に関するアンケート調査	平成26年12月17日	20歳以上の男女(平成7年1月31 日生まれまで) 職名3丁目 15人
38	一般社団法人 新情報センター 事務局長 平谷 伸次	生活意識に関する調査	平成26年12月18日	満20歳以上の男女個人 泊1丁目4～ 15人
39	一般社団法人 中央調査社 会長 西澤 豊	社会意識に関する世論調査	平成27年1月6日	満20歳以上(平成8年12月末日 生まれまで)の日本人男女 三原2丁目1番～ 33人
40	一般社団法人 輿論科学協会 理事長 大宮 泰三	通信利用動向調査	平成27年1月7日	20歳以上の筆頭世帯構成員 古波蔵2丁目、字上間、寄宮2 丁目、字小禄 172人
41	一般社団法人 中央調査社 会長 西澤 豊	少子高齢化社会における社会階層 と移動に関する全国調査	平成27年1月15日	満20歳以上79歳以下(510年1月 1日～H6年12月末日生まれ)の 日本人男女 字安謝38～、字小禄883～ 50人
42	株式会社 ビデオリサーチ 代表取締役社長 秋山 創一	全国たばこ喫煙者率調査	平成27年1月21日	大正14年5月1日～平成7年4月 30日生まれの男女 曙3丁目、若狭1丁目、字松 川、字与儀 80人

43	一般社団法人 中央調査社 会長 西澤 豊	生活と意識についての国際比較調査	平成27年2月4日	平成28年12月31日時点で満20歳以上89歳以下の男女個人樋川2丁目 15人
44	株式会社 ビデオリサーチ九州支社 支社長 寺田 茂喜	ラジオ聴取状況調査	平成27年2月10日, 13日	12歳～69歳の男女個人 市内23町丁×15人=345人
45	一般社団法人 新情報センター 事務局長 平谷 伸次	家計消費状況調査	平成27年2月13日, 18日	16歳以上の男女個人 字国場、小椋1丁目、字小椋、 泊2丁目、古波蔵1丁目 200人
46	株式会社 日本リサーチセンター 代表取締役社長 鈴木 稲博	生活意識に関するアンケート調査	平成27年2月24日	20歳以上の男女（平成7年4月 30日生まれまで） おもろまち1～2丁目 15人
47	一般社団法人 新情報センター 事務局長 平谷 伸次	感染症に関する意識と行動調査	平成27年2月27日	日本国籍を持つ満20～79歳の 男女個人（平成27年5月1日現在） 字榮原3丁目11～ 30人
48	一般社団法人 中央調査社 会長 西澤 豊	「世論」形成と情報利用に関する 世論調査	平成27年3月6日	20歳以上の男女（平成6年1 2月末日生まれまで） 金城5丁目 12人
49	一般社団法人 中央調査社 会長 西澤 豊	接触動向調査	平成27年3月6日	7歳以上の日本人男女（平成20 年12月末日生まれまで） 鏡原町 12人

那覇市公告第 652 号

平成 28 年 3 月 15 日

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 36 条第 2 項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

那覇市長 城 間 幹 子

- 1 開発許可年月日、番号及び指令番号
平成 28 年 2 月 2 日 第 H26-08-01 号 那覇市指令都建第 3950 号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称
那覇市山下町 5 番 19

- 3 公共施設
 - (1) 種類 防火水槽
 - (2) 位置及び区域 次の図の通り
(「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を那覇市都市計画部建築指導課において縦覧に供する。)
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名
那覇市古波蔵 4 丁目 10 番 5 号 大蔵マンション 103 号
社会福祉法人 沖縄にじの会 理事長 仲西 常雄
- 5 検査済証番号
平成 28 年 2 月 24 日 那都建第 791 号
- 6 工事完了年月日
平成 28 年 2 月 10 日

那覇市公告第 653 号
平成 28 年 3 月 15 日

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 36 条第 2 項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

那覇市長 城 間 幹 子

- 1 開発許可年月日、番号及び指令番号
平成 27 年 11 月 18 日 第 H25-03-05 号 那覇市指令都建第 3277 号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称
宮城地区宅地造成工事 第 4 工区
那覇市宮城 1 丁目 42 番 13
- 3 公共施設
なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名
横浜市戸塚区戸塚町 143 番地 4

株式会社 富士開発 代表取締役 小尾 一

- 5 検査済証番号
平成 28 年 2 月 26 日 那都建第 809 号
- 6 工事完了年月日
平成 28 年 2 月 19 日

選挙管理委員会告示

那覇市選挙管理委員会告示第 15 号
平 成 2 8 年 3 月 2 日
掲 示 済

直接請求に要する選挙権を有する者の数について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 74 条第 1 項及び第 75 条第 1 項並びに市町村の合併の特例に関する法律（昭和 40 年法律第 6 号）第 4 条第 1 項及び第 4 条の 2 第 1 項に規定する選挙権を有する者の総数の 50 分の 1 の数並びに地方自治法第 76 条第 1 項、第 80 条第 1 項、第 81 条第 1 項及び第 86 条第 1 項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 8 条第 1 項に規定する選挙権を有する者の総数の 3 分の 1 の数並びに市町村の合併の特例に関する法律第 4 条第 11 項及び第 5 条第 15 項に規定する選挙権を有する者の総数の 6 分の 1 の数は、それぞれ次のとおりである。

那覇市選挙管理委員会
委員長 唐 眞 弘 安

- | | |
|---------------------------|--------------|
| 1 選挙権を有する者の総数の 50 分の 1 の数 | 5, 0 5 9 人 |
| 2 選挙権を有する者の総数の 3 分の 1 の数 | 8 4, 3 1 5 人 |
| 3 選挙権を有する者の総数の 6 分の 1 の数 | 4 2, 1 5 8 人 |

監査委員公表

那監公表第 10 号

平成 28 年 3 月 15 日

那覇市監査委員

同

同

同

新 城 和 範

宮 里 善 博

翁 長 俊 英

高 良 正 幸

平成 27 年度後期定期監査の結果について（公表）

地方自治法第 199 条第 4 項の規定に基づき、市民文化部、出納室、議会事務局、上下水道局、監査委員事務局の定期監査を行ったので、同条第 9 項の規定により監査の結果を、次のとおり公表する。

平成 27 年度後期定期監査報告書

第 1 監査の対象 市民文化部

市民生活安全課、ハイサイ市民課、文化振興課、文化財課、
まちづくり協働推進課

出納室

議会事務局

庶務課、議事管理課、調査法制課

上下水道局

総務課、企画経営課、料金サービス課、配水管理課、
水道工務課、下水道課

監査委員事務局

第 2 監査の期間 平成 27 年 11 月 18 日から平成 28 年 2 月 25 日まで

第 3 監査の方法

監査は平成26年度における予算の執行状況、事務事業の状況、財産の管理状況等について、予算執行伺書、支出負担行為書、契約書、検査調書、執行状況表、備品台帳等を抽出審査し、関係各課等から説明を聴取した。

第 4 監査の主眼及び重点事項

1 監査の主眼

監査は、財務に関する事務が、法令に基づいて適正かつ効率的に執行されているかどうか、また、市の経営に係る事業管理が、合理的かつ効率的に行われているかを主眼として実施した。

2 重点事項

監査に当たって、重点事項を次のとおり定めて実施した。

(1) 重点事項

公金収納における現金の取扱い及び歳入の調定事務

(2) 選定理由

市職員、嘱託員が窓口等において市民や利用者等から直接現金を受け取り（券売機の利用を含む。）、市に納入する収納事務について、正確性及び安全性の視点から検証し、適正な現金の取扱い体制の運用に資する。

歳入の調定事務について、合規性及び的確性の視点から調査し、適正な事務処理に資するため。

第 5 監査の結果

監査した結果、予算の執行状況、事務事業の状況、財産の管理状況等については、おおむね適正に執行されていると認められた。ただし、以下に述べるとおり、一部に改善を要する事項があり、これらについては、速やかに必要な措置を講じ、今後の適正な事務の執行に努められたい。

1 意見（重点事項）

重点事項

ア 現金の取扱い事務について

現金の取扱い事務については、対象課 16 課中 10 課（27 件）で行っており、その内 2 課（3 件）で不適切な事務処理があった。内容は、収納金が即日又は翌日までに金融機関に納められていないものが 1 課（2 件）あり、内 1 件は 5 か月余の期間納められていなかった。また、マニュアルが整備されていないものが 1 課（1 件）あった。

那覇市会計規則第 27 条第 1 項は、「収納取扱員は、現金等を直接収納したときは、即日納付通知書により指定金融機関又は収納代理金融機関（・・・）に払い込まなければならない。ただし、即日払込みができない場合は収納取扱員において一時保管し、翌日（・・・）までに払い込まなければならない。」と規定している。

現金の取扱いについては、金庫等での保管方法等を含め規程等を整備し、同規則を遵守し適切に事務処理を行われたい。

イ 歳入の調定事務について

歳入の調定事務については、対象課 16 課（107 件）すべての課で行っており、その内 5 課（12 件）の調定期間が不適切なものがあった。

地方自治法第 231 条は、「普通地方公共団体の歳入を収入するときは、政令の定めるところにより、これを調定し、納入義務者に対して納入の通知をしなければならない。」と規定している。同条の逐条解説（逐条地方自治法第 6 次改訂版）は、「調定は、その性質上原則として納入の通知の行為の前に行われる。少なくとも歳入金の収納前に行なわれることが原則である。」としている。

よって、調定期間は、納入すべき金額等に誤りがないか等を調査し、納入金額等が確定した時（納入前）に調定することが原則となっているが、納入と同時に調定を行っているものがあった。

調定の遅れは、債権管理及び現金管理に支障をきたすことから、同規定を遵守し適切に事務処理を行われたい。

2 各課の指摘事項等

各課の指摘事項等については、次のとおりである。

指摘事項等の件数（部局・課別）（単位：件）

区 分（※注） 部局・課名	指摘事項等の件数				
	指摘事項	是正事項	注意事項	要望事項	合計
市民文化部	－	1	3	－	4
市民生活安全課	－	－	－	－	－
ハイサイ市民課	－	－	－	－	－
文化振興課	－	1	2	－	3
文化財課	－	－	1	－	1
まちづくり協働推進課	－	－	－	－	－
出納室	－	－	－	－	－
議会事務局	－	－	－	－	－
庶務課	－	－	－	－	－
議事管理課	－	－	－	－	－
調査法制課	－	－	－	－	－
上下水道局	－	－	2	－	2
総務課	－	－	1	－	1
企画経営課	－	－	－	－	－
料金サービス課	－	－	－	－	－
配水管理課	－	－	－	－	－
水道工務課	－	－	－	－	－
下水道課	－	－	1	－	1
監査委員事務局	－	－	－	－	－
合 計	－	1	5	－	6

（※注）指摘事項等の区分は、次のとおりとする。

(1) 指摘事項

重大な違法、不当及び不正の状況への指摘とする。

(2) 是正事項

改善を要する悪い状況を改め正すこと。

(3) 注意事項

好ましくない状況があるので、気をつけるよう申し述べること。

(4) 要望事項

予算執行の効果や事業成績の見地から事態の向上を求め望むこと。

市民文化部

○文化振興課

(1) 自主公演入場料の指定金融機関等への払込みについて（是正事項）

市民会館自主公演（平成 26 年 6 月 29 日開催）において、入場料 72 万 8,500 円を同月 28 日、29 日に参加団体販売分及び当日券販売分として現金収納している。その後、現金を金庫に保管したまま失念し、同年 12 月 17 日に調定、翌 18 日に払い込まれ、結果として、収入の手続きが 5 か月余り遅延した。

現金の取扱いについて、那覇市会計規則第 27 条第 1 項は、現金等を直接収納したときは、即日又は翌営業日までに指定金融機関等に払い込まなければならない旨、定めている。

現金の取扱いに当たっては、事故防止の観点から内部統制の強化を図り、会計規則を遵守し、適正な事務処理を行われたい。

(2) 資金前渡における精算事務の遅れについて（注意事項）

市民会館使用料の還付金等において、精算事務が遅延している資金前渡は 4 件、内 1 件については、精算に要した日数が 26 日となっている。

資金前渡の精算について、那覇市会計規則第 57 条第 1 項第 3 号は、支払が終了した日から 7 日以内に行う旨、定めている。

資金前渡の精算事務に当たっては、会計規則を遵守し、適切な事務処理を行われたい。

(3) 個人事業者の委託に係る所得税の源泉徴収漏れについて（注意事項）

平成 22 年度から平成 26 年度までの那覇市芸術監督業務委託、市民音楽劇公演業務委託等を個人事業者に委託したが、委託料の支払いに際し、295 万 6,783 円の所得税の源泉徴収を行っていなかったため、所得税相当額の返還請求を行ったものである。当該事業者は、税務署へ納付済みの所得税の還付を受け、これを返還した。

所得税法第 204 条（源泉徴収義務）は、源泉徴収の対象となる報酬、料金等については、その支払者が一定の税率により所得税を徴収して納付する旨、定めている。

個人事業者の委託に係る源泉徴収については、同法による審査を行い、適切な事務処理を行われたい。

○文化財課

随意契約時における事務処理について（注意事項）

文化財試掘調査に伴う磁気探査業務において、那覇市契約規則第 20 条第 1 項第 6 号に基づく随意契約（19 件、契約総額 245 万 7,000 円）は、見積書の徴取に際し、他に登録業者がいるにもかかわらず、同一業者（2 者）のみを対象としており、結果として、同じ業者が受託している状況である。

随意契約に当たっては、公正性、競争性を確保するため、特定の事業者に偏ることがないように見積書を徴取されたい。

上下水道局

○総務課

出退勤システムプログラム保守管理業務契約について（注意事項）

システムプログラム保守管理業務は、システム稼動に必要な稼動障害調査及び対応等を行う業務であり、委託事業者が職員の個人情報データの参照等を行っている。

個人情報を取扱う業務を委託しようとするときは、那覇市個人情報保護条例施行規則第 14 条に基づき、契約において個人情報の目的外利用及び第三者への提供の禁止他 7 項目の条件を付するものと規定されているが、当該保守管理業務契約には条件が付されていない。

個人情報を取扱う契約の締結に当たっては、当該施行規則第 14 条に定める条件を付し、適切に個人情報保護を図られたい。

○下水道課

平成 25 年度第 4 工区首里石嶺町地内公共下水道工事について（注意事項）

当該工事は、首里石嶺町及び楚辺地内において公共下水道管を布設するもので、当初予定されていた工期は、平成 25 年 9 月 6 日から平成 26 年 2 月 14 日までとなっており、契約金額は 3,337 万円であった。

しかし、地権者から起工承諾を得るため不測の日数を要したこと、布設位置の変更等の理由により、契約の変更が 7 回行われた。工期は、平成 27 年 2 月 20 日までと約 1 年間延長され、契約金額は、純工事費 3,113 万円、現場管理費 1,001 万円、中止期間中の現場維持費 545 万円、一般管理費 541 万円等、当初契約に比べ 1,876 万円（56.2%）増の 5,214 万円となった。度重なる変更により、付近住民のみならず、受注者にも負担がかかり、工事一時中止に伴う費用が新たに生じた。

事業の実施に当たっては、地方公営企業法第 3 条（経営の基本原則）に則り、事前調査や関係者との調整を十分行い、的確な事業計画を策定されたい。また、予算の執行においても、経済的、効率的、効果的な運用を損なうことのないよう、適切な執行に努められたい。

第 6 各課の予算執行状況等

各課の予算執行状況等については、以下のとおりである。

○市民生活安全課

1 所掌事務

交通安全及び防犯、市民憲章の推進、法律相談及び陳情、市長への手紙その他広聴、消費生活に関する啓発・情報の提供及び相談、計量法に関する事務等

2 予算の執行状況

(1) 未収金

なし

(2) 負担金、補助及び交付金の支出

ア 負担金の主なもの

消費生活相談員等レベルアップ事業出席負担金 2 万 5, 060 円

全国特定市計量行政協議会会費 1 万 8, 000 円

イ 補助金の主なもの

自治会等保安灯電気料相当額補助金 1, 173 万 1, 200 円

保安灯設置等事業補助金 1, 095 万 8, 084 円

那覇市交通安全市民運動推進協議会事業補助金 343 万 1, 000 円

3 契約事務の状況

(1) 工事及び設計委託契約

交通安全スクールゾーン等路面標示設置工事 70 万 2, 000 円

スクールゾーン標示看板撤去工事 2 万 1, 600 円

(2) 使用料及び賃借料の契約の主なもの

モノクロデジタル複合機賃貸借契約 14 万 5, 078 円

タクシー使用料 12 万 660 円

4 財産の管理状況

物品

備品 237 品（うち、重要備品 1 品）

カウンター

130 万 8, 405 円

○ハイサイ市民課

1 所掌事務

戸籍法及び住民基本台帳法、身分その他諸証明、住民実態、身元照会及び犯罪人名簿、自動車臨時運行許可、市民統計、埋火葬の許可、児童手当法に基づく児童手当の受付、国民年金及び国民健康保険の資格得喪、印鑑登録、支所、銘苅証明発行センターにおける諸証明、国民年金・福祉年金の裁定請求書諸届等の受理審査及び経由に関する事務等

2 予算の執行状況

(1) 未収金

なし

(2) 負担金、補助及び交付金の支出

負担金の主なもの

沖縄県連合戸籍住民基本台帳事務協議会市町村負担金 16万900円

3 契約事務の状況

(1) 業務委託契約の主なもの

市民課窓口業務外部委託 1 億1,059万7,142円

住基システム等入出力業務委託 1,527万7,248円

労働者派遣契約 1,091万2,320円

(2) 使用料及び賃借料の契約の主なもの

行政ファクシミリ賃貸借 488万2,500円

手数料券売機賃貸借及び保守業務 122万940円

ゼロックス機器の保守及び消耗品等の供給に
関する契約 68万5,168円

(3) 修繕料の主なもの

小禄支所自動ドア修繕工事 36万8,280円

真和志支所空調機修繕 10万8,000円

首里支所停電時用バッテリー取替作業 10万2,492円

4 財産の管理状況

(1) 土地

小禄支所 占有 1,987.59 m²首里支所 占有 1,369.31 m²

(2) 建物

首里支所 占有 932.13 m²小禄支所 占有 666.79 m²

(3) 物品

備品

市民課(本庁) 572 品 (うち、重要備品 2 品)

真和志支所 108 品 (重要備品なし)

首里支所 189 品 (重要備品なし)

小禄支所 229 品 (重要備品なし)

銘苅証明発行センター 19 品 (重要備品なし)

合計 1,117 品 (うち、重要備品 2 品)

重要備品

窓口カウンター 342 万 1,425 円

案内コーナーカウンター 152 万 9,010 円

○文化振興課

1 所掌事務

文化行政の総合的施策の策定及び総合調整、文化事業の開発及び推進、文化

団体の育成及び連絡調整、市民ギャラリーに関すること、市民会館及びパレット市民劇場の施設の運用管理、市民会館及びパレット市民劇場の自主文化事業の企画推進、新文化芸術発信拠点施設の建設及び管理運営に関する事務等

2 予算の執行状況

(1) 未収金

市民会館使用料（滞納繰越分）	34 万 1,642 円
市民劇場使用料（滞納繰越分）	13 万 6,233 円
市民会館使用料	1 万 6,123 円

(2) 負担金、補助及び交付金の支出

ア 負担金

全国公立文化施設協議会会費	2 万 8,000 円
沖縄県公立文化施設協議会会費	1 万円

イ 補助金

那覇市文化協会助成事業補助金	180 万円
伝統芸能・文化の継承発展補助事業	112 万 4,440 円
舞台公演事業補助金	93 万 2,323 円

3 契約事務の状況

(1) 業務委託契約の主なもの

パレット市民劇場及び那覇市民ギャラリー 指定管理業務委託	7,611 万 4,296 円
舞台技術業務	3,682 万 8,000 円
那覇市新文化芸術発信拠点施設周辺環境整備基礎調査業務	1,389 万 9,600 円

(2) 工事及び設計委託契約

大ホール舞台照明ケーブル更新工事	449 万 4,960 円
------------------	---------------

(3) 使用料及び賃借料の契約の主なもの

県有土地賃貸借契約	819 万 2,388 円
複写機賃貸借契約	29 万 1,153 円
タクシー使用料	46 万 9,200 円

(4) 修繕料の契約の主なもの

那覇市民会館スプリンクラー盤遮断器取替	93 万 8,934 円
平成 26 年度保守点検に伴う修繕（その 2）	39 万 9,708 円
那覇市民会館 事務所系統冷凍機用冷却塔ファンモーター 取替修理	39 万 9,600 円

4 財産の管理状況

(1) 土地

パレット市民劇場	占用（区分所有敷地権）318.26 m ²
----------	----------------------------------

(2) 建物

那覇市民会館	占用 7,170.74 m ²
パレット市民劇場	占用 1,556.58 m ²

(3) 基金

那覇市文化振興基金	252 万 6,828 円
那覇市新市民会館建設基金	15 億 845 万 6,646 円
(4) 物品	
備品 2,482 品(うち、重要備品 179 品)	
重要備品の主なもの	
絵画(巖 F120 佐野義定)寄贈	3,250 万円
ピアノ(ベーゼンドルファーグランドピアノ スタンダードモデル 附属品付)	2,056 万 9,500 円
ピアノ(スタンウェイピアノ D-274 附属品付)	2,056 万 7,400 円

○文化財課

1 所掌事務

埋蔵文化財の発掘調査の施行、指定文化財及び関連財産の維持管理、文化財関係団体の育成及び指導助言、玉陵及び識名園の管理運営、市史、歴史資料の編集・普及事業、那覇市歴史博物館、資料文書の収集及び管理、那覇市立壺屋焼物博物館に関する事務等

2 予算の執行状況

(1) 未収金

なし

(2) 負担金、補助及び交付金の支出

ア 負担金の主なもの

平成 26 年度那覇市歴史博物館共同管理費	545 万 6,600 円
平成 26 年度全国史跡整備市町村協議会負担金	4 万円
日本博物館協会年会費負担金	3 万円

イ 補助金

文化財保存事業費補助金	825 万円
-------------	--------

3 契約事務の状況

(1) 業務委託契約の主なもの

平成 26 年度那覇市大嶺海岸の石切場等跡発掘調査業務委託	1 億 4,425 万 1,837 円
平成 26 年度フクヰ山古墓群発掘調査業務委託	2,246 万 4,000 円
識名園管理業務委託	2,160 万円

(2) 工事及び設計委託契約の主なもの

平成 26 年度首里平良橋周辺遺跡仮設工事(繰越明許)	4,692 万 6,000 円
特別名勝 識名園御殿屋根修復工事	3,990 万 6,000 円
崎山樋川修復工事(繰越明許)	1,374 万 8,400 円

(3) 使用料及び賃借料の契約の主なもの

資料整理室の賃借(事業分以外)	375 万 5,208 円
-----------------	---------------

倉庫(南風原町字津嘉山 1707 番地)の賃借	324 万円
資料整理室の賃借(県道 153 号線外 1 線街路改良工事に伴う 埋蔵文化財発掘調査事業)	59 万 9,000 円
(4) 修繕料の契約の主なもの	
壺屋焼物博物館油圧式エレベーター整備修繕工事	89 万 6,400 円
安谷川御嶽敷地内整備及び石門孕み修繕	78 万 3,000 円
渡嘉敷三良の墓石積崩落石撤去工事	39 万 6,360 円

4 財産の管理状況

(1) 土地の主なもの	
識名園	占用 41,986.00 m ²
玉陵	占用 16,689.00 m ²
伊江御殿別邸庭園	占用 8,026.48 m ²
(2) 建物の主なもの	
展示室・展示場(焼物博物館)	占用 1,853.00 m ²
展示室・展示場(歴史博物館)	占用 810.48 m ²
玉陵奉円館	占用 268.36 m ²
(3) 無体財産権	
著作権	145 件
(4) 物品	
備品 1,315 品(うち、重要備品 135 品)	
重要備品	
玉冠(付簪)(寄贈)	3 億円
赤地龍瑞雲嶮山文様繻珍唐衣装(寄贈)	1 億円
紺地龍丸文様緞子唐衣装(寄贈)	8,000 万円

○まちづくり協働推進課

1 所掌事務

協働によるまちづくりの推進、市民の市政参画、コミュニティの振興、自治会の活動支援、NPO活動の支援、共同利用施設、なは市民協働プラザの施設の維持管理及びなは市民活動支援センターに関する事務

2 予算の執行状況

(1) 未収金	
なし	
(2) 負担金、補助及び交付金の支出	
補助金の主なもの	
地域(防災)案内付き掲示板設置改修補助事業	3,594 万 9,000 円
自治会事務所賃借料補助金	1,049 万 6,600 円
自治会及び準備委員会等事業補助金	778 万 1,109 円

3 契約事務の状況

(1) 業務委託契約の主なもの

那覇市連絡事務委託事業(160 件)	4,341 万 6,000 円
那覇市 NP0 活動支援センター管理運営委託	1,514 万 571 円
新都心銘苅庁舎警備業務委託	803 万 8,440 円

(2) 工事及び設計委託の契約

(仮称) まちづくり拠点施設改修工事（建築）（繰越）	2 億 975 万 7,600 円
(仮称) まちづくり拠点施設改修工事（機械）（繰越）	1 億 1,934 万 2,160 円
(仮称) まちづくり拠点施設改修工事（電気）（繰越）	1 億 1,740 万 7,880 円

(3) 使用料及び賃借料の契約の主なもの

久茂地小学校区自治会等（活動拠点）支援事業	旧久茂地
小学校運動場管理仮説事務所賃貸借契約	451 万 9,800 円
長山ビル 2.3.4 階賃借料	221 万 7,460 円
モノクロデジタル複合機賃借料・保守料金	22 万 8,931 円

(4) 修繕料の契約

新都心銘苅庁舎非常用発電機修理	35 万 1,000 円
新都心銘苅庁舎 A コア自動ドア修理	6 万 9,120 円
新都心銘苅庁舎 2 号機エレベーター修理	3 万 2,400 円

4 財産の管理状況

(1) 土地

庁舎	占用 4,076.00 m ²
----	----------------------------

(2) 建物の主なもの

銘苅庁舎	占用 8,857.27 m ²
那覇市小禄自治会館	占用 1,096.48 m ²
那覇市大嶺自治会館	占用 752.11 m ²

(3) 基金

那覇市協働によるまちづくり推進基金	3,621 万 6,440 円
-------------------	-----------------

(4) 著作権

なは市民活動ハンドブック	1 件
--------------	-----

(5) 物品

備品 996 品（うち、重要備品 3 品）	
重要備品	
手動よこ型ブラインド一式	264 万 6,000 円
監視カメラ及びモニター一式	237 万 9,510 円
防犯カメラ一式	189 万 1,737 円

出納室

1 主な所掌事務

現金の出納、現金及び財産の記録管理、決算の調製、公印の保管、支出負担

行為の確認及び収入・支出その他命令書等の審査、出納職員等、指定金融機関等、室の予算・文書等に関する事務

2 予算の執行状況

(1) 未収金

なし

(2) 負担金、補助及び交付金の支出

負担金

NOMA行政講座参加負担金

3 万1,320円

3 契約事務の状況

(1) 業務委託契約の主なもの

那覇市歳入金の納付済通知書等による歳入の内容を

電子計算機の外部記憶媒体に収録する業務

678 万 8,572 円

(2) 使用料及び賃借料の契約の主なもの

複写機賃貸借

26万4,960円

タクシー使用料

3 万6,800円

4 財産の管理状況

物品

備品 23 品（重要備品なし）

議会事務局

○庶務課、議事管理課、調査法制課

1 所掌事務

庶務課は、文書及び公印、予算・決算及び経理、議員の身分及び議員報酬・費用弁償・共済等、政務活動費、職員の人事・服務及び給与、議事堂の管理、物品の出納保管、議長会及び局長会、他課の所管に属しないことに関する事務等

議事管理課は、本会議・委員会・公聴会及び正副委員長会議、議案・請願・陳情及び意見書等の取扱い、議会において行う選挙、会議録・委員会記録、議会先例、各派代表者会議及び全員協議会に関する事務等

調査法制課は、市政一般及び諸法規の調査・研究、議会及び委員会等の特命調査、調査資料の収集・整理・作成及び保管、各種の照会に対する調査及び回答、行政視察の受入れ、条例・規則・規程等の制定改廃、議会が行う政策の立案及び提言に関する事務等

2 予算の執行状況

(1) 未収金

なし

(2) 負担金、補助及び交付金の支出

ア 負担金の主なもの

沖縄県市議会議長会負担金	166 万 6,000 円
全国市議会議長会負担金	131 万 3,000 円
九州市議会議長会負担金	12 万 400 円
イ 補助金	
政務活動費	4,239 万円

3 契約事務の状況

(1) 業務委託契約の主なもの

アメリカ統治下議会議事録電子化事業業務委託	1,064 万 1,747 円
なは市議会だより配布業務委託	718 万 5,024 円
アメリカ統治下議会議事録電子化事業業務委託（その2）	310 万 7,181 円

(2) 使用料及び賃借料の契約の主なもの

複写機賃貸借料	72 万 2,995 円
ファクシミリ賃貸借料	52 万 958 円
議長車両賃貸借料（再リース）	39 万 7,440 円

(3) 修繕料の契約

マイクロバスの車検整備	9 万 3,430 円
茶托修繕	2 万 7,000 円
マイクロバスの点検整備	2 万 5,012 円

4 財産の管理状況

(1) 著作権

那覇市議会史	6 件
--------	-----

(2) 物品

備品 492 品（うち、重要備品 4 品）

重要備品

マイクロバス	418 万 9,500 円
会議用テーブル	142 万 1,400 円
ハイカウンター	134 万 5,050 円
手動モビルラック	123 万 6,000 円

上下水道局

○総務課

1 所掌事務

文書及び公印、秘書、儀式及び交際、広報、庁舎等の管理、貯蔵品の出納保管、財産の取得及び処分並びに財産管理、不用品の処分、情報公開及び個人情報保護、条例・規程等の制定及び解釈・運用、日本水道協会等、職員の任免、服務その他身分、勤務条件、給与、報酬、費用弁償、職員の出張、研修、福利厚生及び労務管理、工事の請負、業務の委託、貯蔵品等の調達、工事及び修繕の検査に関する事務等

2 予算の執行状況

(1) 未収金の主なもの

退職手当に係る一般会計負担金・

児童手当負担金 5,272 万 7,000 円

保険金収入・雇用保険料他 14 万 8,859 円

市町村振興協会研修助成金・雇用保険料収入 7 万 6,004 円

(2) 負担金、補助及び交付金の支出

負担金の主なもの

契約検査業務（下水道事業） 441 万 1,683 円

契約検査業務（水道事業） 210 万 4,032 円

日本水道協会沖縄県支部会費 135 万 5,210 円

3 契約事務の状況

(1) 業務委託契約の主なもの

那覇市上下水道局庁舎警備及び

電話受付業務委託 1,088 万 6,400 円

那覇市上下水道局庁舎清掃業務委託 820 万 8,000 円

那覇市上下水道局出退勤システムプログラム

保守管理業務委託 51 万 8,400 円

(2) 賃借料の契約の主なもの

複写機賃貸借（水道事業） 90 万 3,876 円

タクシー賃借料他 5 件 61 万 4,218 円

複写機賃貸借（下水道事業） 10 万 3,162 円

(3) 修繕費の契約の主なもの

那覇市上下水道局料金サービス課

パーティション設置工事 71 万 2,800 円

1 階料金サービス課レイアウト変更に伴う

通信工事 62 万 6,400 円

4 財産の管理状況

(1) 土地の主なもの

上下水道局庁舎用地 占用 9,905.77 m²、貸付 2,279.00 m²

旧導水管用地（浦添市） 占用 388.21 m²、貸付 1.20 m²

水源地用地 占用 324.11 m²、貸付 272.00 m²

(2) 建物

上下水道局庁舎 A 棟 EV 棟 占用 4,636.62 m²

上下水道局庁舎 B 棟 占用 627.23 m²、貸付 642.75 m²

旧集中監視センター 貸付 257.48 m²

(3) 物品

ア 備品 569 品（那覇市上下水道備品管理規程による備品）

イ 車両 3 台

小型貨物車 228 万円

小型乗用車 193 万 5,000 円

普通乗用車	167 万 4, 057 円
ウ 工具器具及び備品 65 品	
工具器具及び備品の主なもの	
みずの資料室展示設備（一式）	7, 227 万 9, 000 円
駐車場管理システム（一式）	1, 863 万 2, 000 円
庁舎総合案内サイン設備（一式）	789 万 4, 239 円

○企画経営課

1 所掌事務

経営基本計画の策定及び基本的な事業の総合調整、水道事業の変更認可申請、経営に伴う資料収集等、事務事業の改善、統計、職員定数、組織及び事務分掌、特命事項、料金制度、財政計画の策定、予算編成及び執行管理、企業債、決算の調整及び業務状況の公表、経営分析、会計伝票等の審査・保管、現金及び有価証券の出納保管、一時借入金、資金計画及び資金の運用、出納金融機関及び収納取扱金融機関、消費税、電子計算業務に関する事務等

2 予算の執行状況

(1) 未収金の主なもの

雨水負担金	7, 526 万 2, 042 円
一般会計補助金	5, 305 万 8, 103 円
他会計負担金	4, 868 万 6, 497 円

(2) 負担金、補助及び交付金の支出

負担金	
水道事業への共通経費負担金	1 億 7, 094 万 8, 964 円
水道事業への共通経費負担金	9, 193 万 1, 893 円
沖縄県統計協会年会費	1 万 5, 000 円

3 契約事務の状況

(1) 業務委託契約の主なもの

局ネットワーク及びサーバ等の運用・保守業務委託	642 万 8, 160 円
警備輸送並びにこれに関する業務委託	129 万 6, 000 円
記録媒体輸送及び保管業務委託	77 万 7, 600 円

(2) 賃借料の契約

タクシー賃借料（水道事業）	7 万 5, 660 円
タクシー賃借料（下水道事業）	7 万 5, 660 円

4 財産の管理状況

(1) 出資による権利

地方公共団体金融機構出資金（水道事業）	240 万 5, 000 円
地方公共団体金融機構出資金（下水道事業）	414 万 7, 000 円

(2) 債権

第 359 回大阪府公募債	9, 988 万円
---------------	-----------

第 380 回大阪府公募債	9,963 万 8,000 円
第 393 回大阪府公募債	9,965 万 7,000 円
(3) 物品	
ア 備品 169 品（那覇市上下水道備品管理規程による備品）	
イ 工具器具及び備品 329 品	
工具器具及び備品の主なもの	
財務会計システム（1 式）	1,591 万 2,216 円
I T 資産管理システム（1 台）	737 万円
ファイアウォール（1 式）	185 万 6,400 円

○料金サービス課

1 所掌事務

給水契約申込みの受付、水道料金の調定・収納・滞納整理、下水道使用の開始受付・調定・収納・滞納整理、再生水の利用申請・料金の調定・収納、給水装置、指定給水装置工事事業者の申請、量水器の維持管理、排水設備工事、排水設備指定工事店及び責任技術者、事業場から下水道に排除される水の水質管理、水洗便所改造等の補助及び資金貸付けに関する事務等

2 予算の執行状況

(1) 未収金の主なもの

水道料金（現年度分）	12 億 1,370 万 9,351 円
（滞納繰越分）	1,629 万 1,857 円
下水道使用料（現年度分）	6 億 7,569 万 4,882 円
（滞納繰越分）	1,046 万 7,350 円
再生水売却収益（現年度分）	1,049 万 885 円

(2) 負担金、補助金及び交付金の支出

ア 負担金の主なもの

公共下水道汚水処理負担金	17 億 6,227 万 2,499 円
再生水利用負担金	3,712 万 7,686 円
浦添市前田地区徴収事務負担金	85 万 4,712 円

イ 補助金

水洗便所改造等設置補助金	325 万 880 円
--------------	-------------

3 契約事務の状況

(1) 業務委託契約の主なもの

那覇市上下水道局お客様センター業務委託	1 億 4,027 万 4,720 円
水道料金等コンビニ収納代行業務委託	1,365 万 8,373 円
平成 26 年度量水器取替業務委託	813 万 4,744 円

(2) 使用料及び賃借料の契約

タクシー使用料（水道事業）	67 万 4,120 円
タクシー使用料（下水道事業）	66 万 9,370 円

(3) 修繕料の契約の主なもの

再生水排水管設置工事	15 万 120 円
再生水施設修繕工事	5 万 6,700 円
サーバー室電源増設工事	4 万 8,600 円
(4) 補償、補填及び賠償金の契約	
賠償金	
交通事故における損害賠償金	160 万 2,477 円

4 財産の管理状況

(1) 債権

水洗便所改造等資金貸付金	314 万 5,900 円
--------------	---------------

(2) 物品

ア 備品 407 品（那覇市上下水道備品管理規程による備品）

イ 車両運搬具 7 台

車両運搬具の主なもの

貨物自動車	105 万 1,430 円
-------	---------------

軽貨物車	92 万 1,100 円
------	--------------

軽貨物車	77 万 209 円
------	------------

ウ 工具器具及び備品 84 品

工具器具及び備品の主なもの

レーザープリンター（1 台）	960 万円
----------------	--------

ハンディターミナル（20 台）	758 万 6,400 円
-----------------	---------------

料金システムサーバー（1 台）	657 万円
-----------------	--------

○配水管理課（旧配水課）

1 所掌事務

配水の調査・計画及び操作、受水、水質試験及び水質検査、水質検査の記録・統計及び報告、試験用薬品の管理及び使用、配水ポンプ場及び配水池の維持管理に関する事務等

2 契約事務の状況

(1) 業務委託契約の主なもの

上水道施設運転監視業務委託	1,998 万円
---------------	----------

平成 26 年度定期水質検査業務委託	918 万円
--------------------	--------

上水道施設計装設備保守点検業務委託	426 万 6,000 円
-------------------	---------------

(2) 使用料及び賃借料の契約

土地賃借料（新川配水池用地）	376 万 1,185 円
----------------	---------------

土地賃借料（豊見城配水池）	120 万円
---------------	--------

タクシー使用料	1 万 5,230 円
---------	-------------

(3) 修繕料の契約の主なもの

垣花ポンプ場・赤嶺配水池シーケンサー取替	444 万 2,040 円
----------------------	---------------

上水道集中監視システム定期整備	356 万 4,000 円
-----------------	---------------

豊見城ポンプ場内配管修繕工事	169 万 200 円
----------------	-------------

3 財産の管理状況

(1) 土地の主なもの

安里配水池	占用 10,976.00 m ² 、貸付 22.00 m ²
泊配水池	占用 8,942.47 m ² 、貸付 1,356.53 m ²
赤嶺配水池	占用 4,088.86 m ² 、貸付 0.14 m ²

(2) 建物の主なもの

豊見城ポンプ場	占用 998.59 m ²
石嶺ポンプ場	占用 815.72 m ²
垣花ポンプ場	占用 610.04 m ²

(3) 物品

ア 備品 260 品（那覇市上下水道備品管理規程による備品）

イ 車両運搬具 3 台

軽貨物車	120 万 7,958 円
貨物車	120 万円
軽貨物車	87 万 6,500 円

ウ 工具器具及び備品 53 品

工具器具及び備品の主なもの

給水タンク（3 台）	284 万 4,000 円
ドラフトチャンバー（1 台）	94 万 8,000 円
色度濁度測定器（1 台）	90 万 2,000 円

○配水管理課(旧管理課)

1 所掌事務

給水管・送水管・配水管及びこれらの附属設備の機能を維持・管理するための調査・設計及び施工監理、管理図面の作成及び原図管理、漏水防止の計画及び実施、漏水防止の啓発、給水管・送水管・配水管及びこれらの附属設備の修繕に関する事務等

2 予算の執行状況

(1) 未収金

都市モノレール工事関連（補償金）	301 万 6,440 円
修繕料（雑収益）	228 万 3,000 円

(2) 負担金、補助金及び交付金の支出

負担金

平成 26 年度企業局施設用地(借地)の土地賃借料	7 万 2,508 円
無線技師資格取得講習会出席負担金	2 万 5,870 円
電波利用料	2 万 400 円

3 契約事務の状況

(1) 業務委託契約の主なもの

水道管緊急修繕工事及び保安業務（5 件）	3,194 万 6,400 円
漏水調査業務委託（3 件）	1,777 万 6,800 円
マッピングシステム保守及び	

データ更新支援業務委託	492 万 8, 040 円
(2) 使用料及び賃借料の契約	
土地賃借料	6 万 3, 432 円
タクシー使用料	2 万 780 円
(3) 修繕料の契約の主なもの	
水道管緊急修繕工事及び保安業務（5 件）	1 億 9, 693 万 1, 520 円
平成 26 年度那覇市一円代用管布設工事	2, 316 万 6, 000 円
アスファルト路面復旧工事	1, 910 万 5, 200 円

4 財産の管理状況

(1) 物品

ア 備品 265 品（那覇市上下水道備品管理規程による備品）	
イ 車両運搬具 9 台	
車両運搬具の主なもの	
貨物車	203 万 6, 810 円
貨物自動車	189 万 440 円
貨物車	187 万 1, 083 円
ウ 工具器具及び備品 97 品	
工具器具及び備品の主なもの	
マッピングシステム(データ) (一式)	9, 411 万 2, 826 円
平成 20 年度マッピングシステム用	
サーバー (1 台)	727 万 1, 116 円
業務無線アンテナ鉄塔 (1 台)	494 万 6, 780 円

○水道工務課

1 所掌事務

中短期計画及び調整、水道施設の拡張改良の設計及び施工監理、工事の設計基準、工事の精算に関する事務

2 予算の執行状況

- (1) 未収金
なし
- (2) 負担金、補助及び交付金の支出
なし

3 契約事務の状況

- (1) 業務委託契約
 - 小禄地区水運用検討業務委託 594 万円
 - 那覇市水道施設更新（耐震化）基本計画改定業務委託 291 万 6, 000 円
 - 設計積算システムソフトウェア保守業務委託 55 万 800 円
- (2) 工事及び設計委託の契約の主なもの

国道 507 号線第 5 次配水幹線布設替工事

1 億 3,359 万 6,000 円

配水系統中ブロック化に伴う通信施設整備工事 (繰越)

9,825 万 3,100 円

県道 241 号線配水管布設替工事

8,769 万 6,000 円

(3) 使用料及び賃借料の契約

パソコン関連機器賃借料

37 万 1,700 円

図面用複写機賃借料

16 万 8,840 円

タクシー使用料

4 万 5,380 円

(4) 修繕料の契約

車検代 (2 台)

5 万 7,256 円

修理代 (1 台)

3 万 5,013 円

4 財産の管理状況

(1) 物品

ア 備品 173 品 (那覇市上下水道局備品管理規程による備品)

イ 車両運搬具 4 台

貨物自動車 (2 台)

284 万 3,650 円

軽貨物車 (1 台)

83 万 1,400 円

原動機付自転車 (1 台)

12 万 9,000 円

ウ 工具器具及び備品 33 品

工具器具及び備品の主なもの

設計計算 CAD システム

690 万 1,200 円

車載用無線機 (固定式)

50 万 5,873 円

スライド式書棚

39 万円

○下水道課

1 所掌事務

下水道施設の維持管理、下水道の災害復旧工事、下水道敷の占有許可等、法定外公共物、流域関連公共下水道水量及び水質調査、下水道施設管理上の調整及び指導等、下水道の供用開始、那覇市雨水対策協議会、河川の協議、下水道事業計画及び認可申請、下水道の設計及び施工監理、再生水事業の施設の設計及び施工監理に関する事務

2 予算の執行状況

未収金

土地売却代金

27 万 5,000 円

3 契約事務の状況

(1) 業務委託契約の主なもの

平成 26 年度公共下水道維持管理業務委託 (その 2)

3,987 万 3,600 円

平成 26 年度公共下水道維持管理業務委託 (その 1)

	3,942 万円
平成 26 年度排水路維持管理業務委託	1,749 万 6,000 円
(2) 工事及び設計委託契約の主なもの	
平成 25 年度 16 工区西地内公共下水道工事	8,485 万 5,600 円
平成 25 年度 15 工区久茂地地内公共下水道工事	
	7,946 万 1,000 円
平成 25 年度 4 工区首里石嶺町地内公共下水道工事	
	5,214 万 3,480 円
(3) 使用料及び賃借料の契約の主なもの	
業務用自動車賃借料 (2 台)	82 万 5,300 円
雨水維持管理用自動車賃貸料	67 万 7,880 円
タクシー使用料	56 万 570 円
(4) 修繕料の契約の主なもの	
平成 25 年度石嶺線公共下水道移設工事	6,274 万 8,000 円
平成 26 年度 2 工区公共下水道修繕工事	3,061 万 8,000 円
平成 26 年度古波蔵地内排水路外 3 箇所修繕工事	
	1,819 万 8,000 円
(5) 補償、補填及び賠償金の契約	
補償金	
公共下水道事業	810 万 6,760 円

4 財産の管理状況

(1) 土地の主なもの	
具志汚水中継ポンプ場用地	占用 1,300.34 m ²
赤嶺汚水中継ポンプ場用地	占用 1,260.01 m ²
美栄橋雨水ポンプ場予定地	貸付 420.34 m ²
(2) 建物の主なもの	
具志汚水中継ポンプ場	占用 450.16 m ²
赤嶺汚水中継ポンプ場 (ポンプ棟)	占用 270.56 m ²
古波蔵雨水ポンプ場	占用 80.36 m ²
(3) 物件	
区分地上権	14.48 m ²
(6) 物品	
ア 備品 276 品 (那覇市上下水道局備品管理規程による備品)	
イ 車両運搬具 3 台	
貨物自動車	173 万 3,680 円
貨物自動車	139 万円
軽自動車	84 万 2,593 円
ウ 工具器具及び備品 40 品	
工具器具及び備品の主なもの	
財務会計システム	1,591 万 2,215 円
下水道情報管理システム (追加ライセンス)	
	296 万 3,229 円
公共下水道使用開始届保管棚	117 万 1,429 円

○監査委員事務局

1 所掌事務

監査に関する基礎資料の収集整理、監査事務の企画運営、外部監査、公文書の公開又は非公開、人事、公印の管守、例規の制定改廃、物品の出納保管、文書の收受・発送、その他事務局の庶務に関する事務等

2 予算の執行状況

(1) 未収金

なし

(2) 負担金、補助及び交付金の支出

負担金の主なもの

全国都市監査委員会会費	8 万 9,000 円
九州各市監査委員会会費	3 万 6,000 円
NOMA 行政管理講座受講負担金	3 万 1,320 円

3 契約事務の状況

(1) 業務委託契約

平成 26 年度工事技術調査業務	36 万 5,920 円
------------------	--------------

(2) 使用料及び賃借料の契約

複写機リース料	18 万 9,697 円
タクシー使用料	6 万 7,730 円

4 財産の管理状況

(1) 物品

備品 192 品（重要備品 なし）

正 誤

○那覇市公報第1660号の正誤

2016(平成28)年 1 月15日付け那覇市公報第1660号に登載された那覇市規則第45号について、次のとおり訂正する。

ページ 1619

訂正箇所 上から10行目及び11行目

〔訂正前〕

〔第 8 号様式 別記〕
〔第 11 号様式 別記〕
〔第 12 号様式 別記〕
〔第 13 号様式 別記〕

〔第 8 号様式 別記〕
〔第 11 号様式 別記〕
〔第 12 号様式 別記〕
〔第 13 号様式 別記〕

〔訂正後〕

〔第 8 号様式 別記〕
〔第 13 号様式 別記〕

〔第 8 号様式 別記〕
〔第 13 号様式 別記〕

ページ	訂正箇所	訂 正 内 容	
		訂 正 前	訂 正 後
1626	下から16行目	公開決定等に対する	<u>公開決定等に対する</u>